昭和五十四年通商産業省令第七十四号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項、第六条第二項、第七条、第九条、第十一条及び第二十条第一号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第一項並びに第五条第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則を次のように制定する。

（定義）

第一条　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（化石燃料の種類）

第二条　法第二条第二項の経済産業省令で定める石油製品は、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス及び石油ガス（液化したものを含む。以下同じ。）とする。

2　法第二条第二項の経済産業省令で定める石炭製品は、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガスとする。

第三条　法第二条第二項の経済産業省令で定める用途は、燃焼及び燃料電池による発電とする。

（換算の方法）

第四条　令第二条第二項に規定する使用した化石燃料及び非化石燃料（以下この条において「燃料」という。）の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

2　令第二条第二項に規定する熱の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　他人から供給された熱にあつては、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　燃料を熱源とする熱以外の熱（前号に掲げるものを除く。）にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

3　令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一　燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。（ただし、換算係数に相当する係数で当該電気の熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。）

二　前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量千キロワット時に八・六四ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第五条　法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第六条　法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）及びその設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定事業者に係る指定の取消しの申出）

第七条　法第七条第四項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理統括者の選任）

第八条　法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　特定事業者は、法第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3　特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）は、法第二十七条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

4　認定管理統括事業者は、法第三十九条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十一条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

5　前三項の承認を受けようとする特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄

区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第十三条第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

一　前三項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前三項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

（エネルギー管理統括者の業務）

第九条　法第八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条　法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

第十一条　法第三十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　認定管理統括事業者が設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第十二条　法第八条第三項、第二十条第三項又は第三十二条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理企画推進者の選任）

第十三条　法第九条第一項、第二十一条第一項又は第三十三条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　特定事業者等は、法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3　前項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前項の規定により選任するエネルギー管理企画推進者の執務に関する説明書

（資質の向上を図るための講習の期間）

第十四条　法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出）

第十五条　法第九条第三項、第二十一条第三項又は第三十三条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（第一種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第十六条　法第十条第二項、第二十二条第二項、第三十四条第二項又は第四十三条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（エネルギー管理者の選任）

第十七条　法第十一条第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

3　第一種特定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用

の方法の改善及び監視並びに第十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

4　第一種認定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

5　第一種管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

6　前四項の承認を受けようとする第一種特定事業者、第一種特定連鎖化事業者、第一種認定管理統括事業者又は第一種管理関係事業者（以下「第一種特定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければならない。

一　前四項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前四項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

（エネルギー管理者の業務）

第十八条　法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第十九条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十条　法第三十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十一条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（エネルギー管理者の選任又は解任の届出）

第二十二条　法第十一条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第二項又は第四十四条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（エネルギー管理員の選任）

第二十三条　法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一　エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二　エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2　第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3　第二種特定事業者は、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十五条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

4　第一種指定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十六条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

5　第二種特定連鎖化事業者は、その設置している第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十七条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

6　第一種指定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十八条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）

の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員として選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

7　第二種認定管理統括事業者は、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

8　第一種指定管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第一種指定管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

9　第二種管理関係事業者は、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣（当該第二種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

10　前八項の承認を受けようとする第一種指定事業者、第二種特定事業者、第一種指定連鎖化事業者、第二種認定管理統括事業者、第一種指定管理統括事業者、第二種認定管理関係事業者又は第二種管理関係事業者（以下「第一種指定事業者等」という。）は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣（当該第一種指定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。）に提出しなければならない。

一　前八項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前八項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する説明書

（エネルギー管理員の業務）

第二十四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十五条　法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十六条　法第二十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十七条　法第二十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十八条　法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第二十九条　法第三十八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十条　法第四十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

第三十一条　法第四十七条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

（資質の向上を図るための講習の期間）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十七条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日）の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一　法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二　エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受させなければならない。

（エネルギー管理員の選任又は解任の届出）

第三十三条　法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第三項、第三十六条第三項、第三十八条第三項、第四十五条第三項又は第四十七条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出）

第三十四条　法第十三条第二項、第二十五条第二項、第三十七条第二項又は第四十六条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第三十五条　法第十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項又は第三十九条第一項及び第二項の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

一　エネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「エネルギーの使用の合理化に関する判断基準」という。）に定めるエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合又は当該年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定める電気需要最適化評価原単位を当該年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。）が九十九パーセント以下であること。

二　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。

３　第一項の規定にかかわらず、法第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

（定期の報告）

第三十六条　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第三十七条　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量

二　前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等（第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等を除く。）にあつては、その使用量

三　エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

四　エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

五　判断基準の遵守状況及び電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

六　生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

七　エネルギーの使用の効率

八　判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値

九　非化石エネルギーの使用状況

十　エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

第三十八条　特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することができる。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第三十九条　法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

二　事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の（1）から（4）のいずれかを指定している定め

（1）空気調和設備の機種、性能又は使用方法

（2）冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

（3）照明器具の機種、性能又は使用方法

（4）調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

２　事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第四十条　法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第四十一条　法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出）

第四十二条　法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（密接関係者の要件）

第四十三条　法第三十一条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九

号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条　法第三十一条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条　経済産業大臣は、法第三十一条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第三十一条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条　法第三十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三　工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

（連携省エネルギー計画の認定の申請）

第四十七条　法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（連携省エネルギー計画の認定）

第四十八条　経済産業大臣は、法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四十九条　法第五十一条第一項の規定により連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第五十条第一項の認定を受けた者（以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。）は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー計画（法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五十一条第四項において準用する法第五十条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第四項において準用する同法第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を認定者に交付するものとする。

（軽微な変更）

第五十条　法第五十一条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第五十条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第五十一条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定者は、様式第十七による届出書を提出して行わなければならない。

（認定連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第五十一条　経済産業大臣は、法第五十一条第三項の規定により認定連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定が取り消される認定者に交付するものとする。

（定期の報告）

第五十二条　法第五十三条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第五十三条　法第五十三条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量（法第五十条第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　エネルギーの使用の効率（法第五十条第四項（法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（確認調査の申請）

第五十四条　法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

（調査事項）

第五十五条　法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査は、前年度における第三十七条各号に掲げる事項について行うものとする。

（書面の交付）

第五十六条　法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付は、様式第二十による書面を交付して行うものとする。

（報告）

第五十七条　法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項又は第八十七条第三項の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

（登録の申請）

第五十八条　法第八十八条の規定により登録の申請をしようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二　事業所の名称及び所在地を記載した書類

三　登録申請者が法第八十九条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四　確認調査を実施する者の氏名及び略歴

五　法第九十条第一項第二号イに規定する部門（以下「確認調査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

六　確認調査部門の専任の管理者（以下「確認調査部門管理者」という。）及び信頼性確保部門の責任者（以下「信頼性確保部門責任者」という。）の氏名

七　確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が登録調査機関の役員又は当該部門を管

理する上で必要な権限を有する者であることを説明した書類

八　法第九十条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

イ　組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書

ロ　確認調査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書

ハ　精度管理（確認調査の精度を適切に保つことをいう。以下同じ。）の方法を記載した文書

ニ　信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書

九　確認調査の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

（登録の更新の手続）

第五十九条　法第九十一条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

（確認調査部門管理者の業務）

第六十条　確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　確認調査部門の業務を統括すること。

二　次条第三号の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講ずること。

三　確認調査について第六十二条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四　その他必要な業務

（信頼性確保部門の業務）

第六十一条　信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第五十八条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。

二　第五十八条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

三　第一号の内部点検及び前号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四　その他必要な業務

（確認調査の方法）

第六十二条　法第九十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

一　確認調査の項目及び項目ごとの調査方法

二　確認調査に当たっての注意事項

三　確認調査により得られた結果の処理の方法

四　確認調査に関する記録の帳簿への記載事項

五　作成及び改定年月日

（利害関係を有する事業者）

第六十三条　法第九十二条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

一　当該登録調査機関

二　当該登録調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録調査機関を子会社とする株式会社をいう。）

三　役員又は職員（過去二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該登録調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者

四　役員又は職員のうちに当該登録調査機関（法人であるものを除く。）又は当該登録調査機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

五　当該登録調査機関との取引関係その他の利害関係が確認調査に影響を及ぼすおそれがある事業者

（事業所の変更の届出）

第六十四条　登録調査機関は、法第九十三条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第六十五条　登録調査機関は、法第九十四条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第六十六条　登録調査機関は、法第九十四条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の記載事項）

第六十七条　法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認調査の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　確認調査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　確認調査の業務を行う場所に関する事項

四　確認調査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

五　法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付に関する事項

六　確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項

七　確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の配置に関する事項

八　確認調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

九　確認調査の申請書その他確認調査に関する書類の保存に関する事項

十　財務諸表等（法第九十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。）の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十一　前各号に掲げるもののほか、確認調査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第六十八条　登録調査機関は、法第九十五条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十九条　法第九十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第九十六条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第七十条　法第百一条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認調査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　確認調査の申請を受けた年月日

三　確認調査を行った特定事業者等又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者等を除く。）の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四　確認調査を行った年月日

五　確認調査を実施した者の氏名

六　確認調査の概要及び結果

七　第五十八条第八号ニの研修に関する記録

八　第六十一条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）に関する記録

2　登録調査機関は、法第百一条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第七十一条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（公示）

第七十二条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八十四条第一項の登録をしたとき。	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　確認調査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　登録をした年月日
法第九十三条の規定による届出があつたとき。	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　変更後の確認調査の業務を行う事業所の所在地 三　変更する年月日
法第九十五条の規定による届出があつたとき。	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　休止し、又は廃止する確認調査の業務の範囲 三　確認調査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四　確認調査の業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間
法第百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき	一　登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　確認調査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた確認調査の業務の範囲及びその期間

（貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件）

第七十三条　法第百九条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

（準荷主が荷主に行う指示事項）

第七十四条　法第百十条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所

二　貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出）

第七十五条　法第百十三条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第七十六条　法第百十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量）とする。

（特定荷主に係る指定の取消しの申出）

第七十七条　法第百十三条第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

（中長期的な計画の提出）

第七十八条　法第百十四条又は第百十八条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百十四条第一項又は第百十八条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（その効率を算定しようとする年度に係るエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。）が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

3　第一項の規定にかかわらず、法第百十四条第二項又は第百十八条第二項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

（定期の報告）

第七十九条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第八十条　法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百十一条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

三　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

四　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率

五　非化石エネルギーの使用状況

六　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

（密接関係荷主の要件）

第八十一条　法第百十七条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括荷主の認定）

第八十二条　法第百十七条第一項の規定による認定を受けようとする荷主（以下この条において「申請者」という。）は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十七条第一項の規定に基づき認定する。」

3　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括荷主の認定の取消し）

第八十三条　経済産業大臣は、法第百十七条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消され

る法第百十七条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件）

第八十四条　法第百十七条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

（荷主連携省エネルギー計画の認定の申請）

第八十五条　法第百二十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主（次条において「申請者」という。）は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

（荷主連携省エネルギー計画の認定）

第八十六条　経済産業大臣は、法第百二十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

2　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八十七条　法第百二十二条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第百二十一条第一項の認定を受けた荷主（以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。）は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、法第百二十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（法第百二十二条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。）の写しを添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百二十二条第四項において準用する法第百二十一条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百二十二条第四項において準用する同法第百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

4　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十七による通知書を認定荷主に交付するものとする。

（軽微な変更）

第八十八条　法第百二十二条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百二十一条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、荷主連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

2　法第百二十二条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

（認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し）

第八十九条　経済産業大臣は、法第百二十二条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

（定期の報告）

第九十条　法第百二十四条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第九十一条　法第百二十四条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。）（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

二　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

三　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率（法第百二十一条第四項（法第百二十二条第四項にて準用する場合を含む。）の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。）

（特定エネルギー消費機器の適用除外）

第九十二条　令第十八条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一　圧縮用電動機を有しない構造のもの

二　電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

三　機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

四　専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

五　スポットエアコンディショナー

六　車両その他の輸送機関用に設計されたもの

七　室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

八　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの

九　高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

十　専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

十一　床暖房又は給湯の機能を有するもの

十二　分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

十三　冷房の用のみに供するもの

十四　窓に設置される構造のもの

十五　壁を貫通して設置される構造のもの

十六　冷房能力が二十八キロワットを超えるもののうち、分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもの（各室内機を個別に制御するものに限る。）以外のもの

2　令第十八条第三号の経済産業省令で定める照明器具は、次に掲げるものとする。

一　蛍光灯器具又はエル・イー・ディー・電灯器具以外のもの

二　ＪＩＳ（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Ｃ八一〇五―三（二〇一一）、ＪＩＳＣ八一〇六（二〇一五）又はＪＩＳＣ八一一五（二〇一四）の対象となるもの以外のもの

三　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

四　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの

五　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色（以下「昼光色等」という。）以外の光だけを発するもの並びに調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの

六　四〇形未満の直管形蛍光ランプを使用する蛍光灯器具又は同等の寸法のエル・イー・ディー・電灯器具であって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくは直付け形のもの

七　規制等により安全や光環境を担保するための配光制御を必要とする構造のもの
八　ＪＩＳＣ八一一二（二〇一四）の対象となるエル・イー・ディー・卓上スタンド又は蛍光灯卓上スタンド

3　令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。
一　ブラウン管を有するもの
二　テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）による国内基幹放送（同法第十五条に規定する国内基幹放送をいう。）を受信することができないもの
三　映像を表示する装置であつて直視型でないもの
四　プラズマディスプレイパネルを有するもの
五　表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの
六　ワイヤレス方式のもの
七　電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

4　令第十八条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。
一　カラー複写機
二　毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの
三　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの
四　毎分十三枚以上の複写ができない構造のもの
五　デジタル式以外のもの

5　令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。
一　四を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
二　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が一秒につき十ギガビット以上のものに限る。）が五百十二本以上のもの
三　サーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。）において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
四　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、六十四ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
五　サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
六　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

6　令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するものとする。

7　令第十八条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。
一　音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
二　走査線数が千百二十五本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
三　再生機能のみを有する構造のもの
四　デジタル放送受信機内蔵のもの

8　令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。
一　家庭用のもののうち、次に掲げるもの
イ　吸収式のもの
ロ　ワイン貯蔵が主な用途であるもの
二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの
イ　冷蔵室の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷気強制循環形のもの
ロ　冷気自然対流形のもの
ハ　定格内容積が二千リットルを超えるもの
ニ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの
ホ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの
ヘ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
ト　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの
チ　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
リ　水冷式凝縮器を有するもの
ヌ　筐体の両面に扉を有する構造のもの
ル　ドロワー冷蔵庫
ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

9　令第十八条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。
一　家庭用のもののうち、吸収式のもの
二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの
イ　定格内容積が二千リットルを超えるもの
ロ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの
ハ　一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）、一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）又は一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）を冷媒として使用しないもの
ニ　定格貯蔵温度をマイナス三十度以下に維持できるもの
ホ　電源から切り離した状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
ヘ　横型のものであつて高さの外形寸法（流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。）が六百五十ミリメートル以下のもの
ト　縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
チ　水冷式凝縮器を有するもの
リ　筐体の両面に扉を有する構造のもの
ヌ　専ら検査用の食品を保管するためのもの
ル　ドロワー冷凍庫
ヲ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

10　令第十八条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。
一　都市ガスのうち一三Ａのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Ａのガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
二　半密閉式ガスストーブ
三　最大の燃料消費量が四・〇リットル毎時を超える構造の半密閉式石油ストーブ
四　最大の燃料消費量が二・七五リットル毎時を超える構造の密閉式石油ストーブ

11　令第十八条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。
一　業務の用に供するために製造されたもの
二　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
三　ガスグリル
四　ガスクッキングテーブル
五　カセットこんろ

12　令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＳ二一〇九（二〇一九）又はＪＩＳＳ二一一二（二〇一九）の対象となるもの以外のもの
二　業務の用に供するために製造されたもの
三　都市ガスのうち一三Ａのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
四　ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であつて、給排気方式が開放式以外のもの
五　ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの
イ　給湯の機能を有しないもの
ロ　通気方式が自然通気式のもの
ハ　循環方式が自然循環式のもの
ニ　屋内に設置する構造のもの

13　令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＳ三〇二一（二〇一七）、ＪＩＳＳ三〇二四（二〇一七）又はＪＩＳＳ三〇二七（二〇一七）の対象となるもの以外（ＪＩＳＳ二〇九一（二〇一三）に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。）のもの
二　業務の用に供するために製造されたもの
三　給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの
六　暖房の用のみに供するもの

四　暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの

14　令第十八条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

一　温水洗浄装置のみのもの

二　可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

三　専ら鉄道車両において用いるためのもの

15　令第十八条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

一　カップ形の容器を用いる飲料を販売するためのもののうち、熱電素子を使用するもの

二　専ら鉄道車両において用いるためのもの

三　卓上型のもの

四　ビール（発泡酒を含む。）を除くアルコール飲料を販売するためのもの

16　令第十八条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

一　Ｈ種絶縁材料を使用するもの

二　スコット結線変圧器

三　三以上の巻線を有するもの

四　柱上変圧器

五　単相変圧器であつて定格容量が五キロボルトアンペア以下のもの又は五百キロボルトアンペアを超えるもの

六　三相変圧器であつて定格容量が十キロボルトアンペア以下のもの又は二千キロボルトアンペアを超えるもの

七　樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

八　定格二次電圧が百ボルト未満のもの又は六百ボルトを超えるもの

九　風冷式又は水冷式のもの

17　令第十八条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。

一　電子回路を有さないもの

二　最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のもの

18　令第十八条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。

一　業務の用に供するために製造されたもの

二　定格入力電圧が二百ボルト専用のもの

三　庫内高さが百三十五ミリメートル未満のもの

四　システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

19　令第十八条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。

一　ビデオテープレコーダー及び磁気ディスク装置を有さないもの

二　ゲーム機能を有するもの

三　サーバ機能を有するもの

四　光ディスクの記録及び再生に用いるレーザー光の波長が六百ナノメートル以下のもの

20　令第十八条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。

一　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき二百メガビットを超えるもの（第六号に掲げるものを除く。）

三　非同期転送モードを用いるための装置を容易に取り外すことができないもの

四　電力線に十キロヘルツ以上の高周波電流を重畳する機能を有するもの

五　電気通信信号を送受信するための接続口のうち音声を送受信するためのもの（インターネットプロトコルを用いるものを除く。）の数が三以上のもの

六　インターネットプロトコルのパケットを無線で送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき百メガビットを超えるもの

七　人工衛星を利用する機能を有するもの

八　直交周波数分割多重方式により、五十三以上の副搬送波を多重化して送信する機能を有するもの

九　仮想閉域網を設定する機能を有するもの

十　電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

21　令第十八条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。

一　イーサネットのフレームを伝送交換しないもの

二　インターネットプロトコルのパケットを伝送交換するもの

三　電気通信信号を送受信するための接続口のうち二線式の接続方式を用いるものの数が半数以上のもの

四　筐体及び電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの

五　電気通信信号を無線で中継する装置を制御するためのもの

六　主に電力を供給するためのものであつて経済産業大臣が定めるもの

22　令第十八条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　原稿台を有しない構造のもの

三　モノクローム複合機であつて毎分八十六枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

四　カラー複合機であつてモノクロームで毎分六十一枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの

五　モノクロームで毎分十三枚以上の複写又は印刷ができない構造のもの

六　デジタル式以外のもの

七　複合機用デジタルフロントエンド（複合機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

23　令第十八条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

一　定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

二　モノクロームプリンターであつて毎分八十六枚以上の印刷が可能な構造のもの

三　カラープリンターであつてモノクロームで毎分六十一枚以上の印刷が可能な構造のもの

四　モノクロームで毎分十三枚以上の印刷ができない構造のもの

五　デジタル式以外のもの

六　印刷機用デジタルフロントエンド（印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。）を内蔵するもの

24　令第十八条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25　令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一　次のイからトまでの全てに該当するもの以外のもの

イ　定格周波数又は基底周波数が五十ヘルツ±五パーセントのもの、六十ヘルツ±五パーセントのもの又は五十ヘルツ±五パーセント及び六十ヘルツ±五パーセントの共用のもの

ロ　同一速度で運転するもの

ハ　定格電圧が千ボルト以下のもの

ニ　定格出力が〇・七五キロワット以上三百七十五キロワット以下のもの

ホ　極数が二極、四極又は六極のもの

ヘ　ＪＩＳＣ四〇三四―三〇（二〇一一）に規定する使用の種類がＳ１のもの、又はＳ３のものであつて、負荷時間率が八十パーセント以上のもの

ト　商用電源で駆動するもの

二　製品（輸出用のものを除く。）に組み込まれているものであつて、分離して法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三　ＪＩＳＣ四〇〇三（二〇一〇）に規定する耐熱クラスが百八十（Ｈ）、二百（Ｎ）、二百二十（Ｒ）及び二百五十のもの

四　デルタスター方式のもの

五　船舶及び海洋構造物用に設計されたもの

六　液体中で使用される構造のもの

七　同期速度と回転子の回転速度との差の比率が次に掲げるもの

イ　出力が〇・七五キロワット以上百十キロワット以下の場合　五パーセント以上

ロ　出力が百十キロワット超三百七十五キロワット以下の場合　三パーセント以上

八　ダム及び堰のゲート用に設計されたもの

九　固定子又は回転子が金属材料で覆われたもの

十　極低温用のもの（マイナス二十度未満で使用するために設計されたものをいう。）

十一　インバーター駆動のもののうち、他力通風形のもの

十二　輸出用の製品に組み込まれるために製造されたもの

26　令第十八条第二十八号の経済産業省令で定める電球は、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＣ七五〇一（二〇一一）の対象となるもの以外の白熱電球

二　ＪＩＳＣ七六五一（二〇一〇）の対象となるもの以外の蛍光ランプ

三　ＪＩＳＣ八一五八（二〇一七）の対象ではないエル・イー・ディー・ランプであつて、ＪＩＳＣ七七〇九―一（二〇一八）に規定する口金がＥ一七以外のもの

四　ＪＩＳＣ七六〇四（二〇〇六）の対象となる高圧水銀ランプ
五　振動又は衝撃に耐えることを主目的として設計されたもの
六　高温若しくは高湿又は低温の場所で使用することを主目的として設計されたもの
七　防滴構造を有するもの
八　光束を調整する機能を有するもの
九　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上の蛍光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ
十　昼光色等以外の光だけを発するもの又は調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの
十一　反射鏡を有する構造のもの
十二　植物の育成用として設計されたもの
十三　熱源用として設計されたもの

27　令第十八条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。
一　ＪＩＳＢ八六三一―二（二〇一一）の対象となるもの以外のもの
二　冷凍機を、ショーケース本体を設置する場所とは別の場所に設置するもの
三　冷凍機を内蔵するもののうち、次に掲げるもの
イ　その内部のものを取り出す扉を有するものであつて、冷気自然対流形のもの（上面に透光性の材料を使用したものを除く。）
ロ　上面が開放されておらず、かつ、側面のうち三面に透光性の材料を使用したもの
ハ　高さが千六百五十ミリメートルを超えるもの、又は電動機の定格消費電力の合計が三百ワットを超えるものであつて、冷凍機をショーケース本体の上部に有するもの
ニ　上面が開放されておらず、かつ、側面のうち少なくとも一面が常時開放されているもののうち、エアーカーテン（ショーケースの周囲の温度等によるその内部に及ぼす影響を低減するための空気流をいう。ホにおいて同じ。）を発生させないもの、又は発生させるものであつて奥行きの最大の外形寸法が八百ミリメートル以上のもの
ホ　上面にエアカーテンを発生させるものであつて、その内部の平均温度が十五度のもの、冷気自然対流形のもの又は陳列室（その内部のものを保冷状態で陳列するための室をいう。）が二つあるもの
ヘ　注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、送風機、冷凍機若しくはヒーターの能力、断熱性能又は照明性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が十台未満のもの

（エネルギー消費効率）
第九十三条　法第百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第三の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

（特定熱損失防止建築材料の適用除外）
第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。
一　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち面材を有しないもの
二　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち吹付式のもの
三　ガラス繊維（グラスウールを含む。以下この条において同じ。）、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの
四　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が四十キログラム毎立方メートルを超えるもの

2　令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。
一　片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの
二　雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの
三　外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの
四　防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの
五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

3　令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。
一　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの
二　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの
三　ＪＩＳＲ三二〇六（二〇〇三）に規定する強化ガラスであるもの
四　ＪＩＳＲ三二一一（二〇一二）に規定する熱線反射ガラス

（熱損失防止性能）
第九十五条　法第百五十六条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第四の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

（開示）
第九十六条　法第百五十八条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。
第九十七条　法第百五十八条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。
第九十八条　法第百五十八条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによつて他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

（計画の作成及び公表）
第九十九条　法第百五十九条第一項で定める要件は、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が五億キロワット時未満の者であることとする。
第九十九条の二　法第百五十九条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の年月日及び時刻とする。

（立入検査の身分証明書）
第百条　法第百六十六条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

（光ディスクによる手続）
第百一条　第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書及び第七十八条の計画書、第七十九条の報告書及び第九十条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第四十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）
第百二条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）
第百三条　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第三項の規定は適用しない。

2　情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の

報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等は、当該報告書等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3　報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

第百四条　前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

附　則

1　この省令は、法の施行の日（昭和五十四年十月一日）から施行する。

2　熱管理法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十号）は廃止する。

3　法の施行の日から昭和五十五年八月三十一日までの間に、法第六条第一項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場についての第五条第一号の規定の適用については、同号中「エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から六月以内に」とあるのは、「昭和五十六年二月二十八日までに」とする。

附　則（昭和五九年三月九日通商産業省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年二月二十一日から適用する。この場合において、昭和五十九年二月二十一日から同年三月八日までの間は、第九条第二項の改正規定中「第四条第二号」とあるのは、「第五条第二号」と読み替えて適用する。

附　則（平成五年七月三〇日通商産業省令第四二号）

この省令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

附　則（平成五年一二月一三日通商産業省令第九一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年四月一八日通商産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年九月七日通商産業省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年一月二五日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年三月六日通商産業省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成九年二月二六日通商産業省令第六号）

この省令は、平成九年二月二十六日から施行する。ただし、平成九年五月末日までに提出することとされている報告にあつては、様式第四第五表及び第七表並びに様式第五第五表中「原単位が年平均一％以上改善できなかつた場合その理由」とあるのは「原単位が前年度に比し、悪化した場合その理由」と読み替えるものとする。

附　則（平成九年四月九日通商産業省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

第一条　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一月二五日通商産業省令第三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二二日通商産業省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三四九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一三年一二月二八日経済産業省令第二四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年三月二七日経済産業省令第五四号）

この省令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

附　則（平成一四年一二月二七日経済産業省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附　則（平成一五年二月二四日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附　則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一六年一〇月六日経済産業省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一八年三月二九日経済産業省令第一九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第三号又は第四号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条各号列記以外の部分中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、「エネルギー管理者」と、同条第二号中「エネルギー管理員を」とあるのは「旧法第十条の二第一項のエネルギー管理員を」と、「法第十三条第二項」とあるのは「同条第二項」と、「エネルギー管理員に」とあるのは「エネルギー管理者に」と読み替えるものとする。

2　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定により改正令附則第三条第五号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、新規則第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と読み替えるものとする。

第三条　改正法附則第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める者は、次の表の上欄に掲げるエネルギ

ーの使用の合理化の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

燃料及び熱の使用の合理化		旧熱管理士（改正法の施行の際現に同法による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。）又は旧熱講習修了者（改正法施行の際現にエネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令（平成十八年経済産業省令第十六号）による改正前のエネルギー管理員の講習に関する規則（以下「旧講習規則」という。）第二条第一号に規定する熱管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。）
電気の使用の合理化		旧電気管理士（改正法施行の際現に旧法第八条第一項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。）又は旧電気講習修了者（旧講習規則第二条第二号に規定する電気管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。）

第四条　新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者（新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者を含む。）が改正法附則第五条の規定により読み替えて適用される新法第十三条第一項の規定により旧熱講習修了者又は旧電気講習修了者のうちからエネルギー管理員を選任する場合における新規則第十二条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、同条第二号中「法第十三条第二項」とあるのは「旧法第十条の二第二項」とする。

第五条　改正令附則第五条の規定によりエネルギー管理士（新法第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させるときは、前年度における原油換算燃料等使用量（改正令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）が次の表の第一欄に掲げる区分であって、かつ、前年度における電気の使用量が同表の第二欄に掲げる区分である工場を設置している新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者（新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者（以下「第一種指定事業者」という。）を除く。次条において同じ。）が、同表第三欄に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任した場合にあって、かつ、エネルギー管理士のうちからエネルギー管理者を選任していない場合にあっては、同表第四欄に掲げる者又はエネルギー管理士を参画させ、その者に様式第八による書面を提出させなければならない。

三千キロリットル未満	千二百万キロワット時未満	旧熱管理士及び旧電気講習修了者	旧熱管理士及び講習修了者（新法第十三条第一項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。） 旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士 旧熱管理士及び旧電気管理士
三千キロリットル以上	千二百万キロワット時未満	講習修了者及び旧電気講習修了者 講習修了者のみ	講習修了者及び旧熱講習修了者 旧熱講習修了者及び旧電気講習修了者 旧熱講習修了者及び講習修了者	旧熱管理士及び旧電気管理士
三千キロリットル未満	千二百万キロワット時以上	旧熱管理士及び旧電気講習修了者 旧熱管理士及び講習修了者	旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士 旧電気管理士

第六条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第八条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第七条　第一種指定事業者についての新規則第十一条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

2　前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者（以下「第二種特定事業者」という。）に準用する。この場合において、前項中「第十一条第一号」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十一条第一号」と読み替えるものとする。

第八条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十五条第一項の規定の適用については、平成十八年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十八年九月末日までに」とする。

第九条　新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十八年九月末日までに」とする。

2　前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者に準用する。この場合において、前項中「第十七条」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十七条」と読み替えるものとする。

第十条　新規則第十八条第七号（第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十九年三月三十一日までは、適用しない。

第十一条　新法第二十条第一項に規定する登録調査機関についての新規則第二十四条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「第十八条各号」とあるのは、「第十八条第一号から第六号まで」とする。

第十二条　新法第六十一条第一項に規定する特定荷主（以下「特定荷主」という。）についての新規則第四十五条の規定の適用については、平成十九年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

第十三条　特定荷主についての新規則第四十六条の規定の適用については、平成十九年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

附　則（平成一八年九月一九日経済産業省令第八八号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附　則（平成一九年一一月二六日経済産業省令第七四号）

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日経済産業省令第二〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度五月末日」とあるのは、「平成二十二年七月末日」とする。

第三条　特定事業者についての新規則第六条の四第一項第一号の規定の適用については、平成二十二年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第四条　前二条の規定は新法第十九条第二項に規定する特定連鎖化事業者（以下「特定連鎖化事業者」という。）に準用する。

第五条　特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

第六条　特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

附　則（平成二一年五月一二日経済産業省令第三〇号）

この省令は、平成二十一年五月十二日から施行する。

附　則（平成二一年七月一日経済産業省令第三九号）

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附　則（平成二二年二月一八日経済産業省令第二号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二二年三月一九日経済産業省令第一一号）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の規定にかかわらず、同令別表第五第四号の下欄については、平成二十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二五年三月一日経済産業省令第七号）

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附　則（平成二五年一一月一日経済産業省令第五六号）

この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附　則（平成二五年一二月二七日経済産業省令第六六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定に限る。）は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の様式のうち、様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十七年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二六年三月三一日経済産業省令第一七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第九及び第十一特定―第12表6の3の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年一一月二八日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

附　則（平成二七年一月一六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年五月二二日経済産業省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年三月一日経済産業省令第一二号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附　則（平成二八年三月二八日経済産業省令第四一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）別表第三の備考の規定については、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

2　新規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附　則（平成二八年五月二七日経済産業省令第七一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十条第三項及び第六十三条第一項の規定による報告のうち、報告期限が平成二十八年七月末日以前である報告については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九、様式第十一及び様式第二十にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（平成二九年二月二四日経済産業省令第一〇号）

この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附　則（平成二九年三月三〇日経済産業省令第二九号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三四号）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

附　則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一六号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月二九日経済産業省令第六七号）

（施行期日）

第一条　この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項及び第七十八条第二項の規定は、平成三十二年三月三十一日までは、適用しない。

附　則（平成三一年三月二九日経済産業省令第二〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（平成三一年四月一二日経済産業省令第四六号）

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附　則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日経済産業省令第二五号）

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（中長期的な計画の提出に関する経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定事業者、特定連鎖化事業者若しくは認定管理統括事業者が提出したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定に基づく報告又はこの省令の施行の日前に登録調査機関が提出した法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項若しくは第八十三条第三項の規定に基づく報告において、この省令による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項第二号に掲げる要件を満たしている場合は、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該報告がされた前年度において同項第二号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（定期の報告に関する経過措置）

3　様式第九の特定―第六表、特定―第九表及び指定―第八表の改正規定並びに様式第二十一の

特定―第六表、特定―第九表及び指定―第八表の改正規定は、令和三年四月一日以後に提出する報告（法第十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十八条第一項の規定に基づく報告並びに法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項の規定に基づく報告をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出する報告については、なお従前の例による。

附　則（令和二年四月二八日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年三月三一日経済産業省令第三三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年四月一九日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年五月一四日経済産業省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年六月三〇日経済産業省令第五七号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「新法」という。）第七条第三項及び第十九条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年五月末日以前である届出については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第百十三条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年四月末日以前である届出については、新規則様式第二十七にかかわらず、なお従前の例による。

3　新法第七条第四項第二号、第十条第二項第二号及び第十三条第二項第二号の規定による申出のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申出については、新規則様式第二、様式第五及び様式第二十八にかかわらず、なお従前の例による。

4　新法第三十一条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項の規定による申請等のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申請等については、新規則様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第三十一、様式第三十二及び様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。

5　新規則第三十七条第九号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年七月末日以後である報告から適用する。

6　新規則第八十条第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月末日以後である報告から適用する。

7　新法第十六条、第二十八条、第四十条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項の規定による報告のうち、報告期限が令和五年七月末日以前である報告については、新規則様式第九（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―2を除く。）、様式第十九及び様式第二十一（特定―第7表1―1、2及び3、特定―第12表6の1及び6の4、認定―第5表6の1及び6の4並びに指定―第8表2―1表中（4―2）及び（4―3）の項並びに2―2を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

8　新法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十七条第二項の規定による交付のうち、令和五年七月末日以前に行う交付については、新規則様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。

9　新法第百十五条、第百十九条及び第百二十四条の規定による報告のうち、報告期限が令和五年六月末日以前である報告については、新規則様式第三十及び様式第四十にかかわらず、なお従前の例による。

10　新規則第四条、別表第一、別表第二及び別表第三の規定については、令和五年四月一日以後のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和四年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

附　則（令和六年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第七十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年三月一五日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年七月一八日経済産業省令第四七号）

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）

原油　一キロリットル		三十八・三ギガジュール
	うちコンデンセート　一キロリットル	三十四・八ギガジュール
揮発油　一キロリットル		三十三・四ギガジュール
ナフサ　一キロリットル		三十三・三ギガジュール
ジェット燃料油　一キロリットル		三十六・三ギガジュール
灯油　一キロリットル		三十六・五ギガジュール
軽油　一キロリットル		三十八・〇ギガジュール
重油		
イ　A重油　一キロリットル		三十八・九ギガジュール
ロ　B・C重油　一キロリットル		四十一・八ギガジュール
石油アスファルト　一トン		四十・〇ギガジュール
石油コークス　一トン		三十四・一ギガジュール
石油ガス		
イ　液化石油ガス（LPG）　一トン		五十・一ギガジュール
ロ　石油系炭化水素ガス　千立方メートル		四十六・一ギガジュール
可燃性天然ガス		
イ　液化天然ガス（LNG）（窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）　一トン		五十四・七ギガジュール
ロ　その他可燃性天然ガス　千立方メートル		三十八・四ギガジュール
石炭　一トン		
イ　原料炭		
（1）　輸入原料炭		二十八・七ギガジュール
（2）　コークス用原料炭		二十八・九ギガジュール
（3）　吹込用原料炭		二十八・三ギガジュール
ロ　一般炭		
（1）　輸入一般炭		二十六・一ギガジュール
（2）　国産一般炭		二十四・二ギガジュール

ハ　輸入無煙炭	二十七・八ギガジュール
石炭コークス　一トン	二十九・〇ギガジュール
コールタール　一トン	三十七・三ギガジュール
コークス炉ガス　千立方メートル	十八・四ギガジュール
高炉ガス　千立方メートル	三・二三ギガジュール
発電用高炉ガス　千立方メートル	三・四五ギガジュール
転炉ガス　千立方メートル	七・五三ギガジュール
黒液　一トン	十三・六ギガジュール
木材　一トン	十三・二ギガジュール
木質廃材　一トン	十七・一ギガジュール
バイオエタノール　一キロリットル	二十三・四ギガジュール
バイオディーゼル　一キロリットル	三十五・六ギガジュール
バイオガス　千立方メートル	二十一・二ギガジュール
その他バイオマス　一トン	十三・二ギガジュール
RDF　一トン	十八・〇ギガジュール
RPF　一トン	二十六・九ギガジュール
廃タイヤ　一トン	三十三・二ギガジュール
廃プラスチック　一トン	二十九・三ギガジュール
廃油　一キロリットル	四十・二ギガジュール
廃棄物ガス　千立方メートル	二十一・二ギガジュール
混合廃材　一トン	十七・一ギガジュール
水素　一トン	百四十二ギガジュール
アンモニア　一トン	二十二・五ギガジュール

別表第二（第四条関係）

産業用蒸気	一・一七
産業用以外の蒸気	一・一九
温水	一・一九
冷水	一・一九

備考　この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

別表第三（第九十三条関係）

一　エアコンディショナー（家庭用エアコンディショナーを除く。）	一　冷房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二　暖房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 三　冷暖房平均エネルギー消費効率は、冷房エネルギー消費効率と暖房エネルギー消費効率との和を二で除して得られる数値 四　通年エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房負荷及び暖房負荷をワット時で表した数値の和を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房消費電力量及び暖房消費電力量をワット時で表した数値の和で除して得られる数値
二　照明器具	一　エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二　固有エネルギー消費効率は、以下の数値とする。 （一）　蛍光灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除し、経済産業大臣が定める方法により測定した器具効率の数値を乗じて得られる数値 （二）　エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定した定格光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
三　複写機	経済産業大臣が定める方法により測定した一時間当たりの消費電力量をワット時で表した数値
四　電子計算機	一　サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した中央演算処理装置、主記憶装置及び補助記憶装置の性能を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二　クライアント型電子計算機（サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。）のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
五　磁気ディスク装置	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、記憶容量をギガバイトで表した数値で除して得られる数値
六　ビデオテープレコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
七　電気冷蔵庫（家庭用品品質表示法施行令別表第三（六）の電気冷蔵庫を除く。）	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
八　電気冷凍庫	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
九　ストーブ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十　ガス調理機器	一　こんろ部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値 二　グリル部エネルギー消費効率及びオーブン部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したガス消費量をワット時で表した数値
十一　ガス温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十二　石油温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十三　電気便座	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十四　自動販売機	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十五　変圧器	経済産業大臣が定める方法により測定した全損失をワットで表した数値
十六　ディー・ブイ・ディ	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

ー・レコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
十七　ルーティング機器	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した伝送速度をギガビット毎秒で表した数値で除して得られる数値
十八　スイッチング機器	
十九　複合機	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
二十　プリンター	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
二十一　電気温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱量をメガジュールで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値を熱量に換算してメガジュールで表した数値で除して得られる数値
二十二　交流電動機	経済産業大臣が定める方法により測定した入力及び全損失をワットで表した数値の差を、経済産業大臣が定める方法により測定した入力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十三　電球	経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十四　ショーケース	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

別表第四（第九十五条関係）

一　断熱材	経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値
二　サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫通率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値
三　複層ガラス	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

様式第１（第５条又は第４０条関係）

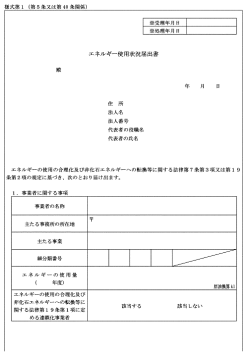

様式第１（第５条又は第４０条関係）

受付機関年月日
登録機関年月日

エネルギー使用状況届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７条第３項又は第１９条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギーの使用量（原油）	約法換算kL
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７条第３項に定める連鎖化事業者	該当する　該当しない

２．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号 事業の名称	エネルギーの使用量 （約法換算kL）
	〒		
	〒		
	〒		

３．作成担当者連絡先

住　　所	〒
事 業 所 名	
所 属 課	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メールアドレス	

備　　考	

備考　１　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　百万以上の数字は、千の位で切り捨てて、億の位から四分の一桁まで漢数字で記入すること。
３　細分類番号は、別表第１の細分類に対応していること。
４　「事業者の名称」欄には、当該工場等におけるすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあっては、その設置しているすべての直営及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
５　エネルギー使用量も原油ｋＬ換算ｋＬ欄には、「約法換算ｋＬ」と表記する換算値にのみ、当該熱を生じさせる燃料の使用量を記入すること。ただし、当該熱を生じさせる燃料の使用量が、当該熱量の規模（ＭＷ）を超えるものを使用した場合は、当該熱量の規模（ＭＷ）を別枠で表示すること。
６　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１９条第１項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかをつけ記載すること。
７　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本産業分類（平成２５年総務省告示第１３３号）に基づき記載すること。
８　エネルギーの使用量が全国４社以上の工場等が一堂に会し入庸が早い場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
９　既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その当及び特定事業者等又は特定連鎖化事業者等を連帯して記載すること。

様式第２（第７条又は第４２条関係）

様式第２（第７条又は第４２条関係）

受理年月日	
決定年月日	

{特定事業者 / 特定連鎖化事業者} 指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第７条第４項又は第１９条第３項の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。

1．特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要

特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要	特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

様式第３（第８条第５項又は第１３条第３項関係）

様式第３（第８条第５項又は第１３条第３項関係）

受理年月日	
後処理年月日	

{エネルギー管理統括者 / エネルギー管理企画推進者} 兼任承認申請書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第８条第５項又は第１３条第３項の規定による承認を受けたいので申請します。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏名	
	生年月日	
	勤務地の住所	〒
	エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号	
	既に兼任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
	兼任させようとする職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者
兼任の理由		

様式第３（第８条第５項又は第１３条第３項関係）

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	
備考	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はＨ明朝、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　申請書冒頭の御印を付けた欄には記入しないこと。
４　該当者になっている欄については、特定事業者又は特定連鎖化事業者のいずれかを○で囲むこと。
５　エネルギーの使用量の欄については、特定事業者にあっては、その設置しているすべての工場等における最近の１年間におけるエネルギーの使用量の合計値を、特定連鎖化事業者にあっては、その設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における最近の１年間における使用量の合計値を記入すること。
６　用紙の枚数が多い場合は、別紙を用いて記入すること。事業を行わなくなったときは年度を、エネルギーの使用量の欄に事業１年で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量欄にこれらの使用量の合計値を記入すること。

様式第３（第８条第５項又は第１３条第３項関係）

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
FAX	
メールアドレス	
備考	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字はＨ明朝、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　申請書冒頭の御印を付けた欄には記入しないこと。
４　該当者になっている欄については、兼任させようとする職名を○で囲むこと。
５　兼任させようとする職名の欄については、該当する職名を○で囲むこと。

様式第４（第１２条又は第１５条関係）

様式第４（第12条又は第15条関係）

受理年月日	
受理年月日	

エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者　選任・解任届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８条第３項、第９条第３項、第２０条第３項、第２１条第３項、第３２条第３項又は第３３条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　名				
氏　名				
選任又は解任の理由				

3．エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　名				
氏　名				
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．申請代行者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　名	
電　話	
F　A　X	
メールアドレス	

備　考	

備考　1　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　文字は片仮名、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
3　届出書類の中間ページ間にＣＤ等は記入しないこと。
4　「主たる事業」及び「連鎖事業者」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の番号を記入すること。
5　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

様式第５（第１６条又は第３４条関係）

様式第５（第16条又は第34条関係）

受理年月日	
受理年月日	

第一種エネルギー管理指定工場等
第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等
第一種管理統括エネルギー管理指定工場等
第一種管理関係エネルギー管理指定工場等
第二種エネルギー管理指定工場等
第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等
第二種管理統括エネルギー管理指定工場等
第二種管理関係エネルギー管理指定工場等　指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１０条第２項、第１３条第２項、第２５条第２項、第２６条第２項、第３４条第２項、第３７条第２項、第４３条第２項又は第４６条第２項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

1．特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

工場等の種類	エネルギー管理指定工場等番号	
	名　称	
	所 在 地	〒
	主たる事業	
	細分類番号	
	エネルギーの使用量（　年度）	石油換算トン
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

3．申請代行者連絡先

所　在　地	〒
事　業　所　名	
所　属　部　課	
氏　名	
電　話	
F　A　X	
メールアドレス	

備　考	

備考　1　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　文字は片仮名、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
3　申請書類の中間ページ間にＣＤ等は記入しないこと。
4　「主たる事業」及び「連鎖事業者」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の番号を記入すること。
5　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

6　「指定の取消しをやむを得ない理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が第13条又は第26条で定める数値以上となる見込みがなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が第13条又は第26条で定める数値以上となる見込みがなくなったときはその旨を、それぞれ記入すること。
7　「指定の取消しをやむを得ない理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が第13条又は第26条で定める数値以上となる見込みがなくなったときはその旨を、それぞれ年度末の使用量に基づいたこれらの使用量の数値を記入すること。
8　「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定通知書に記載された番号を記入すること。

様式第６（第１７条第６項又は第２３条第１０項関係）

様式第６（第17条第６項又は第23条第10項関係）

指定理年月日	
指取理年月日	

（エネルギー管理者／エネルギー管理員）兼任承認申請書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者のたる

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第１７条第２項から第５項まで又は第２３条第２項から第９項までの規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させようとする者	氏　名		
	生 年 月 日		
	勤 務 先	〒	
	エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号		
	現に選任されている職名		・エネルギー管理統括者 ・エネルギー管理企画推進者 ・エネルギー管理者 ・エネルギー管理員
現に選任されている工場等	・エネルギー管理指定工場等番号		
	名　称		
	所 在 地	〒	
	主 た る 事 業		
	細 分 類 番 号		

様式第７（第２２条又は第３３条関係）

	エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl
兼任させようとする工場等	・エネルギー管理指定工場等番号	
	兼任させようとする職名	・エネルギー管理者 ・エネルギー管理員
	名　称	
	所 在 地	〒
	主 た る 事 業	
	細 分 類 番 号	
	エネルギーの使用量（　年度）	原油換算kl

3. 他社付き者連絡先

所　在　地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏　　名	
電　　話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	
備　　考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
2　「法人番号」の欄には、法人番号を有する者にあつては、その番号を記入し、括弧書きにならっている職名については、・エネルギー管理者又は・エネルギー管理員のいずれかを○で囲むこと。
3　申請書別紙の添付をした際には記入しないこと。
4　「現に選任されている職名」及び「兼任させようとする職名」の欄については、該当する職名を○で囲むこと。
5　「細分類番号」の欄には、「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
6　エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の１年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
7　現に選任されている工場等に支障がない旨の同意書を添付すること。

様式第７（第22条又は第33条関係）

指定理年月日	
指取理年月日	

（エネルギー管理者／エネルギー管理員）選任・解任届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者のたる

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１条第２項、第１２条第３項、第１４条第３項、第２３条第２項、第２４条第３項、第２６条第３項、第３５条第３項、第３６条第３項、第３８条第３項、第４４条第２項、第４５条第３項又は第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理指定工場等番号		
区　分	1．Ⅰ種エネルギー管理工場	2．Ⅱ種エネルギー管理工場
	3．Ⅰ種連鎖エネルギー管理工場	4．Ⅱ種連鎖エネルギー管理工場
	5．Ⅰ種管理統括エネルギー管理工場	6．Ⅱ種管理統括エネルギー管理工場
	7．Ⅰ種管理関係エネルギー管理工場	8．Ⅱ種管理関係エネルギー管理工場
名　称		
所 在 地	〒	
おたる事業		
細分類番号		

3．エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
解任の年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
職　名				
氏　名				
生 年 月 日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4．作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏　名	
電　話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	
備　考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　文字はわかり易さ、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入し、鉛筆書きになっている箇所については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかをどこで読み、2．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項の区分欄はその表紙に付してある番号をどこで明記すること。
3　届出書欄の部分を付した欄には記入しないこと。
4　「おたる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
5　2．第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等、3．エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

様式第８（第３５条関係）

様式第８（第35条関係）

届受理年月日	
届処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及びエネルギーへの転換等に関する法律第３５条第１項及び第２項、同２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり届出します。

1．当該事業者、当該連鎖化事業者又は設定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は設定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
おたる事業所の所在地	〒
おたる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理連絡調整者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
中長期計画書の提出先国の希望	中長期計画書の提出期限の延長の条件に該当しており、当該条件を満たす場合、提出期限の翌日以降の中長期計画書の提出先国を □　希望する
提出期限（当初）の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度
提出期限（延長）を適用の計画期間	（　　）年度 ～（　　）年度　□ 計画内容に変更なし

Ⅲ　エネルギー使用量

1．エネルギー使用量

エネルギー指標 （原油換算 kl）	

Ⅳ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

1．ベンチマーク目標実現における省エネルギー取組進捗

区分	対象となる事業の名称 （セクター）	ベンチマーク指標の状況 （単位）	対象事業のエネルギー 使用量（原油換算 kl）

2．ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）					
	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度 年度

3．エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画作成年	該当する工場等	着手年度 完了年度	エネルギー節減 合理化期待効果 （原油換算 kl） 年	ベンチマーク対象	新規追加
合計				kl		
原単位新減期待効果	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			kl		
				%		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			%		

4．その他のエネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

5．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

1．非化石エネルギーへの転換に関する目標

1－1　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 （原油換算 kl）	目標 年度
総発電量全体に占める非化石電気の比率		%

1－2　設備目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 （原油換算 kl）	設備目標の目安 年度	目標 年度

1－3　その他の目標の状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 （原油換算 kl）	目標 年度

2．非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手年度 完了年度	非化石エネルギー転換期待効果	目標設定領域	新規追加

3．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

4．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

様式第９（第３６条関係）

様式第９（第36条関係）

受理年月日	
処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
業種コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定一覧１表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定特定事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
相談窓口からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
有の場合	
変更前の事業者の名称　：	
変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定一覧２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー・エネルギー投資を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	使用量		他者に供給するためエネルギーを使用した場合の使用量		特定に対応するエネルギーの量		購入したエネルギーの量		連携省エネルギー投資を踏まえた使用量		連携エネルギー投資を踏まえた使用量	
			原油	非化石	原油	非化石	原油	非化石	原油	非化石	原油	非化石	原油	非化石
化石燃料	原油（コンデンセートを含む。）	kl												
	重油及びヘビーオイル（ＴＯＥＦ）	kl												
	灯油類	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	石油	kl												
	軽油	kl												
	一般炭	kl												
	石ｌ炭類	kl												
	石炭	t												
	石炭コークス	t												
	有機ローグス	t												
	都市ガス（ＴＯＥＦ）	Gcal												
	天然ガス	千N㎥												
	液化天然ガス（ＴＯＥＦ）	t												
	その他可燃ガス（ＴＯＥＦ）	千N㎥												
非化石燃料	太陽光発電	kWh												
	バイオマス発電	kWh												
	原子力発電	kWh												
	地熱発電	kWh												
	風力発電	kWh												
	水力発電	kWh												
	太陽熱	Gcal												
	地中熱	Gcal												
	温度差エネルギー	Gcal												
	雪氏エネルギー	Gcal												
	廃棄物発電	kWh												
	廃棄物熱	Gcal												
	廃棄物燃料	t												
	廃棄ローグス	t												
	バイオマス	t												
	ソーラーカーボン	t-c												

| | | |

1－8　電気の使用の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

分散電源設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

1－9　証書等による非化石エネルギーの使用量の基礎に係る事項

熱・電気の区分	クレジット特定番号等	無償及び無償以上譲渡以	非化石エネルギー量
12　熱			
12　電気			GJ・kWh
13　熱			
13　電気			GJ・kWh
14　熱			
14　電気			GJ・kWh

備考　1　大部は、証書等の種別ごとに記載すること。
　　2　裏切に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、欄の追加を行うこと。
　　3　証書等は、無償及び譲渡が二以上譲渡は、ごとに記載すること。
　　4　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
　　5　クレジット特定番号等の欄には、無償及び譲渡又は譲渡以上譲渡等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット間は番号とユニット終了番号を「－」でつなぐことにより記載し、特定の証書を記入する際は、「非化石証書」を記載すること。
　　6　無償及び無償以上譲渡以の欄には、無償及び譲渡をかった合計又は登録簿上に記載された時点の合計を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
　　7　非化石エネルギー量は小数、無償譲渡分の値で記載すること。
　　8　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が報告化及び譲渡又は譲渡をした値とすることを保証すること。

1－7　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石熱の割合に係る情報

熱・電気の特定	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石熱割合
12　熱				
12　電気	1.	GJ・kWh	kl	%
13　熱				
13　電気	2.	GJ・kWh	kl	%
14　熱				
14　電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2　連携エネルギー鉄鋼の実績

2－1　連携エネルギー鉄鋼に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携エネルギー鉄鋼に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携エネルギー鉄鋼に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携エネルギー鉄鋼に係る関係のエネルギー使用量		連携前エネルギー鉄鋼に係る換算係数		連携エネルギー鉄鋼に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量（GJ）	数値	単位	数値	熱量（GJ）

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気消費要最適化評価原単位等

1－1　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類			ＡＥネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	非化石燃料の購入を購入したエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）（Ⓑ）	購入した主要関熱の量（原油換算kl）（Ⓒ）	（Ⓐ-1）の構成割合（%）（（Ⓐ-1）×（Ⓒ-1）／（Ⓐ-1））×100	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算				ＡＥネルギー消費原単位（Ⓓ-1）／（Ⓔ-1）（Ⓔ）	前年度のＡＥネルギー消費原単位（Ⓔ-1）	ＡＥネルギー消費原単位の対前年度比（%）（（Ⓓ-1）×（Ⓔ-1）／（Ⓔ-1））×100	ＡＥネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%）（（Ⓓ-1）×（Ⓔ-1））／200
1	工場等に係る事業の名称								生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓔ）							（Ⓓ-1）
	細分類番号								（名称：　）（単位：　）							
2	工場等に係る事業の名称															（Ⓓ-1）
	細分類番号								（名称：　）（単位：　）							
3	工場等に係る事業の名称															（Ⓓ-1）
	細分類番号								（名称：　）（単位：　）							
事業者全体				（Ⓐ-1）（合計）	（Ⓐ-1'）（合計）	（Ⓑ）（合計）	（Ⓒ）（合計）	（Ⓐ-1）（合計）	100%	（Ⓔ）	（Ⓔ-1）	（Ⓔ-1）	（Ⓓ-1）×（Ⓔ-1）／（Ⓔ-1）×200			
										（名称：　）（単位：　）			（Ⓓ-1）×（Ⓔ-1）×（Ⓔ-1）×100			

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
　　2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
　　3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓓ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓔ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、欄（Ⓓ-1）（Ⓔ-1）（Ⓔ-1）は記入不要。
　　4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓓ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）Ⓑ（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓔ-1）まで記入すること。
　　5　「非化石燃料購入後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1－2　連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-2）	非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-2'）	転売した新たなエネルギーの量（原油換算kL） ⑥	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ⑦'	（⑤-2）－（⑥-2'）－⑦-②'	（⑤-2）の構成割合（%） （⑤-2）÷（⑤-2）×100	生産数量又は業務延床面積その他のエネルギーの利用量と密接な関係をもつ値 ⑧	エネルギー消費原単位 （⑨-2）＝（⑤-2）/⑧	前年度のエネルギー消費原単位 （⑤-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （⑨-2）＝（⑨-2）/（⑤-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑤-2）×（⑨-2）×（⑤-2）/100
1	工場等に係る事業の名称												（⑤-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称												（⑤-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称												（⑤-2）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
事業者全体			（⑤-2） （合計）	（⑤-2'） （合計）	② （合計）	⑦' （合計）	（⑤-2） （合計）	100%	⑧	（⑨-2）	（⑨-2）	（⑤-2）×（⑨-2）/（⑤-2）×100	
									（名称：　） （単位：　）			（⑤-2）×（⑤-2）×（⑨-2）×（⑤-2）/100	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑤'-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑨-2）（⑤-2）（⑤'-2）は記入不要。
4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-2）⑥⑨'（⑤-2）及び事業者全体の（⑤-2）から（⑤'-2）まで記入すること。
5　「非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（⑤-2'）」は、（⑤-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2－1　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤'-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤'-1'）	転売した新たなエネルギーの量（原油換算kL） ⑥	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ⑦'	（⑤'-1）+（⑤'-1'）-⑥-⑦'	（⑤'-1）の構成割合（%） （⑤'-1）÷（⑤'-1）×100	生産数量又は業務延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑧	電気需要最適化評価原単位 （⑨'-1）=（⑤'-1）/⑧	前年度の電気需要最適化評価原単位 （⑤'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （⑨'-1）=（⑨'-1）/（⑨'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （⑤'-1）=（⑨'-1）×（⑨'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称												（⑤'-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称												（⑤'-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称												（⑤'-1）
	細分類番号								（名称：　） （単位：　）				
事業者全体			（⑤-1） （合計）	（⑤'-1'） （合計）	② （合計）	⑦' （合計）	（⑤'-1） （合計）	100%	⑧	（⑨'-1）	（⑤'-1）	（⑤'-1）×（⑨'-1）/（⑨'-1）×100	
									（名称：　） （単位：　）			（⑤'-1）=（⑤'-1）×（⑨'-1）×（⑤'-1）/100	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑨'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑤'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤（⑨'-1）（⑤'-1）（⑤'-1）は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑨'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-1）（⑤'-1'）⑥⑨'（⑤'-1）及び事業者全体の（⑤-1）から（⑤'-1）まで記入すること。
4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑤'-1'）」は、（⑤-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2－2　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-②）	電気需要最適化、非化石燃料の補正反び携帯エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤'-②'）	発生した再生エネルギーの量（原油換算kl） ⑥	購入した利用熱の量（原油換算kl） ⑦	（⑤'-②'）の構成割合（%） （⑤'-②'）×⑥÷⑦'	（⑤'-②'）の構成割合（%） （⑤'-②'）×⑥÷⑦' （⑤'-②）×（⑤'-②'）/（⑤-②）×100	当該期間の場合の制度非該帯その他のエネルギーの使用量と密度の関係を考慮 ⑧	電気需要最適化評価原単位 （⑤'-②）×（⑤'-②）/⑧	前年度の電気需要最適化評価原単位 （⑤'-②）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （⑤'-②）×（⑤'-②）/（⑤'-②）×100	電気需要最適化評価原単位の年平度比（%） （⑤'-②）×（⑤'-②）/100
1	工場等に係る事業の名称												（⑤'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）					
2	工場等に係る事業の名称												（⑤'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）					
3	工場等に係る事業の名称												（⑤'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）					
事業者全体		（⑤-②） （合計）	（⑤'-②'） （合計）	⑥ （合計）	⑦' （合計）	（⑤'-②） （合計）	100%	⑧ （名称：　） （単位：　）	（⑤'-②） （⑧'-②）	（⑤'-②）	（⑤'-②）×（⑧'-②）/（⑤'-②）×100 （⑤'-②）=（⑤'-②）×（⑤'-②）÷100		

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定一第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-②）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑤'-②）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、（⑥'-②）（⑦'-②）（⑦'-②）は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑤'-②）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-②）（⑤'-②）及び事業者全体の（⑤-②）から（⑤'-②）まで記入すること。
4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑤'-②'）」は、（⑤-②）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定一第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
年間平原比（%）		（2-1　）	（3-1　）	（4-1　）	（5-1　）	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
年間平原比（%）		（2-2　）	（3-2　）	（4-2　）	（5-2　）	

備考　特定一第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（⑤-①、（⑤-②）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

2　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	１：月別					時間帯別					5年度平均原単位変化
		年度	年度	年度	年度	年度		年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位											
対前年度比（%）		（2-1　）	（3-1　）	（4-1　）	（5-1　）	（2'-1　）		（3'-1　）	（4'-1　）	（5'-1　）	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位											
対前年度比（%）		（2-2　）	（3'-2　）	（4'-2　）	（5'-2　）	（2'-2　）		（3'-2　）	（4'-2　）	（5'-2　）	

備考　特定一第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（⑤'-①、（⑤'-②）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

3　非化石エネルギーの使用状況

3－1　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	非化石電気の使用状況						目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%	%	%

3－2　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	目標の内容	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	指標の状況						定量目標への目安	目標	
				年度	年度	年度	年度	年度	年度		年度	年度

3－3　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	指標の状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3－4　非化石エネルギーの使用状況の取組に当たり、制約となる障害

備考　1　3－1、3－2及び3－3では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
2　3－1、3－2及び3－3の欄当において、はプロセスやホルマー種類ごとに数値を記載すること。
①　「電気」には、電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分別分けの上、
②　「温かけ付け形式」に該当する電気については、非化石エネルギーの転換に関する判断基準で定める値により補正した使用量を算入する。
③　特定第３表１－４に記載した設書等の原油換算エネルギー持当分を分子に加算すること。
3　3－1、3－2及び3－3の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量を次の区分に分けて記載すること。
4　3－3及び3－3において、指標の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

様式一覧８表　エネルギー消費原単位、電気消費原単位(評価原単位)及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1　事業者が過去５年度間のエネルギー消費原単位（通例原エネルギー原単位の設定を受けた場合は通例原エネルギー投資を勘案した原単位。以下この表及びとにおいて同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度比１％改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2　事業者が過去５年度間の電気原単位(評価原単位)が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気原単位(評価原単位)が前年度比１％改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3　非化石エネルギーの利用状況が向上しなかった場合の理由

様式一覧９表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー消費量（原油換算ｋｌ）	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の達成	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。
　　２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、神年度に届で提出に報告した中長期計画に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
　　３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算された値を向入すること。
　　達成率　＝　（２）－（３）／（２）－（１）
　　ただし、（１）は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、（２）は本報告の報告対象年度のベンチマーク目標、（３）は中期目標で設定に提出した中長期計画に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

様式一覧７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、参考となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　開発に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる補正値の算定方法を記入すること。
　　２　序列製品等（４Ａ）のベンチマーク指標補助事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72％未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
　　３　貸事務所等（12）のベンチマーク指標補助事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた品種区分（判断基準の別表第５　備考ａに規定する品種区分をいう。）ごとのエネルギー消費量及び総床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり再生可能エネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用量（判断基準の別表第５　備考ｂに規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1－2　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力熱給電及び民生・産業用熱給電のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	出力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油を主燃料とする火力発電		

備考　電力熱給電のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
資料種ごとの基本情報 （ボイラ、タービン、太陽電池発電機、燃料電池など（%）、定格熱容量（kW）、バイオマス燃料）	
設備に使用した電気のエネルギー量（ｋＷｈ）	
設備に使用した熱のエネルギーの下に属して（燃料ごとの量（ｔ））	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
1　設備に投入した創熱用のエネルギー量（GJ）	
2　設備に投入した動力用のエネルギー量（GJ）	
3　設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニア（のエネルギー量（GJ）	

備考　電力熱給電及び民生・産業用熱給電のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、蒸気機、バイオマス、太陽光はアンモニア（のエネルギー量等、燃料電池型動力発生設備については民生・産業用、バイオマス、太陽光はアンモニア（のエネルギー量等、燃料電池型動力発生設備については民生・産業用として区分した番号を記入すること。

３　電力熱給電及び民生・産業用熱給電のベンチマーク指標の向上に関して各関で実施した措置に関し、参考となる情報

様式一覧６表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１　エネルギーの管理の状況に関する事項	
１－１　主たる管理者に関する事項	
（１）組織等の構成 設置しているなどして管理における エネルギーの使用の合理化に関する組織方針（中長期的な目標を含む。以下「組織方針」という。）を定めること。 組織方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、組織目標を達成するための組織の編制、組織及び管理における役割を定めること。	□　満たしている □　満たしていない
（２）管理体制の整備 　設置しているなどして人事異動について、少なくとも原則から強制的にエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　とりまとめている □　とりまとめていない □　とりまとめている □　とりまとめていない
（３）管理管理体制 ア．設置しているなどして人事部門によりエネルギーの使用の合理化に関する強制（エネルギーを使用する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、運営、保守及びエネルギーの使用の合理化に関する教育を含む。以下「強制」という。）を行うこと。 イ．強制方針に基づき、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し専門的な強制を行なうなどして、当該組織方針に基づくエネルギーの使用の合理化に関する計画の進捗に関し指導を行うこと。 ウ．組織方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を勘案した、計画の進捗状況の調査を行うとともに、組織方針に関する管理者による強制への報告を行うこと。 エ．エネルギーの使用の合理化に関する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を確保すること。	□　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない □　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない □　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない □　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない □　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない
（４）エネルギー管理法論議者の選任 　エネルギー管理組織者はエネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任論議の行使は、適切に行うこと。	□　満たしている □　満たしていない
（５）組織方針を実現するための運営 ア．設置しているなどしてにおけるエネルギーの使用の合理化に関する議論（エネルギーを使用する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持管理におけるエネルギー管理方法の改良に関する事項）を実施すること。 イ．組織方針やエネルギー管理組織からの指示を対確とし、エネルギーの使用の合理化に関する実現を確保に実施すること。 ウ．ア．のエネルギー管理法議者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間に組織方針及び法令遵守のエネルギー管理組織を通じて必要な指示を行うこと。	□　とりまとめている □　とりまとめ管理不実施している □　とりまとめ管理不実施している □　満たしていない □　とりまとめ管理不実施している □　とりまとめ管理不実施している □　満たしていない □　とりまとめ管理不実施している □　とりまとめ管理不実施している □　満たしていない
（６）報告・入付の義務 　エネルギー管理の状況を法令とおりに定期報告・入付を義務すること。	□　満たしている □　満たしていない
（７）記録及び保存・運営 　設置しているなどして運用における設置法に関連する様々の情報を収集するなど、工場等における エネルギーの使用の合理化に関する調査を行うこと。	□　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない
（８）知識及び運営管理の実施状況 　管理者を経るなどの内部監査等の方法を定めることによる運営を確認し、その記録しているなどして、内部監査の実施状況を記録すること。また、その内容を行うこと。なお、法令遵守等の十分な方法の方法の記録を行うこと。	□　満たしている □　満たしていない □　満たしている □　満たしていない
（９）組織方針の構成等 　組織方針及び運営方針の評価方法を定期的に検査し、必要に応じ変更すること。	□　満たしている □　満たしていない
（１０）工場管理による文書記録 　（１）組織方針の策定、（２）組織体制の整備、（３）組織方針の運営等、知識及び組織方針の実施状況の確認等及び組織方針の確認及び記録に関する事項を行うこと。また、定期的に評価すること。	□　満たしている □　一部満たしている □　満たしていない

シート2

1 エネ管理に、設備対応に係る次の設備等	
(1) 設備の適切な中小企業ファセットの情報等による支援者の向上を通じ、エネルギーの効率の把握を図ること。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量設備等の機器を引こと。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
(3) エネルギー消費量の大きい設備の種類等の取引状況、優先順位等について把握・分析し機器を選択すること。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
(4) 最新の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の適正時期を見極めること。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の運営、導入において、エネルギー効率の高い機器を優先することにより、その他ハード面の整合を図るよう配慮すること。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
(6) 社会や情勢等の変化において、機器の取替及び時点に伴うエネルギー総合等を考慮した上でエネルギー管理の適正化に努めること。	□ 実施している □ 小中で実施している □ 一時実施している □ 実施していない
2 エネルギー管理の適正化に伴う工事の実施状況の報告・分析一覧表	
2020001 の内訳明細	□ 実施済みである □ 実施計画を策定している □ 策定していない

外定一覧り表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーの転換に関する事項

措 置 の 概 要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、神年度以前で直近に提出した中長期計画書の内容に関して記載事項のまとまりごとに記載した。本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、神年度以前で直近に提出した中長期計画書の内容の2に記載した。本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 設置した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設計値による年間発電量、①熱量換算値(GJ)、②燃料消費量（バイオマス燃料のみ記入）	
設備の第三者による電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から第三者に販売されたエネルギー量(GJ)	
設備に投入して自己消費されたエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料の量(GJ)	
発電専用設備の設置に当たって付帯した設備に関する配慮事項	

備考 1 電気事業法第2条第1項第18号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、機器に設置したものは除く。

2 「設計効率」とは発電効率の欄には、設計時に想定する値を記入すること。

3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する金額年の発電効率を記入すること。

4 「年間発電量」の欄には、設計時に想定する年間の発電量を記入すること。「①熱量換算値」の欄には、設計時に想定するバイオマス燃料又は廃棄物の化学的エネルギーの量を記入すること。「②燃料消費量」の欄には、バイオマス燃料又は廃棄物の化学的エネルギーの量を記入すること。「設計効率」の欄には、「設計効率」の欄に記入する数値を算出する場合の設備効率を記入すること。バイオマス燃料及び廃棄物を使用する場合のみ「設計効率」の欄には「バイオマス燃料及び廃棄物の代わりに石炭を使用することを想定した設備効率を記入し、「設計時にバイオマス燃料及び廃棄物を使用する場合の設備効率を記入すること。

5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する数値効率の算出に関して用いた設計時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス高効率化バイオマス発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

電気事業者	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量 (kW)	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設計値による年間発電量（①熱量換算値（GJ）、②燃料消費量（バイオマス燃料のみ記入））	
設備の第三者による電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から第三者に販売されたエネルギー量(GJ)	
設備に投入して自己消費されたエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
当該バイオマス燃料又は副生物の燃焼熱量(GJ)	4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 年間平均値
当該副生物（発電端・HHV）(%)	4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 年間平均値
発電専用設備の設計に当たって行った配慮事項	

備考 1 電気事業法第2条第1項第18号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては対象外として記入すること。ただし、機器に設置したものは除く。

(1) バイオマス燃料を混焼し、平成 20 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

(2) 「バイオマス高効率化」の欄に記入し、「平成 14 年度以降に発電専用設備の再設置したものの発電の場合」であるもの

2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した機械等の仕様・要件表の「設計効率」の欄又は機械等 20 の報告一覧分表の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。

3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4 「当該バイオマス燃料又は副生物の燃焼熱量」「当該副生物」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 20 年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

5 「月別減損熱量」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の減損熱量を記入すること。

様式第一百十四 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖式エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理隣接エネルギー管理指定工場等の一覧

届出の提出年月日（西暦年月日を記入。以下■において同じ。）	エネルギー管理番号（管理指定工場等又は管理隣接エネルギー管理指定工場等の場合に記入）	工場等の名称	工場等の所在地	年度熱等変動分類区分（第一百十三条第十一項第十号）	工場等に係る事業の名称
年　月　日（指定日が属する年度の翌年度）			〒		
年　月　日（指定日が属する年度の翌年度）			〒		
年　月　日（指定日が属する年度の翌年度）			〒		
年　月　日（指定日が属する年度の翌年度）			〒		

様式第一百十一表 現在のエネルギー管理指定工場等、連鎖式エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理隣接エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示を満たす点を急激に上がった場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	年度熱等変動分類区分第百三十四条	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算KL）
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

備考 1 末尾に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
2 備考1の場合の際には、様式一百1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖式エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、連鎖式エネルギー管理指定工場等、管理隣接エネルギー管理指定工場等又は管理隣接エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示を満たす点を急激に上がった工場等」とみなす。
3 備考1の場合の際には、様式一百1表から「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

様式第一百12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度（　　年度

1 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く。酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素
事業者全体	主たる事業			
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は通称等		t-CO2	t-CO2
1	工場等に係る事業の名称			
	細分類番号		t-CO2	t-CO2
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			
	細分類番号		t-CO2	t-CO2
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			
	細分類番号		t-CO2	t-CO2
	当該事業を所管する大臣			

備考 1 番号1から3までの項には、当該年度を記入すること。
2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに分けた温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、他の項を作ること。
3 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に従って行うこと。
4 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除くこ酸化炭素の欄には、次に掲げる値（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（1）燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量を除く。）
（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量
（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量

5 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
6 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、温室ガスの使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第一百三十六の1及び4の2に、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第一百12表の3及び5の4に、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第一百12表の4の5及び4の6に、それぞれ記載すること。
7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する電気又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて別表一第 百第三十三に係事業を記載すること。
8 熱供給施設事業者にあっては、熱量又は熱等の欄に当該施設を事業に伴う熱量、熱等その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る排出の規定に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素
事業者全体	主たる事業		
	細分類番号		t-CO2
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO2
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO2
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		
	細分類番号		t-CO2
	当該事業を所管する大臣		

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに分けた排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、他の表を作ること。
2 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。
3 エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に従って行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO2

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、電電大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算出した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について記載すること。

2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一第 12 表の4の1及びその2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一第 12 表の4の3及び4の1に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の算定に用いた係数については、特定一第 12 表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素排出係数

種　別	合　計　量
1.	t－CO_2
2.	t－CO_2
3.	t－CO_2
4.	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量大臣が定める非化石電源二酸化炭素排出係数の種別ごとの合計量及び二酸化炭素及び酸素窒素大臣が定める非化石電源二酸化炭素排出係数の種別ごとの合計量を記載すること。ただし、特定一第 12 表の6の3及び6の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る数値を、特定一第 12 表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素排出係数に係る数値を記載すること。

8の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化又 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　2　異なる種類の国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転ごとに記載すること。
　　4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことによって記載すること。
　　5　無効化又は移転日の欄には、排出削減量無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
　　6　無効化量又は移転量は負の値で記載すること。
　　7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

8の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減量	他人から譲受された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー設備の種別ごとに記載すること。
　　2　グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素排出削減量認証制度において認証された量を記載すること。
　　3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。また、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
　　4　異なる種類のグリーンエネルギー設備の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

8の4　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　2　異なる種類の海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号のうち「国際番号、コスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行期間、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字」を記載すること。
　　4　無効化日の欄には、排出削減量無効化を行った日付を記載すること。
　　5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

8の5　非化石電源二酸化炭素排出削減量に係る情報

種　別	非化石証書の量	出荷平均係数	補　正　率	電気事業者から他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t－CO_2/MWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　2　出荷平均係数及び補正率の欄には、自特定電気事業及び特定電気事業法に定める値を記載すること。
　　3　電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　4　異なる種類の非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　権利利益の保護に係る請求及び特別の取扱の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものにＯをつけること）	1．有 2．無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものにＯをつけること）	1．有 2．無

備考　1　本欄の排出削減量を対象の関連に関する法律第17条第１項の規定に係るものである場合は、左欄（１．有）にＯをつけること。
　　2　同法第15条第１項の規定による特別の取扱がある場合は右欄（１．有）にＯをつけること。
　　3　左欄の（１．有）にＯをつける場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく告示に定める書類を本様式に添付すること。

設定一総括表　設定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

1．設定管理統括事業者

設定管理統括事業者番号	設定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

2．管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

設定一覧１表　事業者の名称等

設定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
細分類番号	
細分類番号からの事業者の名称及び特定地についての変更の有無 及び特定地の変更の有無	有・無
変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

設定－第７表 事業者のエネルギーの使用量等
Ｔ－１１ ｴﾈﾙｷﾞｰの使用量及び機械ｴﾈﾙｷﾞｰ投資を伴ったｴﾈﾙｷﾞｰの使用量等

ｴﾈﾙｷﾞｰの種類		単位	使用量		使用量のうちその他（電気・蒸気を除く）の熱のための使用量				使用した高効率ｴﾈﾙｷﾞｰの量		機械ｴﾈﾙｷﾞｰ投資を伴ったｴﾈﾙｷﾞｰの使用量		高効率のｴﾈﾙｷﾞｰ機械等	
			当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上
化石燃料	石炭（コークス用原料のうちコークス以外）	t												
	無煙炭	t												
	ﾚｰﾄｺｰｸ	t												
	ｼﾞｪｯﾄ燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	都市ガス（13A）	千㎥												
	天然ガス（主成分がメタンのもの）	千㎥												
	都市ガス（CNG）	千㎥												
	その他可燃性ガス	千㎥												
電気	輸入電力量	t												
	ｴﾈｰﾌﾄ使用量	t												
	明治開発事業	t												
	輸入・都区	t												
	国東・都区	t												
	輸入無都区	t												
	他区ｴｰﾌﾄ	t												
	ﾆｭｰｴｰﾌﾄ	t												
	ｴｰﾌﾄ＋ﾎﾞｴﾈ	t/㎥												
	ｴﾈｰﾌﾄ	t/㎥												

ｴﾈﾙｷﾞｰの種類		単位	使用量		使用量のうちその他（電気・蒸気を除く）の熱のための使用量				使用した高効率ｴﾈﾙｷﾞｰの量		機械ｴﾈﾙｷﾞｰ投資を伴ったｴﾈﾙｷﾞｰの使用量		高効率のｴﾈﾙｷﾞｰ機械等	
			当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上
電気	都区ｴｰﾌﾄ	t/㎥												
	都区ｴｰﾌﾄ	t/㎥												
	都区ｴｰﾌﾄ	t/㎥												
	合計	t												
熱	都区無関係	t												
	蒸気	都区ｴｰﾌﾄ	t											
		他区ｴｰﾌﾄ	t											
		他区ｴｰﾌﾄ	t											
		他区ｴｰﾌﾄ	t											
	温水	他区ｴｰﾌﾄ	t											
		他区ｴｰﾌﾄ	t											
	冷水	他区ｴｰﾌﾄ	t											
		他区ｴｰﾌﾄ	t											
	合計		t											

ｴﾈﾙｷﾞｰの種類		単位	使用量		使用量のうちその他（電気・蒸気を除く）の熱のための使用量				使用した高効率ｴﾈﾙｷﾞｰの量		機械ｴﾈﾙｷﾞｰ投資を伴ったｴﾈﾙｷﾞｰの使用量		高効率のｴﾈﾙｷﾞｰ機械等	
			当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上	当初	現在以上
熱	他区ｴｰﾌﾄ	t												

1－2　電気需要最適化を図るための電力使用量の内訳

年度等		単位	使用量		連携エネルギー（ロ）（エネルギー管理者）		連携エネルギー（ハ）（エネルギー管理者）	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
年度	4.5	ｋＷｈ						
	5.5	ｋＷｈ						
	6.5	ｋＷｈ						
	7.5	ｋＷｈ						
	8.5	ｋＷｈ						
	9.5	ｋＷｈ						
	10.5	ｋＷｈ						
	11.5	ｋＷｈ						
	12.5	ｋＷｈ						
	1.5	ｋＷｈ						
	2.5	ｋＷｈ						
年度	買電電力	ｋＷｈ						
	自家発電電力	ｋＷｈ						
	自家発電電力のうち売電	ｋＷｈ						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれかいずれかを選択して記入すること。ただし、時間帯別による場合の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の総量について、昼夕朝夜時間帯、電力ピーク時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ区分したものを記入すること。
2　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した数を記入すること。

1－3　電気の需要の最適化に資する設備を増加した台数

電気の需要の最適化に資する設備を増加した台数	台

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行った台数を記載すること。
2　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。
3　1日に複数ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「1台」として取扱を行うこと。
4　設置する設備は種類のうち最も多い事業所の台数を記載すること。

1－4　電気の需要の最適化に資する設備の基礎情報（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス応答時の最大供給容量	1ヶ月ディマンド・リスポンス	kＷ
	1日ディマンド・リスポンス	kＷ
ディマンド・リスポンス実績量	1ヶ月ディマンド・リスポンス	kＷｈ
	1日ディマンド・リスポンス	kＷｈ
	供給調整用補助金額	円

備考　1　ディマンド・リスポンス実績時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実績時の最大ｋＷｈ値を記載すること。
2　ディマンド・リスポンス実績量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

1－5　電気の需要の最適化に資する設備を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び管理システム	
その他	

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

1－6　証書等による非化石エネルギーの使用量の第三に係る受領

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無償化及び譲渡日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　1　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
2　異なる用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　証書等は、無償化及び譲渡日又は移転日ごとに記載すること。
4　熱・電気の別が欄では、非化石熱の使用量を証書等である場合に日熱を、非化石電気の使用量を証書等である場合に日電気を選択すること。
5　クレジット特定番号等の欄には、無償化及び譲渡又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのハッシュ値(数字とハッシュ値で表現を「%」で)などことにより記載した特定の証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
6　非化石エネルギー量は、「非化石証書」を記載した場合にあっては、「特定の証書」を記入した合計又は登録簿上に記載された数値の合計を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
7　非化石エネルギー量は天の値、熱量換算値の値で記載すること。
8　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無償化及び譲渡又は移転を行ったことを確認できる資料を保持すること。

1－7　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の非化石割合
□ 熱 □ 電気	1.	GJ・kWh	kl　　%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ・kWh	kl　　%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ・kWh	kl　　%

2　連携エネルギー原資の実績

2－1　連携エネルギー原資に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携エネルギー原資に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携エネルギー原資に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携エネルギー原資に係るエネルギー使用量		連携エネルギー原資に係る換算係数		連携エネルギー原資に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量（J）	数値	単位	数値	熱量（J）

設定一覧2表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

熱源の設定区分（□は□又は□を選択）□■は□	エネルギー管理者（工場等名）	工場等の名称	工場等の所在地	エネルギー管理者又は指定事業者における総括管理者	工場等に係る事業の名称
第　種 （指定日○年○月○日付け指定）			〒		
第　種 （指定日○年○月○日付け指定）			〒		
第　種 （指定日○年○月○日付け指定）			〒		

設定一覧3表　特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が第1表に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	3ヶ年度間温室効果ガスの排出原単位	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（熱換算kl）
	〒			
	〒			
	〒			

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一覧1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
2　備考1の場合の際には、指定一覧1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が3年間の平均値に定める数値以上の工場等」とのみ。
3　備考1の場合の際には、指定一覧1表の「エネルギー管理指定工場等名」及び「エネルギー管理者（長）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定一覧５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
				電気熱の供給として（その使用及び電気熱を原材料として燃料の使用に伴って発生するものを除く）二酸化炭素	電気熱の供給として（その使用及び電気熱を原材料として燃料の使用に伴って発生するもの）二酸化炭素
事業者合計	主たる事業			t－CO_2	t－CO_2
	細分類番号				
	当該事業を営む主体				
	細分類名称				
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2	t－CO_2
	細分類番号				
	当該事業を営む主体				
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2	t－CO_2
	細分類番号				
	当該事業を営む主体				
3	事業の名称			t－CO_2	t－CO_2
	細分類番号				
	当該事業を営む主体				

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
２　番号１から３までの欄には、事業分類ごとに分けた温室効果ガス算定排出量を記載すること。ただし、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上となる場合には、別の追加を行うこと。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素については、自己発電する電（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の消費を記載すること。
（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。）
（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、整石ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧５表の４の１及び４の２のほか、様式４（２）に掲げる表が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧５表の４の３及び４の４のほか、様式４（３）に掲げる表が含まれる場合は、本表に加えて認定一覧５表の４の５及び４の６のほか、必要事項を記載すること。
７　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する電離式又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定一覧５表の３に必要事項を記載すること。
８　特定連鎖化事業者であっても、連鎖又は連令等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の連鎖、連令その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する電離式又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者合計	主たる事業			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を営む主体			
1	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を営む主体			
2	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を営む主体			
3	工場等に係る事業の名称			t－CO_2
	細分類番号			
	当該事業を営む主体			

備考　１　番号１から３までの欄には、事業分類ごとに分けた排出量を記入すること。ただし、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上となる場合には、別の追加を行うこと。
２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定に用いた数値を全記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。
３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、廃棄又は及び排出事業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、整石ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千ｇ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、整石ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の適用範囲及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、整石ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千ｇ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、整石ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の適用範囲及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、排出量報告対象の種類に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　第6表4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第一部又は第二部の第4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第一部又は第二部の第4の3及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減排出量の量

種　別	合　計　量
1.	t－CO_2
2.	t－CO_2
3.	t－CO_2
4.	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減排出量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第一部又は第二部の第6表1及び6の1に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第第一部又は第二部の第6表4の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第第一部又は第二部の第6表4の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減排出量に係る情報を記載すること。

6の2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　第2に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロセスのレジストリ登録簿システム上で表示を「－」でつなぐことにより記載すること。
5　無効化又は移転日の欄には、排出削減整理表を作った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6　単位は、第2表に準じ、移転元は負の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、無効排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素熱量当量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素熱量当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー設備の種別ごとに記載すること。
2　グリーンエネルギー二酸化炭素熱量相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減排出量認証制度において認証されたものを記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、機関が使用する電力量（kWh）、燃料の量（GJ）又は熱量（GJ）に、電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の係数、燃料のガス種ごとの二酸化炭素の係数を乗じた値を記載すること。他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　第2に用いてグリーンエネルギー設備の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第7.4　海外認証済み排出量に係る情報

制減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO_2
		t-CO_2
		t-CO_2
		t-CO_2
合　計　量		t-CO_2

備考　1　本表に、海外認証済み排出量の種別ごとに記載すること。
　　2　第三者等への海外認証済み排出量の譲渡の際に、に及ぼされる場合には、次の記載を行うこと。
　　3　識別番号の欄には、無効化した海外排出量に対応する識別番号を書き分けて、国名記号、ホスト国の国内法に基づき、国内法に基づき無効化した旨を示すコード（例：GHG-JP-001）、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を中げ、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
　　4　無効化日の欄には、最終報告期限年月日を行った日付を記載すること。
　　5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第7.5　非化石電気「離脱炭素燃料等当量」に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　値	電気事業者から他者に対して電気の使用に伴って発生する「離脱炭素燃料等」の排出量
	MWh	t-CO_2/MWh		t-CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　2　全国平均係数及び補正値の欄には、海年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する「離脱炭素燃料等」の量の欄には、他人から移送された電気のうち電気事業者から小売移送された電気に係るものの量を記載すること。
　　4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上となる場合には、欄の追加を行うこと。
　　5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　補到料金の保護に係る請求及び受動の提供の有無

補到料金の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無	その他の関連排動の提供の有無（該当するものに○をすること）	1．有 2．無

備考　1　本特定の排出量は、特定排出者が、当該事業者（当の連結子会社）が行う事業は、次欄「1．有」に○をすること。
　　2　円応業協参事（当の場合による排動の提供がある場合は欄「1．有」に○をすること。
　　3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本様式に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等届出の様式

指定一覧1表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
届出整番号	
エネルギー管理者（長）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

別定一覧3表　事業者のエネルギーの使用量等

1－1　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギー消費量		単位	前年度		当年度（当年度に新たに事業を開始する場合は、当年度の計画値） （当年度に新たに事業を開始する場合は、当年度の計画値）				第1ハ二の特定事業に係る	
			数量	熱量換算	数量	熱量換算	数量	熱量換算	数量	熱量換算
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	重油	kl								
	タール重油	kl								
	石油コークス	t								
	石油ピッチ	t								
	石油系炭化水素ガス（CH）	t								
	石油系炭化水素ガス（LPG）	t								
	石油系炭化水素ガス（CH）	t								
	石油系炭化水素ガス（LPG）	m^3								
	輸入石炭分	t								
	コークス用原料炭	t								
	粘結炭以外原料炭	t								
	輸入一般炭	t								
	国産一般炭	t								
	輸入無煙炭	t								
	石炭コークス	t								
	コークス	t								
	コークス炉ガス	m^3								

	高炉ガス	m^3								
	転換精製ガス	m^3								
	転炉ガス	m^3								
	都市ガス	m^3								
	（　　）	m^3								
	小計	kl								
石油製品	潤滑油	t								
	特殊油	t								
	半製品	t								
	ベンゼン（ベンゾール）	kl								
	ベンゼン（ベンゾール）	m^3								
	パラキシレン	t								
	その他パラフィン	t								
	油ガス	t								
	油ガス	t								
	油ガスのオフガス	t								
	潤滑油	kl								
	潤滑油系ガス	m^3								
	潤滑油系	t								
	水素	t								
	アンモニア	t								
	（　　）	t								
	（　　）	kl								
	小計	kl								
電気	総発電量	kl								
	うち 買電量	kl								
	総発電のうち 消費	kl								
	買電量	kl								
	総発電のうち 自己	kl								
	買電量	kl								
	自己	kl								

燃料	石炭	輸入炭	GJ								
		国内炭	GJ								
		コークス	GJ								
	石油	原油	GJ								
		重油	GJ								
		灯油	GJ								
		軽油	GJ								
		ナフサ	GJ								
		その他石油	GJ								
	天然ガス	液化天然ガス（LNG）	GJ								
		液化石油ガス（LPG）	GJ								
		都市ガス	GJ								
		その他天然ガス	GJ								
	合計		GJ								
	うち再生可		GJ								
電気	電気事業者		Gcal								
	うち再生可		Gcal								
	自家用発電	ガスタービン（再生可を除く）	Gcal								
		ガスタービン（再生可を除く）	Gcal								
		内燃機関（再生可を除く）	Gcal								
		蒸気タービン（再生可を除く）	Gcal								
		燃料電池（再生可を除く）	Gcal								
		太陽光発電	Gcal								
		風力発電	Gcal								
		廃棄物発電（再生可を除く）	Gcal								
		廃棄物発電（再生可）	Gcal								
		廃棄物以外の再生可	Gcal								
		その他	Gcal								
	合計		Gcal								
	うち再生可		Gcal								
	他人から買ったもの		Gcal								
熱	蒸気	輸入炭ボイラ	Gcal								
		石油ボイラ	Gcal								
		輸入	Gcal								
		電気	Gcal								
		太陽	Gcal								
	温水	1	Gcal								
			MJ								
		1	Gcal								
			MJ								
	冷水	冷凍	Gcal		(B)						
		冷房	Gcal		(B)						
	冷風	冷凍	Gcal		(B)						
		冷房	Gcal		(B)						
	合計		Gcal								
	うち再生可		Gcal								
	他人から買ったもの		Gcal								
合計（J）											
うち再生可（J）											
燃料換算（J）				a					(b)		(a)
うち再生可（J）											
自家用発電量（J）											
自家用発電のうち再生可（J）											

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の処理量については、自ら使用する熱・電気を発生させた場合と同様の燃料あるいは自己燃料を合わせた形のパネルやメーター使用量の内訳とすること。

2 (B)欄に記入する熱換換算値は、電気の値1千キロワット時を熱量6.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱換算値は小計欄(B)は含めないこと。

1－2 電気消費量適正を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	対象	
			使用量	
			数値	算出根拠（*）
夜間	0 時	千 kWh		
	0.5	千 kWh		
	1 時	千 kWh		
	1.5	千 kWh		
	2 時	千 kWh		
	2.5	千 kWh		
	3 時	千 kWh		
	3.5	千 kWh		
	4 時	千 kWh		
	4.5	千 kWh		
	5 時	千 kWh		
	5.5	千 kWh		
夜間時間帯	22 時～翌朝 5 時間帯	千 kWh		
昼間時間帯	昼間平均使用量	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考 1 事業者単位で日別・時間帯別のいずれかを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、夜（午前0時から午前5時）で使用した電気の総量について、夜（22時～翌朝5時）、昼（夜以外）、その他の時間帯（22時～翌朝5時）にそれぞれ配分したものを記入すること。

2 非常用発電機等は、ネットメーターの設置の有無にかかわらず実際に発電した時間帯で夜間または昼間電気使用量に含めるものとする。

1－3 電気の使用の最適化に資する設置を実施した台数

電気の使用の最適化に資する機器を実施した台数	台

備考 1 ディマンド・リスポンスの対応を行った台数を記載すること。

2 ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に応じた変動に応じて電気の使用量を増加又は減少させることをいう。

3 「1日」毎はディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1－4 電気の使用の最適化に資する設備の見積総等（仕様で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する見積の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	(kh)
	上げディマンド・リスポンス	(kh)
	供給調整の適切な実施	(kh)

備考 1 ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最大出力値を記載すること。

2 ディマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年間の合計量を記載すること。

1－5 電気の使用の最適化に資する設備を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
自己託送設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考 1 ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場で活用した設備を検討すること。

1－6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び供給元別に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	契 約 量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に占める比率
□ 熱 □ 電気	1.	GJ / kWh	以	%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ / kWh	以	%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ / kWh	以	%

指定一覧３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の種類、規模及び使用、改変又は廃止の状況

	設備の名称	設備の概要	使用開始	廃止、改変又は廃止の年月
新設又は改変を行った設備（エネルギーを消費するものに限る）				
廃止した設備（エネルギーを消費するものに限る）				

指定一覧４表　エネルギーの使用量と連鎖な関係をもつ組

	年度	対前年度比（%）
当該届出工場等の組織単位間でエネルギーの使用量を連鎖な関係をもつ組（以外） （　　）	年	

指定一覧５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
原単位	エネルギー使用量（設備名）（単位：第２表参照）／第一次／ 工場等生産又は事業活動に関連する他のエネルギー使用量と密接な関係をもつ値（単位：第４表参照）		

備考　「第一次」は第２表を参照にして、エネルギー使用量の合理化に関する判断基準で定める換算係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2　電気需要最適化評価単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化評価原単位算出のベースとなるエネルギー管理統括事業者、工場等連鎖又は事業者単位算出のベースとなる事業者、事業場単位算出の関係をもつ組（第３表参照）		

3　非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気使用原単位	組織単位の非化石電気（自家発電含む）／組織単位の電気（自家発電含む）	%

備考　以下に示すエネルギー種別について算定して記入すること。
①他者に熱源や動力・電気を供給するために使用した化石燃料及び非化石燃料を分別分けから控除。
②「置み付け（非化石）」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定一覧５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の推移表

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	今年度目標年時 年度比率
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		年	年	年	年	

2　電気需要最適化評価単位

電気の使用量の集計区分				□ 月別		□ 時間単位
	年度	年度	年度	年度	年度	今年度目標年時 原単位比率
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		年	年	年	年	

3　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定一覧６表　過去５年度間の原単位及び電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1　過去５年度間のエネルギー消費原単位が平均年１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が最初年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が最初年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一覧７表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

1　工場等でかつて用いる車両等その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（自家用自動車（貨物運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第１項に規定する貨物運送事業（以下「貨物運送事業」という。）を経営する者（以下「貨物運送事業者」という。）が保有するものを除く。）を除く。）

事業者の区分	運転の管理	車両の管理	荷役の管理	荷役設備の管理	荷役に関する情報の管理
(1)　自家用自動車、貨物運送事業者以外の貨物運送事業者	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役設備の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役に関する情報の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切
	車両数に応じて必要な車掌の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	車両数に応じて必要な運転者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	車両数に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役設備に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役に関する情報に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない
(2)　タクシー業、ハイヤー業	タクシー業、ハイヤー業以外の貨物運送事業者	タクシー業、ハイヤー業以外の貨物運送事業者	タクシー業、ハイヤー業以外の貨物運送事業者	タクシー業、ハイヤー業以外の貨物運送事業者	タクシー業、ハイヤー業以外の貨物運送事業者
	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役設備の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役に関する情報の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切
	運転者に応じて必要な車掌の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	運転者に応じて必要な運転者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	運転者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役設備に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役に関する情報に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない
(3)　ニ．自動車以外			運搬用容器等の適切な管理		
			容器の適切な取扱いを行う者の選任 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切		
			容器に応じて必要な容器の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない		
(4)　車両数、荷役設備、荷役者数、荷役設備の管理	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	車両数に応じて必要な運転者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役設備、荷役者、荷役設備の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役設備、荷役者、荷役設備の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役に関する情報の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切
	運転者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない
(5)　荷役設備	荷役設備の管理	荷役設備に応じて必要な荷役者の配置	荷役設備の適切な管理	荷役設備の適切な管理	荷役設備の適切な管理
	運転者の適切な管理 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 適切 □ 一部適切（　　%） □ 未適切
	運転者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない	荷役者に応じて必要な荷役者の配置 □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない

	情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対するニーズ分析及び結果の情報共有 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
3-3-4-5				3-3-4-5-1 ICTの利活用・活動に対するニーズの把握 □ 実施している □ 実施していない	
7-2-1 ボランティア、地域の住民等による、ボランティアセンターの設置・ボランティアコーディネーターの配置	地域住民等を対象、ボランティアセンター活動に関する説明会の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	地域住民等を対象、ボランティアセンター活動に関する説明会の実施状況の把握 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	地域住民等を対象、ボランティアセンター活動に関する説明会の実施状況の共有 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	地域住民等を対象、ボランティアセンター活動に関する説明会の実施状況・効果に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	地域住民等を対象、ボランティアセンター活動に関する説明会の実施状況・効果に対する評価を踏まえた改善・更新 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
7-2-2 ボランティア活動の実施	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-3 ICTを活用した情報提供			職員を情報提供等の研修を実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
			情報提供の実施状況を定期的に確認し、改善を実施 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
7-2-4 情報開示・提供の実施	情報開示の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-5 高度な情報提供	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-6 ボランティア活動の実施状況の把握	情報開示の実施状況 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(10) 高度福祉用具等の研究・ICTを用いたエルゴノミクス・安全衛生・ストレス管理等を通じて、ICTを活用した職場環境の改善				ICT等を活用した職場環境の改善を実施している □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

2－1　工場等（有力事業所その他これに類する社会に対する工場等を除く。）における労働の品等の調査（各項目を取扱１母集団毎）

事業所名	調査対象者の選定	調査の実施	調査の実施状況の把握	調査の実施状況の共有	調査の実施状況を踏まえた改善・更新
7-2-7 高度な情報提供	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-8 ICTを活用した情報提供					
7-2-9 ボランティア活動の実施状況の把握	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-10 高度な情報提供	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
(11) 職員の心身の健康の保持	職員の実施状況の把握	職員に対する相談支援の実施	職員の実施状況の共有及び改善	職員の相談の実施・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

(12) 職員間のコミュニケーション

7-2-11 高度な情報提供等の実施		相互理解の場を設定し職員間の交流を促進する取組	相互理解の場を設定し職員間の交流を促進する取組の実施状況の把握	相互理解の場を設定し職員間の交流を促進する取組の実施状況の共有	相互理解の場を設定し職員間の交流を促進する取組の実施状況・効果に対する評価
	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-12 高度な情報提供	職員の意見・ニーズの把握状況に対する調査	職員の意見・ニーズに応じた情報の提供	職員の意見・ニーズに応じた情報の提供の実施状況の共有	職員の意見・ニーズに応じた情報の提供・更新に対する評価	職員の意見・ニーズに応じた情報の提供・更新に対する評価を踏まえた改善・更新
	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-13 ボランティア活動の実施状況の把握	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない ボランティア・ボランティア活動 □ 実施している □ 実施していない 運営指導 □ 実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-14 ICTを活用した情報提供			職員の意見・ニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
			職員の意見・ニーズに応じた情報の提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
7-2-15 ボランティア活動の実施状況の把握	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない ボランティア・ボランティア活動 □ 実施している □ 実施していない 運営指導 □ 実施している □ 実施していない	ボランティア・ボランティア活動に関する説明会の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボランティア・ボランティア活動に関する説明会の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボランティア・ボランティア活動に関する説明会の実施状況・効果に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボランティア・ボランティア活動に関する説明会の実施状況・効果に対する評価を踏まえた改善・更新 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
(13) 職場、家庭、地域に対するエルゴノミクス・安全衛生・ストレス管理等の取組		職員の意見に関する調査及び実施	職員の実施状況の把握及び共有	職員の実施状況を踏まえた改善・更新に対する評価	
		情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
7-2-16 ボランティア活動の実施状況の把握	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
7-2-17 ICTを活用した情報提供	情報開示の設計方針 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズ調査の実施 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の把握 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示に対する情報提供の実施状況の共有 □ 作成済 □ 一部設定済（　%） □ 未設定 情報開示に対するニーズに応じた情報の提供 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	情報開示・提供方法の改善・更新に対する評価 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

２－２　工場等（熱と事業所その他これに類する施設に関する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	
施設番号（設備の名称）	
型式	
出力（kW）	
設備の利用率	
発電効率（%）	
設計効率（%）	
燃料種ごとの基本情報	
燃料種	
年間発電量（kJ）	
熱価格比較（%）	
設備に投入する原燃料エネルギーの量	
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）	
高効率化に向けた取組	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（kJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（kJ）	
バイオマスの種類	
設備に投入した未利用のエネルギー量（kJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（kJ）	
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（kJ）	
副生物・廃棄物の種類	
その他設備の高効率化に向けた取組	
蒸電力融通による補正値（%）	

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備毎に作成し記入すること。
２　「取組番号」欄には、複数のボイラー、タービンが系統配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
４　「原燃料比」及び「設備効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
５　「蒸電力融通による補正値」欄には、右段火電力融通量で為して、発熱量換算値を　備考３に配分する補正値を乗算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

別記一第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

３　非化石エネルギーの転換に関する事項

措置の概要

別記一第９様式　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素	複製物の燃料としての使用又は複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除くこ酸化炭素	t－CO_2
	複製物の燃料としての使用又は複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、複製物の燃料としての使用及び複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除くこ酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（１）燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量（複製物の燃料としての使用及び複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量を除く。）
（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量
（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量
２　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、複製物の燃料としての使用又は複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の欄には、複製物の燃料としての使用又は複製物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除くこ）を記載すること。
３　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、第百ガスの使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第10表のコのうこも、様式１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第10表のトのうにも、様式１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別記一第10表のヨのうにも、必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素	t－CO_2

備考　本報告に係る工場等が、自己の事業として行う電気事業の用に供する発電所又は自己の事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生するこ酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素のうち、燃料ガスの使用に伴うこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の種	係数の区分	係数の適用範囲
t－CO_2/千 m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の算定において、燃料ガスの使用に伴うこ酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の種、当該係数の区分及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴うこ酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の種	係数の区分	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴うこ酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の種、当該係数の区分及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生するこ酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴うこ酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の種	係数の区分	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱(電気に伴って二酸化炭素が排出量の算定に用いた場合について、発電の場、生活資源の焼熱及び蒸気廃棄を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出量と異なる算定方法又は排出の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排出量と異なる算定方法又は排出を行う場合に、当該算定方法又は排出の内容について記載すること。

2　最終エネルギの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 18 表のコの1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 20 のカ又は2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定一第 18 表のトの3に記載すること。

3　届出利益の保護に係る届出及び開発の報告の有無

届出利益の保護に係る届出の有無 (該当するものにチェックを○)	1. 有 2. 無	その他の開発開発の報告の有無 (該当するものにチェックを○)	1. 有 2. 無

備考　1　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る届出の保護に関する届出を行う場合は、右欄「1. 有」にチェックすること。

2　同法第15条第1項の届出による エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る開発の報告を行う場合は、右欄「1. 有」にチェックすること。

3　本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本様式に添付する。

備　考

1　この様式のたたは、日本産業規格A4とすること。

2　ペン、ボールペン、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

3　数字は算用数字を用いること。文字略(「1」、「2」等)、欄及び「(指標)」は、記入しないこと。

4　特定一第3表の特定事業者番号の欄には、原単位法及び排出原単位法の区分をコードで記入すること。

5　特定一第3表1－1の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が設置管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、設置管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該設置管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）における燃料、熱及び電気の使用に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスエネルギー換算に関して、とりまとめたエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに該当年度での総量で所定欄に記入すること。

6　指定一第2表1－1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに該当年度での総量で所定欄に記入すること。

7　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

8　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の使用した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに該当年度での総量を記入すること。

9　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の購入したエネルギーの量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

10　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の「その他の燃料」の「種類」の欄には、燃料消費量の算出の際に用いた燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入することは、原則として認めないこと。

11　販売した電気の量は、特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の「自家発電」の「販売した副生エネルギー」の量、の欄に記入すること。

12　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の「自家発電」の欄及び「販売した副生エネルギー」の欄に記入する燃料欄は、燃料の種（ガスの場合は燃料成分のメタンのみ）ごとに異なった欄、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量は異なった欄を用いること。

13　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1の「その他の燃料」の「発熱量」の欄については、必要に応じ、補足欄（「ガス」の、「ガス」の）に当たって記入することができる。

14　特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーとの重ねて、に該当熱の調達を実施することを要しない。なお、この際、加減しないたエネルギーの種類及びその最も特定一第2表1－1及び特定一第2表1－1のア に当記すること。

15　特定一第2表1－1、特定一第4表、特定一第6表、指定一第2表、指定一第4表、指定一第6表及び指定一第8表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（特定一第4表及び特定一第8表については、前年度提出時点にて当該年度分の算定に用うは算定によって算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

前年度比（%）＝　当該年度分　／　前年度分　×100（%）

16　特定一第3表の欄及び特定一第4表の欄の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産面積又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その具体名(単位を（　）内に記入すること。）で内容を説明するなどについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の間に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等において、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合算した値を工場全体の生産量として記載することができる。

17　特定一第3表及び特定一第5表の「原単位」とは、単位生産数量当たりのエネルギー消費量をいう。

18　特定一第3表1－1、1－2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携第一エネルギー調査を実施する場合、「1」を「2」と読み替えるものとする。）。

(1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は設定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等（以下「工場等」という。）の事業分類の数が1種類であるときは、当該事業分類の数が1種類であるときは、工場等ごとに、当該工場等の原単位を、工場等の内容ごとに整理するこ とができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（以下「指標」という。）を求めること。

(3) 広示されたエネルギー換算で同じ単位、即ちこれを通ずの広に換算可能であり、事業者全体の原単位（第一）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（第－1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Σ）

②単位当燃料の種と値とエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Σ）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・③

④購入した単位燃料の量の合計（原油換算kl）・・・④

⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑤

⑥事業分類ごとの（Σ）と（③）を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Σ）′、（③）′を求めることにより、事業者全体の電気原単位原単位（第－1）を（Σ）′－（③）′／⑤′（小数点以下四捨五入）で求められる。

⑦（Σ）′－（③）′を原単位電気（Σ）′－（③）′の比・・・（Σ）′－（③）′

(4) 広示事業ごと毎ならず、事業者全体の電気原単位連鎖化評価原単位（第－1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の原単位の対前年度比（Σ）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Σ－1）

②単位当燃料の種と値とエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・（Σ－1）′

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・③

④購入した単位燃料の量の合計（原油換算kl）・・・④

⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑤

⑥事業分類ごとの（Σ－1）の値が、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Σ－1）

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑤

⑧販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・③′

⑨購入した単位燃料の量の合計（原油換算kl）・・・④′

⑩事業分類ごとの（Σ－1）′

⑪事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Σ－1）

⑫生産数量又は建物の延床面積の対前年度比（Σ－1）を（Σ－1）の値の寄与加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Σ－1）＝（Σ－1）＋（Σ－1）′・・・・

19　特定一第3表2－1、2－2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する開発と評価とエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、有証事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（Σ－1）の構成割合（第－1）、事業ごとに電気需要最適化評価原単位の組合連鎖化や他のエネルギーの使用量と表証の保証を行う場合は、当該事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（第－1）を求める。

(1) 広示されたエネルギー換算で同じ単位、即ちこれを通ずの広に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（第－1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（第－1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算kl）・・・（Σ－1）

②電気需要最適化及び非化石燃料の種と値とエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Σ－1）′

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・③

④購入した単位燃料の量の合計（原油換算kl）・・・④′

⑤（Σ－1）′と電気需要最適化評価原単位・・・（Σ－1）

⑥事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Σ－1）

⑦事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Σ－1）を（Σ－1）の値の寄与加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Σ－1）＝（Σ－1）＋（Σ－1）′＋・・・・

20　特定一第4表及び特定一第6表の上段の欄には、当該年度を含む過去10年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」、及び「電気需要最適化評価原単位」、及びこれらの比の「前年度比」の欄には、原則として当該年度第の算定に使用した算定式に従って算出した値を記入すること。なお、特定一第3表2－1及び特定一第5表2－1において、事業者全体の原単位（第－1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（第－1）が算出困難であった場合には、「連携第一エネルギー調査を実施し、エネルギー消費原単位」及び「連携第一エネルギー調査を実施し、電気需要最適化評価原単位」の欄に、「対前年度比」に（Σ－1）及び（Σ－1）′を記入すること。

21　特定一第4表及び特定一第6表の「5年間原単位増減率」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携第一エネルギー調査を実施した エネルギー消費原単位及び連携第一エネルギー調査を実施した電気需要最適化評価原単位の過去5年間の年度毎の対前年度比をそれぞれ乗じた値を記入すること。

(1) 広示されたエネルギー換算で同じ単位、即ちこれを通ずエネルギー消費原単位の

5年間原単位増減率の変化（%）＝（Σ－1）×（Σ－1）×（Σ－1）×（Σ－1）^{2}（%）又は

5年間原単位増減率の変化（%）＝（Σ×Σ×Σ×Σ）^{2}（%）

(2) 電気需要最適化評価原単位又は連携第一エネルギー調査を実施した電気需要最適化評価原単位

5年間原単位増減率の変化（%）＝（Σ′－1）×（Σ′－1）×（Σ′－1）×（Σ′－1）^{2}（%）又は

5年間原単位増減率の変化（%）＝（Σ′×Σ′×Σ′×Σ′）^{2}（%）

22　特定一第3表は、例えば「(1) の欄は、ア (イ) の欄は」と同様になる場合には、「(イ) と同じ」と記入してもよい。

23　特定一第4は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定一第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、事実となる記載を記載すること。

２５　特定一第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄余白に斜線を引くこと。

２６　特定一第９表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び当該者が設置する当該連鎖化事業に係るかつ工場等又は設定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更がある場合は、「指定区分の変更」欄より必ず記入し、欄に■印を付すこと。

２７　特定一第１１表は、特定エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が年間６万キロリットル以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定一第１２表及び特定一第１５表の記入に当たっては、特定一第１２表及び特定一第１５表に記載された算出基準を参照すること。

２９　特定一第２表の「変更理由等」に「産業利益の喪失」「減水」「改修」の使用量を熱量換算する際、当該変更に関連する施設容量に代えて、当該熱を発生させるために使用するのに使用された燃料及び発生した熱の使用量を算定するとで選択と認められるものを使用した場合は、当該熱量の算出となる資料を添付すること。

３０　特定一第４表の二に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定一第１表に記入すること。

３１　特定一第５表は、原料として全設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の４割を満たすように記入すること。

３２　特定一第６表は、第５項関係の施工に関する届出（法第５条第１項第２号）に該当する場合は、それぞれの工程等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は工程について、該当する項目に■印を付け、必要な箇所について説明を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄余白に斜線を引くこと。

３３　指定表に示して連携エネルギー管理を構成と認めた使用量の報告を行いたい場合は、連携表エネルギー原単位を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　設定一第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定一第２表、第１０表、第１１表、第１２表に準じ適用をそれぞれ参照すること。

様式第１０（第４４条第１項関係）

様式第１０（第４４条第１項関係）

受理年月日	
処理年月日	

認定管理統括事業者に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第３１条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

１．認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となるべき概要

（１）認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（２）管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

２．認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となるべき関係

３．エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

４．認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となるべき者が設置しているかつての工場等のエネルギーの使用量の合計表

（　　年度）

単位熱量当たり

５．エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第４条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	特定事業者番号	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒		
	〒		
	〒		

６．その他

備考　１　この用紙のＡ５寸は、日本産業規格Ａ４とする。
２　文字は白い書き、ゴシック、タイプでこれを印字等により明確に記入すること。
３　所定書類等の余白を打ち、欄には記入しないこと。
４　「主たる事業」及び「資本金等」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となるべき関係を説明する書類　【別紙１】

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを説明する書類【別紙２】

様式第１１（第４４条第３項関係）

様式第 11（第 44 条第３項関係）

認定管理統括事業者に係る不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第１２（第４５条関係）

様式第 12（第 45 条関係）

認定管理統括事業者に係る認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定管理統括事業者については、ＺＥＢ化の状況の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律第３１条第２項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　法第３１条第２項のうち、認定が取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第１３（第４７条関係）

様式第 13（第 47 条関係）

受理年月日	
決定年月日	

連携省ＺＥＢ計画認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

ＺＥＢ化の状況の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律第５０条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

１．連携ＺＥＢ事業を実施する者の概要

（１）代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
御行政番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（２）共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
御行政番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

２．連携ＺＥＢ事業の目標

３．連携ＺＥＢ事業の内容

（チェック欄）

連携省ＺＥＢ事業の実施にあたり、他の関連法に抵触する内容は含みません。	

4．連携ボ＝ネルギー計画の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	

※計画の実施が複数及び期間を記載すること。

5．連携ボ＝ネルギー計画に関して使用したことときあるエネルギー総量の割合の方法

6．連携ボ＝ネルギー標置を実施するために必要な資金の調達びその調達方法

（1）設備調達計画

年度	実施者	設置項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

（2）支援措置の利用

連携ボ＝ネルギー計画の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1．有り（　　） 2．無し

7．その他

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。
　　2　文字は楷書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請書記載の部分を付した欄には記入しないこと。
　　4　第6の連携ボ＝ネルギー計画の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
　　5　複数の連携ボ＝ネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○連携ボ＝ネルギー標置の概念図　　【別添１】

様式第１４（第４８条第２項関係）

様式第14（第48条第2項関係）

連携ボ＝ネルギー計画の不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった連携ボ＝ネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第１５（第４９条第１項関係）

様式第15（第49条第1項関係）

受受機関注目	
受処機関注目	

連携ボ＝ネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた連携ボ＝ネルギー計画について、ボ＝ネルギーの総量の合理化及び非化石ボ＝ネルギーの転換等に関する法律第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1．変更事項の内容

2．変更時期

3．変更理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。
　　2　文字は楷書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請書記載の部分を付した欄には記入しないこと。
　　4　複数の連携ボ＝ネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第16（第49条第4項関係）

様式第35（第49条第4項関係）

認定連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第17（第50条第2項関係）

様式第37（第50条第2項関係）

受受理年月日	
受処理年月日	

連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第51条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1．変更事項

2．変更事項の内容

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第18（第51条関係）

様式第39（第51条関係）

認定連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第51条第1項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第19（第52条関係）

様式第41（第52条関係）

受受理年月日	
受処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便ーード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第53条の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表　事業者の名称等

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
届出番号	
代表者の職名・氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス	職名 氏名 住所等　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

備考　「主たる事業」及び「届出番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第2表　事業者のエネルギーの使用等
1．廃棄者のエネルギー消費量及びエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	廃棄者のエネルギー消費量及びエネルギーの使用量				廃棄に伴ってエネルギーの使用に伴ってエネルギーの使用量				廃棄に伴ってエネルギーの使用に伴ってエネルギーの使用量				廃棄したことによるエネルギーの一覧		廃棄したことによるエネルギーの使用量	
		廃棄	再資化	焼却	埋め立て	廃棄	再資化	焼却	埋め立て	廃棄	再資化	焼却	埋め立て	廃棄	再資化	廃棄	再資化
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl															
	原油のうちコンデンセートに当たるもの	kl															
	揮発油	kl															
	ナフサ	kl															
	ジェット燃料油	kl															
	灯油	kl															
	軽油	kl															
	A重油	kl															
	B・C重油	kl															
	石油アスファルト	t															
	石油コークス	t															
	液化石油ガス（LPG）	t															
	石油系炭化水素ガス	Nm^3															
	液化石油ガス（LPG）	t															
	石油系炭化水素ガス	Nm^3															
	輸入揮発油	t															
	ハーフ＆ハーフ原料油	t															
	輸入ナフサ	t															
	輸入灯油	t															
	輸入軽油	t															
	石炭コークス	t															
	コールタール	t															
	ガーリンガス	Nm^3															
	高炉ガス	Nm^3															
	発電用重油ボイラー	Nm^3															
	電炉ガス	Nm^3															
	製鉄ボイラー	Nm^3															
	高炉ガス	Nm^3															
	小計	t															
非化石燃料	無煙炭	t															
	石炭	t															
	褐炭	t															
	石炭製品	t															
	パイロットスケール	kl															
	パイロットプラント	kl															
	ニートエタノール	Nm^3															
	天然ガス（ガス）	t															
	薪炭	t															
	薪	t															
	薪ボイラー	t															
	廃プラスチック	t															
	電力	kWh															
	廃棄物エネルギー	MJ															
	廃材燃料	t															
	石炭	t															
	ブルーカーボン	t															
	木質	t															
	木質ペレット	t															
	木質チップ	t															
	小計	t															
熱	電気熱ヒートポンプ	kWh															
	うち再生可能	kWh															
	高温蒸気用ボイラ	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	燃料	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	燃料	MJ															
	うち再生可能	MJ															
冷	電気ヒートポンプ	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	高温蒸気用ボイラ	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	燃料	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	燃料	MJ															
	うち再生可能	MJ															
	小計	MJ															
	うち再生可能	MJ															
電気	電気事業者	kWh															
	うち再生可能	kWh															
	ソーラー発電（系統に売電）	kWh															
	ソーラー発電（系統に売電以外）	kWh															
	風力発電（系統に売電）	kWh															
	風力発電（系統に売電以外）	kWh															
	小水力発電（系統に売電）	kWh															
	小水力発電（系統に売電以外）	kWh															
	地熱発電（系統に売電）	kWh															
	地熱発電（系統に売電以外）	kWh															
	バイオマス発電（系統に売電）	kWh															
	バイオマス発電（系統に売電以外）	kWh															
	小計	kWh															
自家発電	太陽光	kWh															
	風力	kWh															
	水力	kWh															
	地熱	kWh															
	小計	kWh															

燃料	石炭	千t/年												
		GJ												
	石油	千kl/年												
		GJ												
	天然ガス	千Nm³/年												
		GJ												
	電気	千kWh/年						倍1		倍1				
		単位GJ/千kWh						倍1		倍1				
	電力	千kWh/年						倍1		倍1				
		単位GJ/千kWh						倍1		倍1				
小計		千GJ/年												
1次換算値		千GJ/年												
温室効果ガス排出量		千t/年												
排熱・ガス														
1次換算値 GJ														
収益額算定 GJ														
1次換算値 GJ														
排熱有効利用率 GJ														
排熱利用量（%）														

備考　1　蒸気に熱回収する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、目も使用する熱・電気を発生させるために使用する石炭燃料及び石炭燃料を含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。
　　2　BI欄に記入する熱換算係数は、電気の場合1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱換算係数は小数桁0.1位までかいこと。

2　連携省エネルギー措置の実績

2－1　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携省エネルギー措置に関して使用したこととしたされるエネルギー使用量の算定の方法

2－3　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る基礎データ（エネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

第3表　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類					事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算							
						非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置分類を超えた当たエネルギーの使用量（BI由換算kl） ①②	販売した副生ニネルギーの量 （BI換算kl） ③	購入した未利用熱の量 （BI換算kl） ④'	①−③−④'	①の構成割合（%） ⑤=①/①×100	生産数量又は提供延床面積などの他のエネルギーの使用量を最も密接に関係をもつ量 ⑥	エネルギー消費原単位 ⑦=①/⑥	前年度のエネルギー消費原単位 ⑧	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） ⑨=⑦/⑧×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） ⑩=⑨×⑤/100
1	工場等に係る事業の名称														①
	細分類										（名称：　） （単位：　）				
	書号														
2	工場等に係る事業の名称														②
	細分類										（名称：　） （単位：　）				
	書号														
3	工場等に係る事業の名称														③
	細分類										（名称：　） （単位：　）				
	書号														
事業者全体						①② （合計）	③'（合計）	④'（合計）	⑤（合計）	100%	⑥ （名称：　） （単位：　）	⑦	⑧	⑨=⑦/⑧×100 （⑩）= ①×②×③……	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
　　2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
　　3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑦）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑩）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は記入不要。
　　4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑦）」が算出できる場合は、事業分類ごとの⑤、⑥、⑦'、⑧及び事業者全体の⑨から⑩まで記入すること。
　　5　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたニネルギーの使用量（①②）」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第4表　連携省エネルギー設備に関する事業者の過去5年間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年間原単位原単位変化
連携省エネルギー設備を踏まえたエネルギー消費原単位						
原単位変化（%）	／	①	和	②	倍	／

備考　第3表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の平均を用いて、「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）②」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入する。

備　考

1　この用紙のたきさは、日本産業規格A4とすること。
2　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
3　報告書提出年月日を記入した「定期報告日」欄及び「臨時報告日」欄に記入しないこと。
4　第2表1の使用量の欄には、連携省エネルギー設備に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに適宜単位で換算し原単位で記入すること。
5　第2表1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
6　第2表1の他社とと連携エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに他社とともに使用したエネルギーを記入すること。
7　第2表1の購入した光熱水費の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
8　第2表1の「その他の燃料」の「都市ガス」の欄には、製造用ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。数量の種類を記入するときは、単位と種別ごとで記入すること。
9　他社とた電気の量は、第2表1の「自家発電」の「他社とた熱エネルギーの量」の欄に記入すること。
10　第2表1の「自家発電」の他社とた熱エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1キロワット時を熱量3.6メガジュールとして換算した値、又は当該電気を他人から受たために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
11　第2表1の「うち 以 を単位とし」で記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、Gj（ｷｶﾞｼﾞｭｰﾙ）に代えて記入することができる。
12　第2表1のエネルギーの使用量の分析を事業ごとに行う場合には、エネルギーとエネルギーから発生した廃棄物の利用を知原することを要しない。なお、この際、知原しなかったエネルギーの種類及びその量を第2表1の下に注記すること。
13　第2表1、第4表1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

14　第3表の欄②「生産設備又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産設備、生産建物又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。ｋ・ｍ²を選択することについては、可能な値（同一のものと、前年度以降に新設をした場合には、開設としての時に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の開設を行っている場合等において、当該工場において新たに生産設備を増設、または生産品の生産量を、その他の製品を生産するのに要したエネルギーの量が増加したことにより、ｋ・ｍ²を選択のうえ生産品の生産量を分母とした値を「単位当たり消費量」として記載することができる。
15　第3表の「原単位」とは、特定生産設備等当たりのエネルギー消費量をいう。
16　第3表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
（1）連携省エネルギー設備に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に集約する。ただ、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに集約することができる。
（2）事業ごとに、生産設備又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ｑ）について集計する。
（3）容かれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の至に換算可能であり、事業者全体の原単位変化が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の値を記入していくこととよう。事業者全体の原単位変化を求めるため。
①社とた燃料の補正及び連携エネルギー消費を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）・・・Ｑ
②他社とた副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・Ｑ
③購入した光熱費の量の合計（原油換算kl）・・・Ｑ
④Ｑ一③＝Ｑ′・・・Ｑ
⑤事業分類ごとの②の値の、事業者全体の合計に対する構成割合（%）・・・Ｑ
⑥当該期間又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接に関係を持つ値・・・Ｑ
⑦エネルギー消費原単位＝・・・Ｑ/Ｑ×Ｑ
⑧前年度のエネルギー消費原単位・・・Ｑ
⑨事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・Ｑ
⑩事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比原単位の重み付加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。⑨＝⑦×⑨÷⑧・・・
17　第4表1の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去5年度間の対前年度比を平均を求めた値の4乗根とな値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
・エネルギー消費原単位

$$\text{5年度間平均原単位変化（\%）} = \sqrt[4]{\text{②}\times\text{③}\times\text{④}\times\text{⑤}}\ (\%)$$

様式第20（第56条関係）

様式第20（第56条関係）

エネルギー使用合理化義務適合書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第34条第2項、第35条第2項、第36条第2項又は第37条第2項の規定に基づき、次のとおり貴下の事業者の同法第5条第1項に規定する判断の基準に適合したことを証明する。

特定事業者番号 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
商号又は名称	代表者氏名
備考	

なお、上記事業者のほかに事務所単位に第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等については、次のとおり記載する。

交付日：　年　月　日

（登録調査機関名）

備考　1　様式のたきさは、日本産業規格A4とすること。
2　調査書を作成し、登録調査機関に交付する場合に限り記載すること。
3　交付年月日、本書証を事業者に交付した日を記入すること。
4　第1表「報告の区分区」の欄には、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の別を記入すること。

第１表　特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者の設置する工場等の一覧及び調査状況

現在の特定区分	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	調査年月日 調査員氏名	備考
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

様式第２１（第５７条関係）

様式第21（第57条関係）

受理年月日
収集年月日

殿

年　　月　　日

住　所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第４４条第３項、第４５条第３項、第６６条第３項又は第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定事業者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
郵便コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
組織種別からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事務」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び課税標準のエネルギー換算量の総括表

エネルギーの種類	単位	当年度												前年度エネルギー換算量に占める割合	
		数量		数量を原油換算したときの数量に占める割合の総和量		数量に占める割合の総和		購入した他社熱の量		他熱の自社でのエネルギー換算量		運搬のエネルギー換算量			
		事務	非事務	事務	非事務	事務	非事務	事務	非事務	事務	非事務	事務	非事務	事務	非事務
石油	原油（コンデンセートを含む）	kl													
	揮発油（ハイオクガソリンを含む）	kl													
	灯油	kl													
	軽油	kl													
	ジェット燃料油	kl													
	重油	kl													
	潤滑油	kl													
	石油アスファルト	kl													
	石油コークス	kl													
	石油系炭化水素ガス	t													
	石油系炭化水素ガス以外	t													
	石油系炭化水素ガス	t													
	石油系炭化水素ガス以外	t													
	その他石油製品（石油ガス）	t													
	輸入石炭合計	t													
石炭	コークス用原料炭	t													
	可点炭原料炭	t													
	輸入一般炭	t													
	国産一般炭	t													
	輸入褐炭炭	t													
	石炭コークス	t													
	コールタール	t													
	コークス炉ガス	m^3													

| | | |

1－4　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び譲渡日又は移転日	非化石エネルギー量
□□ 熱			
□□ 電気			GJ・kWh
□□ 熱			
□□ 電気			GJ・kWh
□□ 熱			
□□ 電気			GJ・kWh

備考　1　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
　　2　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
　　3　証書等は、無効化又は譲渡日又は移転日ごとに記載すること。
　　4　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
　　5　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び譲渡又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブックのユニット識別番号やユニット数で番号を「～」でつなぐことによる記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
　　6　無効化及び譲渡日又は移転日の欄には、無効化及び譲渡を行った日付又は譲渡譲渡日に記載された情報の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
　　7　表記のない熱・電気の別、移転日の欄では記載すること。
　　8　表記の記載スペースを超える場合は、適宜について、事業者が無効化及び譲渡又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5　熱・電気使用事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気使用事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□□ 熱 □□ 電気	1：	GJ・kWh	kJ	%
□□ 熱 □□ 電気	2：	GJ・kWh	kJ	%
□□ 熱 □□ 電気	3：	GJ・kWh	kJ	%

2　連携省エネルギー推進の実績

2－1　連携省エネルギー推進に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　連携省エネルギー推進に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携省エネルギー推進に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー推進に係る実績のエネルギー使用量		連携省エネルギー推進に係る換算係数		連携省エネルギー推進に係るエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第3表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

1－1　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類			事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
				エネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-1）	非化石燃料の補正を加えたエネルギーの使用量（原油換算kL） （⑤-1'）	他発した熱エネルギーの量（原油換算kL） ⑥'	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ⑦'	（⑤-1）－（⑥-1'）－（⑥'－⑦'）	（⑦-1）の構成割合（%） （⑥-1）÷（⑦-1）×100	生産数量又は建物延床面積当たりのエネルギーの使用量と原単位の比率 ⑧	エネルギー消費原単位 （⑤-1）÷（⑦-1）⑨	前年度のエネルギー消費原単位 （⑨-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （⑨-1）÷（⑨'-1）／（⑨-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （⑨'-1）÷（⑨-1）／100
1	工場等に係る事業の名称													（⑨'-1）
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称													（⑨'-1）
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称													（⑨'-1）
	細分類番号									（名称：　） （単位：　）				
事業者全体				（⑤-1）［合計］	（⑤-1'）［合計］	⑥'［合計］	⑦'［合計］	（⑤-1）［合計］	100%	⑨	（⑨-1）	（⑨'-1）	（⑨'-1）÷（⑨-1）×100	
										（名称：　） （単位：　）			（⑨'-1）÷（⑨'-1'）×（⑨-1'）÷（⑨-1）	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
　　2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
　　3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨'-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の者与度の合計値（⑨'-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑤'（⑨'-1）（⑨-1）（⑨'-1）は記入不要。
　　4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（⑨'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-1）⑥⑦'（⑨-1）及び事業者全体の（⑤-1）から（⑨'-1）まで記入すること。
　　5　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（⑤-1'）」は、（⑤-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1－2　連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kL） （㋑-2）	非化石燃料の補正及び連携者エネルギー提供を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （㋑-2'）	販売した副生エネルギー分量（原油換算kL） ㋺	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ㋩'	（㋑-2）÷（㋑-2'）－（㋺－㋩'	（㋑-2）の構成割合（%） （㋑-2）×（㋑-2）／（㋑-2）×100	生成物量又は廃棄物副産品等その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㋥	エネルギー消費原単位 （㋑-2）÷（㋥-2）㋭	前年度のエネルギー消費原単位 （㋑-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （㋑-2）×（㋭）÷（㋑-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （㋑-2）×（㋑-2）／100
1	工場等に係る事業の名称											（㋑-2）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称											（㋑-2）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称											（㋑-2）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
事業者全体		（㋑-2）（合計）	（㋑-2'）（合計）	㋺（合計）	㋩'（合計）	（㋺-㋩'）（合計）	100%	㋥	（㋑-2）	（㋑-2）	（㋑-2）×（㋥）／（㋑-2）×100	
								（名称：　） （単位：　）			（㋑-2）×（㋑-2）×（㋑-2）＋…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
2　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
3　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㋑-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㋑-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㋭'（㋥-2）（㋑-2）（㋑'-2）は記入不要。
4　事業者全体の「エネルギー消費原単位（㋑-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㋑-2）㋺㋩'（㋺-2）及び事業者全体の（㋺-2）から（㋺'-2）まで記入すること。
5　「非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑-2'）」は、（㋑-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2－1　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kL） （㋺-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kL） （㋺'-1）	販売した副生エネルギー量（原油換算kL） ㋺	購入した未利用熱の量（原油換算kL） ㋩'	（㋺'-1）－（㋺-1）－㋩'	（㋺'-1）の構成割合（%） （㋺'-1）×（㋺'-1）／（㋺'-1）×100	生成物量又は廃棄物副産品等その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ㋥	電気需要最適化評価原単位 （㋺'-1）÷（㋺'-1）㋭'	電気需要最適化評価原単位 （㋺'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （㋺'-1）×（㋺'-1）／（㋺'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （㋺'-1）×（㋺'-1）／100
1	工場等に係る事業の名称											（㋺'-1）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称											（㋺'-1）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称											（㋺'-1）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
事業者全体		（㋺-1）（合計）	（㋺'-1'）（合計）	㋺（合計）	㋩'（合計）	（㋺'-1）（合計）	100%	㋥	（㋺'-1）	（㋺'-1）	（㋺'-1）×（㋺'-1）／（㋺'-1）×100	
								（名称：　） （単位：　）			（㋺'-1）×（㋺'-1）×（㋺'-1）×…	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（㋺'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㋺'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㋭（㋺'-1）（㋺'-1）（㋺'-1）は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（㋺'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㋑-1）（㋺'-1）㋺㋩'（㋺'-1）及び事業者全体の（㋺-1）から（㋺'-1）まで記入すること。
4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋺'-1'）」は、（㋺-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2－2　連携者エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携者エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤-②）	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者にエネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （⑤'-②'）	販売した副生エネルギー（分量（原油換算kl） ⑨	購入した未利用熱の量（原油換算kl） ⑩'	（⑤'-②'）の構成割合（%） （⑨'-②）÷（⑤'-②'）×100 （⑩'-②）÷（⑤'-②'）×100	（⑤'-②'）×（⑨-⑩'）	当相当量又は当相当量のエネルギーの使用量と連携分量⑪を ⑪	電気需要最適化評価原単位（⑦'-②）÷（⑤'-②）⑦'	前年度の電気需要最適化評価原単位 ⑧'	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （⑦'-②）/（⑧'-②）×100	電気需要最適化評価原単位の目標年度比（%） （⑦'-②）×（⑨'-②）500
1	工場等に係る事業の名称											（⑦'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称											（⑦'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称											（⑦'-②）
	細分類番号							（名称：　） （単位：　）				
事業者全体		（⑤-②） （合計）	（⑤'-②'） （合計）	（⑨） （合計）	（⑩'） （合計）	（⑩'-②） （合計）	105%	⑪ （名称：　） （単位：　）	（⑧'-②）	（⑦'-②）	（⑦'-②）÷（⑧'-②）/（⑦'-②）×100 （⑦'-②）＝（⑦'-②）＋（⑦'-②）＋（⑦'-②）+・・・	

備考　1　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第3表　1－1エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
2　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑦'-②）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（⑦'-②）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑦（⑦'-②）（⑦'-②）（⑦'-②）は記入不要。
3　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（⑦'-②）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（⑤-②）（⑤'-②'）⑨ ⑩'（⑩'-②）及び事業者全体の（⑤-②）から（⑤'-②）まで記入すること。
4　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（⑤'-②'）」は、（⑤-②）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第4表　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均対前年度比
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		①-1	②-1	③-1	④-1	
連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		①-2	②-2	③-2	④-2	

備考　特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から、「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（①-1）、（①-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）の①記入すること。

2　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の割合	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均対前年度比
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		①'-1	②'-1	③'-1	④'-1	
連携者エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		①'-2	②'-2	③'-2	④'-2	

備考　特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（①'-1）、（①'-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）の①記入すること。

3　非化石エネルギーの使用状況

3－1　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における当該エネルギー使用量（原油換算kl）	非化石電気の使用状況						目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
非化石電気を用いたエネルギー使用量の比率		%	%	%	%	%	%	%	%

3－2　定量目標の目安に関する指標の状況

目安	対象の区分	指標	指標の範囲における当該エネルギー使用量（原油換算kl）	指標の状況						定期目標の目安	目標	
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3－3　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における当該エネルギー使用量（原油換算kl）	指標の状況					目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3－4　非化石エネルギーの使用状況の悪化に当たり、相殺となる措置

備考　1　3－1、3－2及び3－3では、中長期計画に記載した目標に関する報告を行うこと。
2　3－1、3－2及び3－3の報告においては、以下に示すエネルギー種別について取組した数値を記載すること。
①　地熱に関連する熱・電気を取り出すために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子の両方に記載
②　「廃材の不燃化」に原料を使用した電気については、非化石エネルギーの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③　特定第2表1－4に記載した品質管理の低熱量エネルギー利用分を分子に加算すること。
3　3－1、3－2及び3－3の「指標の範囲における当該のエネルギー使用量（原油換算kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量を決定について、直近年度の値を記載すること。
4　3－2及び3－3において、指標の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定一覧を表　エネルギー消費原単位、電気原単位単位評価原単位及び非化石エネルギーの使用率及び改善できなかった場合の理由

1　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携者エネルギー非属の副産を受けた場合は連携者エネルギー経費を観えると原単位。以下この表及び注において同じ。）が年平均1％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者の電気原単位単位評価原単位の同年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）のに該当する場合、双方記載すること。

2　事業者の過去5年度間の電気原単位単位評価原単位が平均1％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気原単位単位評価原単位の同年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）のに該当する場合、双方記載すること。

3　非化石エネルギーの使用状況向上しなかった場合の理由

特定一覧を表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象の設備・業の名称（ロジアー）	対象事業の名称・事業（原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）						ベンチマーク指標の達成率	達成率	目標年度の達成見通し（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度	年度			

備考　1　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第3に規定する区分のいずれかを記入すること。

2　「ベンチマーク指標の状況」の欄には、単年度区切で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

（数式率　＝　（2）　－　（3）　／　（2）　－　（1））

ただし、（2）は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、（3）は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標、（1）は中期目標で規定に掲げたベンチマーク指標の値。本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとすること。

特定一覧了者　判断基準のベンチマーク対応に関し、参考となる情報

1－1　判断基準のベンチマーク指標の提出に当たり、指針となる情報

備考　1　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第3　備考に規定する補正値による補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の値及びこれら値及び補正算定式を記入すること。

2　省エネ法施行規（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における有効可能なエネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率は「化石利資の重は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値又はその算定式を記入すること。

3　設事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた説明区分（判断基準の別表第3　備考4に規定する説明区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び原単位値を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり物理なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用量（判断基準の別表第3　備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び特殊面積を記入すること。

1－2　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	石炭発電所における発電効率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び燃料ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの（発電効率）と（火力発電総に占める発電量比率）を記入すること。

設備の名称	
熱回収ボイラー（蒸気発電） （ガスタービン、ガス発動機等、燃焼機構成は、PM、従来排出原料（バイオマス燃料））	
設備から得られた電気のエネルギー量（J（MW））	
設備から得られた熱のエネルギーのうち用いて（使用された）量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
1　投機に投入した給油のエネルギー量（GJ）	
2　投機に投入したコークスのエネルギー量（GJ）	
3　投機に投入したガスのエネルギー量（GJ）	
4　投機に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、蒸気発電、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー源等、熱電環境型熱動力発生装置については熱さとして活用した量等を記入すること。

3　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して具体で実施した熱源に関し、参考となる情報

特定一覧を表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

	遵守状況記載欄
1　エネルギーの管理の組織の設置	
1－1　第二種事業の場合に必要な組織	
(1) 組織の目的の設定 ア．組織において専門的におけるエネルギーの使用の合理化に関する指針案（中長期の計画を含む。以下「指針案」という。）を定めること。	□　要設している □　要設していない
指針案作成は、エネルギーの有効の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、熱源及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　いくつかいる □　含めていない □　含まれていない
(2) 管理体制の整備 指針していなければ管理について、全員として指揮的かつ効率的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない □　理解工夫型
(3) 設定及び運営 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理規定書」、「エネルギー管理企画書」、及び「エネルギー管理員」を設置すること。	□　整備中 □　整備している □　整備していない
(4) エネルギー管理規定書の保管 ア．指針していなければ専門的かつエネルギーの使用の合理化に関する指針（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの管理の合理化に資する設備の維持、更新、改良及び廃止及びエネルギーの使用の方法の改良に関する。）の設定及び見直しを実施すること。	□　実施している □　ちゃ不実施している □　一部実施している □　実施していない
イ．指針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し教育および実施を担当すること。当該指針を保に載ったエネルギーの使用の合理化に関する指示の通知に基づ実施を行うこと。	□　実施している □　ちゃ不実施している □　一部実施している □　実施していない
ウ．指定された管理状況やエネルギー管理者のエネルギー管理員からの報告を受けること。報告の内容の確認を行うとともに、指導状況や運用状況を確認すること。	□　実施している □　ちゃ不実施している □　一部実施している □　実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化を図る人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
(5) エネルギー管理状況報告書の保管 エネルギー管理規定書とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の職の内容及び内容を保管し、エネルギーの使用の合理化を推進すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
(6) 電気原単位を管理する者の選任 ア．指定していた場合ではエネルギーの使用の合理化に関する指針（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、更新、改良及び廃止及びエネルギーの使用の方法の改良に関する。）の設定及び見直しを実施すること。	□　全ての設備管理実施している □　一部の設備管理実施している □　実施していない
イ．指定されたエネルギー管理規定書からの指示等を観えて、エネルギーの使用の合理化に関する実施を確実に実施すること。	□　全ての設備管理実施している □　ちゃ不実施管理実施している □　一部の設備管理実施している □　実施していない
ウ．イ．のエネルギー管理を観えた上で運用のエネルギーの使用の合理化に関する指示を通知を通知について、エネルギー管理規定書に対する報告をすること。	□　全ての設備管理実施している □　ちゃ不実施管理実施している □　一部の設備管理実施している □　実施していない
(7) 定期・入計の編成 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な計画を策定・入計を編成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない
(8) 定期・の実施・報告 指定していなければ専門的における指導員に熱源管理の実施を図るとともに、エネルギーの使用の合理化の推進に関する報告を行うこと。	□　実施している □　ちゃ不実施している □　実施していない
(9) 設備工事の実施の確認等 設備を設置のエネルギー使用設備等の手続を行事することの必要性を観まえ、その設置（リース工事等）における熱源工事の実施の確認を行うこと。 に、その実施を行うこと。なお、その詳細確認ポイントなりたる場合には設	□　実施している □　ちゃ不実施している □　一部実施している □　実施していない

善を行うこと。		
(17) 組織力向上確保 組織力向上が専門家内評価力を定期的に報告し、必要ごとに更新すること。	□ 実施している □ 一部実施している 実施していない	
(18) 工場等の安全対策 (1)保安対策の策定、(2)消防体制の整備、(3)非常事態の通報、対応組織及び構で実施の確認等及び自衛及び非常事態の結果を記録した調査書類、想定訓練で検証すること(2)、(3)は省略可能とする。	□ 実施している □ 一部実施している 実施していない	
1－2		
2 二酸化炭素、排出量対応での温室効果対策		
(1) 設備の稼働効率化や生産プロセスの効率化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの効率の改善を図ること。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している 実施していない	
(2) エネルギー管理に係る計画作成等の取組を行うこと。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している □ 実施していない（理由：　　）	
(3) エネルギー消費量の大きい設備の使用等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し適切に対応すること。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している 実施していない	
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を明確すること。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している 実施していない	
(5) エネルギーを消費する設備の廃棄、導入においては、エネルギー効率の高い機器を選ぶようにし、その他ユーザ等に非効率な使用の是正を図ること。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している 実施していない	
(6) 新たな設備増強においては、施策の開始及び終了に伴うエネルギー使用量を考慮した上でのエネルギー管理の適正化に努めること。	□ 実施している □ エネ管実施している □ 一部実施している 実施していない	
3 コストマネーの効率的活用の計画を立案し適正に管理し適切な予算管理		
(6)(8)(9)の説明欄	□ 認定取得してい 認定取得を検討している （目標年度年　　月） □ 認定取得していない	
合 計 評 価	認定取得して 評価結果：判断基準に適合している	

特定一覧申請　その他事業者が実施した取組

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

概 要 の 概 要

2　電気の需要の最適化に関する取組に関する事項

概 要 の 概 要

3　非化石エネルギーの転換に関する事項

概 要 の 概 要

4　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画設備体現の実施状況

内容	中長期計画作成年月	該当する工場等	中長期計画設備の取組	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成年月」の欄及び「該当する工場等」の欄には、中期計画に基づき設置に相当した中長期計画設備の年月日に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5　非化石エネルギーの転換に関する中長期計画設備体現の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画設備の取組	実施状況

備考　「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、中期計画に基づき設置に相当した中長期計画設備の年月日に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6　新設した発電効率設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
設備設置で行う電源種 （石炭火力、石油火力、天然ガス発電、汽力発電、コジェネ、自家用発電設備（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV）(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(TJ/年)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用されたもの	
設備に投入するエネルギー量は	
設備に投入する石炭等のエネルギー量(TJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(TJ)	
発電効率設備の熱回収のための設備（石炭・石油・天然ガス発電等）	

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電用設備であって、当該年度に運転開始したもののみを記入すること。

2　「燃料種」の欄は、「石炭火力発電」、「石油火力発電」、「天然ガス発電」、「バイオマス発電」のいずれかを記入すること。

3　「設備容量」の欄は、当該設備の設計上の定格出力の容量を記入すること。

4　バイオマス燃料用として石油等を炭化水素類を含む炭化ガスとバイオマス燃料を炭素以外の化合物燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は混合物のみ（石油等）のバイオマス燃料又は混合物を用いることを想定した設計効率を記入し、炭化ガスとバイオマス燃料を炭素以外の化合物燃料を使用することを想定した設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び石炭等を用と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び石炭等を用いることを想定した設計効率を記入し、炭化ガスとバイオマス燃料及び石炭等を使用する場合の設計効率を記入すること。

5　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用されたもの」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する石炭等のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に用いた数値を記入すること。

7　バイオマス高効率化を行う発電用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

特別申請年度	
設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量（kW）	
設計効率（発電端・HHV）(%)	
設備で行う電源種 （石炭火力、石油火力、天然ガス発電、コジェネ、自家用発電設備（バイオマス燃料のみ記入））	
設備から得られる電気のエネルギー量（TJ/年）	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用されたもの	
設備に投入するエネルギー量は	
設備に投入するエネルギー量(TJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(TJ)	
月別バイオマス燃料又は副生物の熱効率(%)	4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月　年間平均
月別発電効率（発電端・HHV）(%)	4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月　年間平均
発電効率設備の評価に当たっての基礎の数値に関する概要等	

備考　1　電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電用設備であって、次に掲げるものにあっては本欄に記年度記入すること。ただし、備設に設置したものに限る。

（1）バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（2）バイオマス燃料又は副生物を炭化混焼し、平成31年度以降に発電用設備の承認したものでの燃焼の適用をうけるもの

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の別定一覧申請書の「設計効率」の欄又は様式第23の特定一覧申請書の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用されたもの」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、前設時に想定する年間の最を記入すること。

4　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量効率」「月別発電効率」の欄のうち4月（6月「3月」）の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）にあっては、その旨を記入すること。

5　「月別発電効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定一第１０表　事業者が設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の届出区分（該当に丸印を付ける。）（１・２・３）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	エネルギ管理士免状の区分	工場等に常勤する事業の名称
第　種（第２０条で規定）・２・３			〒		
第　種（第２０条で規定）・２・３			〒		
第　種（第２０条で規定）・２・３			〒		
第　種（第２０条で規定）・２・３			〒		

特定一第１１表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示第六条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における業の種類	工場等に常勤する事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに特定一第１表から第１８表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の数字の欄には、指定一第１表から第１８表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、管理関連エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関連エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が告示第六条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の欄外の欄には、指定一第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理士（第２０条第６・８項・９・連鎖化）の欄は記入不要。

特定一第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

提出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての処理及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての処理又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO₂	t－CO₂
	細分類番号			
	当該事業を特定する文言			
	商標又は通称等			
1	工場等に係る事業の名称		t－CO₂	t－CO₂
	細分類番号			
	当該事業を特定する文言			
2	工場等に係る事業の名称		t－CO₂	t－CO₂
	細分類番号			
	当該事業を特定する文言			
3	工場等に係る事業の名称		t－CO₂	t－CO₂
	細分類番号			
	当該事業を特定する文言			

備考　１　提出年度の欄には、西暦年度を記入すること。

２　番号１の６３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。ただし、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４２類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての処理及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）のみを記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く。）

（２）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）のみを記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合には、本表に加えて特定一第１２表の４の１及び４の２をこれに、備考４（３）に掲げる量が含まれる場合には、本表に加えて特定一第１２表の４の３及び４の４をこれに、必要事項を記載すること。

７　本様式に係る事業者が、電気事業の用に供する電気的エネルギ事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定一第１３表の３に必要事項を記載すること。

８　熱供給熱比事業者であっては、熱標又は熱等の欄に当該熱供給事業に係る熱の熱標、熱等その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO₂
	細分類番号		
	当該事業を特定する文言		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO₂
	細分類番号		
	当該事業を特定する文言		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO₂
	細分類番号		
	当該事業を特定する文言		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO₂
	細分類番号		
	当該事業を特定する文言		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。ただし、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４２類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整温室効果ガス排出量

調整温室効果ガス排出量	t－CO₂

備考　調整温室効果ガス排出量の欄には、電気又は及び熱供給事業又はこれがもっぱらこれにより算定した量を記載する。

4の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/TJ$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の2　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/TJ$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/MWh$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/MWh$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
$t-CO_2/GJ$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧 12 表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定一覧 12 表の4の3及び4の4に記載すること。エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定に用いた係数については、特定一覧 12 表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の表

種　別	合　計　量
1．	$t-CO_2$
2．	$t-CO_2$
3．	$t-CO_2$
4．	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。ただし、特定一覧 12 表の4の2及び4の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定一覧 12 表の4の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定一覧 12 表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

様式2　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は，国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。
　　3　国内認証排出削減量は，無効化日又は移転日ごとに記載すること。
　　4　クレジット特定番号等の欄には，無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を，クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
　　5　無効化日又は移転日の欄には，排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
　　6　無効化量又は移転量の欄で記載すること。
　　7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について，事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式3　国内認証排出削減量のうち，グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果量に係る情報

種　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果量	他人から供給された電気又は熱の電力1キロワット時を発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
　　2　グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果量の欄には，グリーンエネルギー二酸化炭素削減効果量認証制度において認証された量を記載すること。
　　3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には，種別がグリーン電力証書である場合には，他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に，種別がグリーン熱証書である場合には，他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
　　4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。

様式4　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は，海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
　　2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。
　　3　識別番号の欄には，無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（国確認番号，ホスト国指示コード，クレジット発行国名コード，クレジットブロックのユニット開始番号，クレジットブロックのユニット終了番号，プロジェクト番号，クレジット発行日数，クレジット発行年及び発行機関等を示す，アルファベット，記号及び数字）を記載すること。
　　4　無効化日の欄には，排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
　　5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について，事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式5　非化石電源二酸化炭素削減効果量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
　　2　全国平均係数及び補正率の欄には，毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
　　3　電気事業者から小売事業者を経由して電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には，他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
　　4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には，表の追加を行うこと。
　　5　本表に記載した全ての非化石証書の量について，報告書に添付すること。

7　海外排出の保護に係る法令及び保険の保険の有無

海外排出の保護に係る法令の有無（該当するものにＯをすること）	1．有 2．無	その他の関連保険の補償の有無（該当するものにＯをすること）	1．有 2．無

備考　1　本報告書提出対象の場合に限り当該事項を記入すること。
　　2　同法第35条1項の規定による保険の保険がある場合は右欄「1．有」に○をすること。
　　3　本表の「1．有」に○は付さない場合には，地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令で定める書類を本報告に添付すること。

算定一覧表

算定管理統括事業者及び管理関係事業者において，エネルギーの使用量が令和2年度1（同じ）から令和3年度の一覧

1　算定管理統括事業者

算定管理統括事業者番号	算定管理統括事業者の名称	法人名	法人番号（商登表記）	法人番号	郵便コード

2　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人番号（商登表記）	法人番号	郵便コード

算定一覧１表　事業者の名称等

算定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定識別番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
細分類番号	
細分類主たる事業者の系統及び区分間についての変更の有無	有・無
有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の区分番　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には，行っている事業について，日本標準産業分類の細分類に従い，分類の名称及び番号を記入すること。

別記－第3表 事業者のエネルギーの使用量等

付－C1 － ○○のエネルギーの使用量及び換算式－エネルギー投資を創まったのエネルギーの使用量等

| エネルギー投資 | 単位 | 使用量 | 使用 | | |

1－2　電気消費原単位を勘えた電力使用量の内訳

時間帯	単位	使用量		一方通		連携エネルギー・エネルギー管理系		連携エネルギー・エネルギー他用系	
				数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
0時	kWh	kWh							
1時	kWh	kWh							
2時	kWh	kWh							
3時	kWh	kWh							
4時	kWh	kWh							
5時	kWh	kWh							
6時	kWh	kWh							
7時	kWh	kWh							
8時	kWh	kWh							
9時	kWh	kWh							
10時	kWh	kWh							
11時	kWh	kWh							
12時	kWh	kWh							
13時	kWh	kWh							
14時	kWh	kWh							
15時	kWh	kWh							
16時	kWh	kWh							
17時	kWh	kWh							
18時	kWh	kWh							
19時	kWh	kWh							
20時	kWh	kWh							
21時	kWh	kWh							
22時	kWh	kWh							
23時	kWh	kWh							
昼間	夜間時間帯	kWh							
夜間	深夜時間帯	kWh							
夜間	その他の時間帯	kWh							
合計									

備考　1　事業者単位で年間・時期毎別のスケジュールを選択して記入すること。なお、時期毎別による区分の際は、30分単位又は60分単位で使用した電気の時刻毎について、出力時間帯間、夜間の新しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
2　原油換算kl欄には、エネルギーの種別の使用量に係数を乗じて求める年間電気使用量を電力原単位換算量相当値を考慮した値を記入すること。

1－3　電気の使用の効率的に対する技術上の対策

電気の使用の効率的に対する技術上の対策	有

備考　1　1日に複数日有の対応を行った場合にも、「1日」として解答を行うこと。
2　設備等を指定工場等のうち最も多く事業所の工場を記載すること。

1－4　設置等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の種別	クレジット特定番号等	無償化及び譲渡日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　1　本表は、証書等の欄ごとに記載すること。
2　証定に用いた証書等の欄は行ごとに上にとる場合には、表の追加を行うこと。
3　証書等は、無償化又は譲渡日又は移転ごとに記載すること。
4　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
5　クレジット特定番号等の欄には、無償化及び譲渡又は移転した証書等を特定する番号を、クレジット特定番号等の欄に記載すること。なお、クレジット特定番号等の欄に記載できない場合、非化石証書を記入する際に「非化石証書」と記載すること。「クレジットを記入すること」と記載し、非化石証書を記入する際に「非化石証書」と記載すること。
6　無償化及び譲渡日又は移転日の欄には、無償化及び譲渡を行った日付又は登録簿上に記載された無償の日付を記載し、非化石証書を入手した際に注意すること。
7　非化石エネルギー量は表の値、移転量は負の値で記載すること。
8　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無償化及び譲渡又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石熱の算出に係る情報

熱・電気の種別	メニュー名	発 用 量		熱・電気事業者から購入した熱・電気に占める非化石割合
□ 熱 □ 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2　連携者エネルギー排熱の実績

2－1　連携者エネルギー排熱に係るエネルギー使用量の分計と低ネ効率

2－2　連携者エネルギー排熱に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2－3　連携者エネルギー排熱に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	推算係数		連携者エネルギー排熱に係る実際のエネルギー使用量		連携者エネルギー排熱に係る換算係数		連携者エネルギー排熱に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定一覧3表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連携化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

既存の指定区分（設定区分又は変更区分を○で記）	上エネルギー管理指定工場等の場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における産業分類番号	工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分変更年月日記）			〒		
第　種（指定区分変更年月日記）			〒		
第　種（指定区分変更年月日記）			〒		

認定一覧4表　現在エネルギー管理指定工場等、連携化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第4条に定める規模以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における産業分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒			
	〒			
	〒			

備考　1　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定一覧1表から第14表までに定められた事項を報告すること。
2　備考1の場合の際には、指定一覧1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連携化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連携化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第4条に定める規模以上の工場等」とみなす。
3　備考1の場合の際には、指定一覧1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定一第６表　事業者の主体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

調査年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
				電気事業者等から購入した電気及び電気事業を営む者以外の者が自家用に供して発生するものを除く二酸化炭素	電気事業者等が自家用として自家用電気工作物を設置して発電する際の使用に伴って発生するもの及び電気事業を営む者が自家用として

4の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/MWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/MWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
2　燃焼ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第5表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第5表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定一第5表の4の5及び4の6に記載すること。

8の1　調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素排出量の量

種　別	合　計　量
1．	t－CO_2
2．	t－CO_2
3．	t－CO_2
4．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、燃焼大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素排出量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定一第5表の8の2及び4の3及びに、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定一第5表の8の2に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定一第5表の8の3に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素排出量に係る情報を記載すること。

8の2　国内認証排出削減量に係る情報

排出量の種別 クレジット特定番号等	無効化又 は 移転日	無効化者 又は 移転者
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
～		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が一つとになる場合には、表の追加を行うこと。
3　国内認証排出削減量は、無効化又は移転ごとに記載すること。
4　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロッタのシリアル国内番号（「番号を一つ」で一つなることを記載すること。
5　無効化又は移転日の欄には、排出量調整報告書を行った日付又は登録簿上に記録された移転の日付を記載すること。
6　無効化者は、移転者は各の欄で記載すること。
7　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

8の3　国内認証排出削減量のうち、グリーン・エネルギー二酸化炭素排出量に係る情報

種　別	グリーン・エネルギー二酸化炭素排出量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t－CO_2	t－CO_2

備考　1　本表はグリーン・エネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2　グリーン・エネルギー二酸化炭素排出量の欄には、グリーン・エネルギー二酸化炭素排出量報告書において認証された量を記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量であることを記載すること。
4　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　算定に用いたグリーン・エネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式4　海外認証表示別紙様に係る情報

別紙番号		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本書は、海外認証排出別紙様の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出別紙様の種別に応じになる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出別紙様を識別する番号の全て（別紙記号、ホスト認証マーク、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行年及び排出削減年を示す。）をカンマ区切り、記号及び数字を記載すること。
4　無効化日の欄には、国内量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出別紙様について、特定事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

様式5　非化石電源（再生可能熱を除く）に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売事業者又は電気の使用に伴って発生する「再生可能熱の排出量」
	MWh	t－CO_2/MWh		t－CO_2

備考　1　本書は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数は下欄正率の欄には、海外排出量報告及び排出量報告書が公表する値を記載すること。
3　電気事業者から小売電気事業者と電気の使用に伴って発生する「再生可能熱の排出量」の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別ごとになる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定事業者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7　権利利益の保護に係る請求及び保護の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（請求するものに☑をすること）	1．有 2．無	その他の保護情報の提供の有無（請求するものに☑をすること）	1．有 2．無

備考　1　本様式の権利利益に係る第6項第2項第7号に規定する請求又は第7項第1項の請求に係るものである場合は、☑欄「1．有」にこれをすること。
2　同法第34条第1項の規定による情報の提供がある場合には☑欄「1．有」にこれをすること。
3　本表の「1．有」にこれをする場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく各省庁定める書類を本様式に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、通勤にエネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等申請の報告

指定一覧1表　エネルギー管理指定工場等、通勤にエネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
届出情報等	
エネルギー管理者（長）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

指定一覧2表　事業者のエネルギーの使用量等

1－1　エネルギー管理指定工場等、通勤にエネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギー消費量		単位	本年						過去5年間のうち第1～第5年目のエネルギー使用量の総量		導入したエネルギー	
			燃料量	熱量以上	電気	熱量以上	電気	熱量以上	燃料量	熱量以上	燃料量	熱量以上
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl										
	原油のうちコンデンセート（NGL）	t										
	揮発油	kl										
	ナフサ	kl										
	ジェット燃料油	kl										
	灯油	kl										
	軽油	kl										
	重油	kl										
	ジャイ素油	kl										
	石油	t										
	アスファルト	t										
	石油コークス	t										
	石炭	t										
	石炭コークス	t										
	石炭系炭素質コークス	t										
	石炭系炭素質コークス以外	Nm^3										
	液化石油ガス（LPG）	t										
	石油系炭素質コークス	Nm^3										
	液化天然ガス（LNG）	t										
	一般ガス事業ガス以外ガス	Nm^3										
	輸入石炭製品	t										
	コークス炉ガス	t										
	粗油系燃料	t										
	輸入（燃料）	t										
	国産（燃料）	t										
	輸入（熱源）	t										
	木質バーク	t										
	オーバーボル	t										
	ウッドタイヤ	Nm^3										
化石燃料以外	都市ガス	Nm^3										
	熱電併給ガス	Nm^3										
	熱供給ガス	Nm^3										
	蒸気	Nm^3										
	小計	kl										
非化石燃料	太陽光	Nm^3										
	太陽熱利用	Nm^3										
	風力	Nm^3										
	雪氷	Nm^3										
	水力	Nm^3										
	小計	kl										
電気	買電	t										
	自家	t										
	太陽光	t										
	バイオ	t										
	ユネルーム	kl										
	バイオ	kl										
	バニーエタノ	kl										
	バイオガス	Nm^3										
	石炭系バイオマス	t										
熱	蒸気	t										
	温水	t										
	冷水	t										
	冷媒ガス	t										
	蒸気熱ガス	Nm^3										
	温水熱ガス	t										
	自家	t										
	ブルーカ	t										
	太陽	kl										
	小計	kl										
他人から供給された熱	蒸気熱供給	kl										
	うち	kl										
	温水熱供給	kl										
	冷水熱供給	kl										
	冷媒ガス	kl										
	蒸気	kl										
	温水	kl										
	うち	kl										
	冷水	kl										

燃料	石炭	原料炭	t							
	亜炭	一般炭	t							
	石油	原油	kl							
		重油	kl							
		軽油	kl							
		灯油	kl							
		揮発油	kl							
		石油ガス	kl							
	可燃性廃棄物		t							
	小計		kl							
	1次熱量		GJ							
電気	電気事業者		Mwh							
	1次消費分		Mwh							
	2次以降消費分（再掲）		Mwh							
	2次以降消費分（内訳）		Mwh							
	自己発電（事業用以外）（再掲）		Mwh							
	自己発電（事業用以外）（内訳）	石炭系	Mwh							
		石油系	Mwh							
		天然ガス系	Mwh							
		廃棄物系	Mwh							
	小計		Mwh							
	1次熱量		GJ							
熱	蒸気		Mcal							
	温水		Mcal							
	冷水		Mcal							
	冷風		Mcal							
	暖風		Mcal							
	冷気		Mcal							
自己発電（事業用以外）（内訳）	石炭系	蒸気	Mcal							
		温水	Mcal							
		冷水	Mcal							
		冷風	Mcal							
		暖風	Mcal							
		冷気	Mcal							
	石油系	蒸気	Mcal							
		温水	Mcal							
		冷水	Mcal							
		冷風	Mcal							
		暖風	Mcal							
		冷気	Mcal							
	天然ガス系	蒸気	Mcal							
		温水	Mcal							
		冷水	Mcal							
		冷風	Mcal							
		暖風	Mcal							
		冷気	Mcal							
	廃棄物系	蒸気	Mcal							
		温水	Mcal							
		冷水	Mcal							
		冷風	Mcal							
		暖風	Mcal							
		冷気	Mcal							
	小計		Mcal							
	1次熱量		GJ							
	購入エネルギー計		Mcal							
合計			GJ							
	1次熱量		GJ							
原油換算			kl							
1次熱量			GJ							
石炭換算			t							
非化石エネルギー比率			%							

備考 1 他者に熱供給する熱・蒸気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・蒸気を発生させた場合と同様の方法で燃料換算の上で内訳に記載すること。

2 熱1 欄に記入すべき熱温熱換算値は、蒸気の量1キログラム当たり熱量6.64メガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱温熱換算値は小数第2位まで記入すること。

1－2 電気原単位向上を目的とした電力使用量の内訳

時間帯		単位	一年間	
			数量	原単位
			電力量	原油換算kl
夜間	0 時	ｋｗｈ		
	1 時	ｋｗｈ		
	2 時	ｋｗｈ		
	3 時	ｋｗｈ		
	4 時	ｋｗｈ		
	5 時	ｋｗｈ		
	6 時	ｋｗｈ		
	7 時	ｋｗｈ		
	8 時	ｋｗｈ		
	9 時	ｋｗｈ		
	10 時	ｋｗｈ		
	11 時	ｋｗｈ		
	12 時	ｋｗｈ		
夜間小計		ｋｗｈ		
昼間小計		ｋｗｈ		
合計		ｋｗｈ		

備考 1 事業者単位で日別・時間帯別のいずれかいずれかを選択して記入すること。なお、時間帯別による場合の際は、30 分単位又は 60 分単位で区切って記入し電気の使用量について、自己発電時間帯、買電が最も安い時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ振分けしたものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する別紙基準で定める石油電気原単位換算又は時間帯別電気原単位換算を考慮した値を記入すること。

1－3 電気の原単位の最適化に資する措置を実施した日数

電気の原単位が最適化に資する措置を実施した日数	日

備考 1日に数回BEMの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1－4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び単位当たりの温室効果

熱・電気の種別	メニュー名	排出係数		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における全体に占める比率
□ 熱 □ 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定一第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理員が工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び原資、改良又は廃止の別表

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	原資、改良又は廃止の別及び年月
エネルギーの使用の合理化に資する設備				
廃棄物のエネルギーへの変換に資する設備				

指定一第4表 エネルギーの使用量と原単位関係を示す値

生産量又は関係床面積その他のエネルギーの使用量と関係を示す値（単位）	年度	対前年増減（%）

指定一第5表 エネルギー消費原単位、電気原単位及び石油換算原単位及びエネルギーの使用状況

1．エネルギー消費原単位

		年度	対前年増減（%）
原単位	エネルギー使用量（別掲に）（第1・第2分類）／生産量（第1・第2分類） 石油換算又は換算値非依存エネルギーの使用のエネルギー 使用量と単位を別掲をもつ値（単位を添付）		

備考 第1表の単位と相対比に対して、エネルギーの使用の合理化に関する別表基準で定める値と原単位換算したエネルギー使用量を記入すること。

2．電気消費量最小化評価区単位

		年度	対前年度比（%）
電気消費量最小化評価区分	電気消費量最小化評価区単位（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 生産設備（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 事務室・倉庫・作業所等（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 電気消費量（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 電気消費量（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 電気消費量（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設） 電気消費量（ハウスタイプ・ガラス室以外の施設）		

3．非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	電力量のうち非化石電気（太陽光発電設備 kWh 燃料等の電気（太陽光発電設備 kWh	%

備考 （3）で「これまでエネルギー種別について継続して調査すること。

①他者に参画する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重点化（非化石）」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定一覧名表：過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気消費量最小化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1．エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度平均対前年比変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		減	増	増	増	

2．電気消費量最小化評価区単位

電気の新規導入・拡充状況					□ 有無	□ 対前年度比	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	5年度平均対前年比変化
電気消費量最小化評価原単位							
対前年度比（%）		増	増	増	増	減	

3．非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定一覧名表：エネルギー消費原単位、電気消費量最小化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1．過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度比に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、両方記載すること。

2．過去5年度間の電気消費量最小化評価原単位が年平均1％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気消費量最小化評価原単位が前年度比に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、両方記載すること。

3．非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一覧名表：エネルギー管理指定工場等、通新化エネルギー管理指定工場等、管理対応エネルギー管理指定工場等及び管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1．工場等ごとへ（で）各1年間分の施工に関する報告に関する工場等における判断の基準の遵守状況

（法第5条第1項第1号関係）

事業所名	過去一年間	手続き内容	取り組み状況	過去・未来にかけての対策	遵守状況等
工場等名					
(1) 工場全体	加熱用設備、熱を利用する設備 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	手続き内容に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	取り組み状況に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	過去・未来にかけての対策 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(2) ボイラー設備、冷凍設備	ボイラー設備、冷凍設備の管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、冷凍設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、冷凍設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	ボイラー設備、冷凍設備に関する過去・未来にかけての対策 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) ヒート・ポンプ設備の管理			冷暖房用機器の管理が行なわれている 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
(4) 電気設備、空調設備、換気設備	電気設備、空調設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備、空調、換気、動力設備に関する過去・未来にかけての対策 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(5) 生産設備	生産設備の管理	生産設備に関する管理標準の設定状況	生産設備に関する管理標準の設定状況	生産設備の保守・点検・修理	生産設備に関する過去・未来にかけての対策 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
工場等名					
(1) 工場全体				日常点検・定期点検・事故トラブル対策	
(2) ボイラー、冷凍機、ヒートポンプ、冷暖房機、ターボ冷凍機、ターボ・ヒートポンプ設備	電気電子設備、コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気電子設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気電子設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気電子設備、コージェネレーション設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) ヒート・ポンプ設備の管理			冷暖房用機器の管理が行なわれている 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
(4) 電気設備、空調設備、換気設備	電気設備の管理				電気設備、空調設備、換気設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(5) 生産設備	生産設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	生産設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	生産設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	生産設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(6) 事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項	事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。				
2．事業所ごとへ（で）各1年間分の施工に関する報告に関する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）					
(1) 事業所全体	事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。				
(2) 電気設備	電気設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) 熱設備	熱設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(4) 事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。					
3．事業所ごとへ（で）各1年間分の施工に関する報告に関する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第3号関係）					
(1) 事業所全体	事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。				
(2) 電気設備	電気設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) 熱設備	熱設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(4) 事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。					
4．事業所ごとへ（で）各1年間分の施工に関する報告に関する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第4号関係）					
(1) 事業所全体	事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。				
(2) 電気設備	電気設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) 熱設備	熱設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(4) 事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。					
5．事業所ごとへ（で）各1年間分の施工に関する報告に関する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第5号関係）					
(1) 事業所全体	事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。				
(2) 電気設備	電気設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	電気設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(3) 熱設備	熱設備の管理 管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備に関する管理標準の設定状況 □ 設定済 □ 一部設定（ %） □ 未設定 管理標準に定められた管理が実施されている □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	熱設備の保守・点検・修理 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じている □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、一部問題がある □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じているが、全面的な改善が必要 □ 過去・未来ともに、特に問題なく対策を講じていない	
(4) 事業所の概要、設備の概要、生産量、エネルギー消費量、エネルギー原単位、電気消費量、電気消費量原単位、非化石エネルギーの使用状況、その他の特記事項について、過去5年間の推移を記載すること。					
6．（法第5条第1項第6号関係）事業所の状況を記載すること。（ハ）の規模区分、（ロ）の工場等の状況を記載すること。				1）特定事業所に該当する事業所であるか否かの状況を記載すること。 2）特定事業所に該当する事業所である場合、その理由を記載すること。 3）特定事業所に該当しない事業所である場合、その理由を記載すること。 4）特定事業所に該当する事業所である場合、その理由を記載すること。	
2．各事業所					

２－１　工場等（電力事業用その他これに類する用途に供する工場等を除く。工場等）における利用の条件の適合状況（設置する条件１項目ごと項目）

項番号（法規）	適用の要件	用途区分別	用途区分別	用途区分別	用途区分別（用途区分以外）	用途区分適合
７－１１　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
７－１２　公園及び緑地の配置の基準に適合する建築物						
７－１２－１　用途地域内建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
７－１３　住宅地区改良法第４条第８項の住宅地区改良計画の区域内の建築物	住宅地区改良計画の区域内の建築物	住宅地区改良計画の区域内の建築物	住宅地区改良計画の区域内の建築物	住宅地区改良計画の区域内の建築物	住宅地区改良計画の区域内の建築物	
７－１４　都市再生特別措置法第２条第３項の都市再生緊急整備地域内の建築物						
７－１５　都市再生特別措置法第２条第４項の特定都市再生緊急整備地域内の建築物				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
７－１６　建築物の敷地平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
７－１７　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
７－１８　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	

２－１　工場等（電力事業用その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における利用の条件の適合状況（設置する条件１項目ごと項目）

項番号（法規）	適用の要件	用途区分別	用途区分別	用途区分別	用途区分別（用途区分以外）	用途区分適合
７－１９　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
７－２０　都市再生特別措置法第２条第５項の特定都市再生緊急整備地域内の建築物	特定都市再生緊急整備地域内の建築物	特定都市再生緊急整備地域内の建築物	特定都市再生緊急整備地域内の建築物	特定都市再生緊急整備地域内の建築物	特定都市再生緊急整備地域内の建築物	
７－２１　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
７－２２　都市再生特別措置法第２条第６項の特定都市再生緊急整備地域内の建築物						
７－２３　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
７－２４　都市再生特別措置法第２条第７項の特定都市再生緊急整備地域内の建築物				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
７－２５　建築物の敷地の平面	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－１　建築物の高さの最高限度		高さ制限に関する法令及び条例	高さの最高限度の制限を定める法令	地方公共団体が定める条例	地方公共団体が定める条例（用途区分以外の要件）	
８－１－１　建築物の高さの最高限度	建築物の高さの状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の高さの状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の高さの状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の高さの状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の高さの状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－１－２　建築物の高さの最高限度	建築物の高さの状況（地盤面からの高さ） □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物の高さの状況（地盤面からの高さ） □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物の高さの状況（地盤面からの高さ） □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物の高さの状況（地盤面からの高さ） □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物の高さの状況（地盤面からの高さ） □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－１－３　建築物の高さの最高限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　ｍ） □　未適合		
８－２　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－２－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－２－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
８－３　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－３－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－３－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
８－４　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－４－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－４－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
８－５　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－５－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－５－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
８－６　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－６－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－６－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
８－７　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
８－７－１　建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	建築物の敷地の状況 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合	
	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	建築物に近接して公園の状況 □　隣している □　一部隣している □　隣していない	当該事項に該当する場合は、適合していない
８－７－２　建築物の敷地の面積の最低限度				土地区画整理事業等を行う区域 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合 都市計画法第８条第１項第１号の規定による地区計画の区域内 □　適合 □　一部適合（　％） □　未適合		
当　該　評　価		適合不適合　　人 評価結果　不適合件に該当しない				

２－２　工場等（電力事業用その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電装置等の仕様に関する　参考となる情報（出力が１,０００kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称	
発電機等（設備の名称）	
型式	
出力 kW	
設備の用途	
発電効率（％）	
総合効率（％）	
燃料種ごとの基本情報	
燃料種	
年間使用量（L,t）	
熱量換算比（％）	
設備に組入れる熱電ハネルギーの比率	
設備から得られた電気のエネルギー量（ＴＪ/ｍｏ）	
高効率化に向けた取組	
設備から得られた熱のネルギーのうち熱として活用された量（％）	
設備に投入したバイオマスのネルギー量（％）	
バイオマスの種類	
設備に投入した水素のネルギー量（％）	
設備に投入したアンモニアのネルギー量（％）	
設備に投入した副生物・廃棄物のネルギー量（％）	
副生物・廃棄物の種類	
その他設備の高効率化に向けた取組	
説明力無視による補正値（％）	

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
２　「発電機等」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な機能をなっている場合は、一体での効率計算を行うユニット表号を全て記入すること。
３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
４　「発電効率」及び「総合効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
５　「調整力換算による補正値」欄には、当該火力電力設備であって、特殊事例法第３　届考２に規定する補正値を「該当」と場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

様式第一第十表　その他実施した措置

1　エネルギーの使用の合理性に関する事項

措置の概要

2　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要

3　非化石エネルギーの転換に関する事項

措置の概要

様式第一第十一表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（1）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（2）他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（3）他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて様式第一第十表の3の1にも、様式第1（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて様式第一第十表の3の2にも、様式第1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて様式第一第十表の3の3にも、必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　本報告に係る工場等が、また事業として行う電気事業の用に供する発電所又はまた事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されていると推察される場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。

3の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

3の2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／kWh		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

3の3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の種類	係数の適用範囲
t－CO_2／GJ		

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の種類及び適用範囲を記載すること。

4　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　1　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令で定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、様式一第10表の3の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、様式一第10表の3の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、様式一第10表の3の3に記載すること。

5　地球温暖化の推進に係る設備及び装置の変更

地球温暖化の推進に係る設備の変更（該当するものにこれをすること）	1．有 2．無	その他の環境保全の措置の変更（該当するものにこれをすること）	1．有 2．無

備考　1　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等（以下「エネルギー管理指定工場等」という。）において、地球温暖化対策の推進に資する設備又は装置を新たに設置したものがある場合は、左欄「1．有」にこれをすること。

2　同法第25条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る設備の機械のみを廃棄した場合は、「1．有」にこれをすること。

3　本表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令で定める書類を本報告に添付する。

備　考

1　この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書で、インキ、タイプ又は合成印刷により明瞭に記入すること。

3　届出書類の届出年月日（「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄を除く）は、記入しないこと。

4　特定一第１表の特定事業者番号の欄には、標準大区及び経済産業大区が定められるまでの間は、それぞれ０１が記入されるものとする。

5　特定一第２表１－１の相互届の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び関係子会社が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の当該者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の当該者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の総数を記入するとともに、その総数のうちエネルギーの使用量及び消費量のエネルギー換算に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに該当する欄に、数字単位のエネルギー換算値を用いて記入すること。

6　指定一第２表１－１に従い、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等及び第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定に対する特定事業者の区分に応じて、エネルギーの種類ごとに該当年度での使用した熱量換算したものを記入すること。

7　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

8　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに該当したエネルギーを記入すること。

9　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の購入したお問屋熱の量の欄には、熱の種類ごとに該当したエネルギーを記入すること。

10　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の「その他の燃料」の「燃料ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を１　内に記入し、その使用量を記入すること。数値の種類を記入するときは、単位に欄を設けて記入すること。

11　販売した電気の量は、特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生のエネルギーの量」の欄に記入すること。

12　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の「自家発電」の販売した副生のエネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量８６ ギガジュールとして換算した値、又は石油換算石油１キロリットルの発熱量に換算した値を用いること。

13　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の４は全体記入として記入するものについては、必須にはこ、特定を？（ｙｅｓ、ｎｏ、ｔｏ ｔｏ）に代えて記入することができる。

14　特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を異対する場合には、エネルギーごとエネルギーから発生した廃棄物の利者を特定することを要しない。ただし、この際、対象しなかったエネルギーの種類ごとの合量を特定一第２表１－１及び特定一第２表１－１の下に合記すること。

15　特定一第２表１－１、特定一第４表、特定一第６表、特定一第７表、特定一第８表、特定一第９表及び特定一第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。ただし、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に関した定期報告書における「記載した値（前定一第４表及び特定一第９表）」については、前年度値は同じとして当該年度値の算定に使用した計算式によって算定した値（を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比}\ (\%) = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

16　特定一第３表の欄figure及び特定一第４表の欄の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その単位及び単位を１　内に記入すること。ｔ・ｍ２を選択するかについては、本問を通じ同一のものとし、当年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において電動の熱源を冷凍し

ている場合等において、当該工場における生ち製品を定め、生ち製品の生産量と、その他の製品を生産するに際して使用したエネルギー量で生ち製品を生産したとした場合の生ち製品の生産量を合計し、それを工場全体の生産量として記載することができる。

17　特定一第３表及び特定一第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

18　特定一第３表１－１、１－２とは対象事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位管理のための方法、以下のとおりとする（連鎖化エネルギー消費を調整する場合、「１」を「２」と読み替えるものとする。）。

（１）事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び関係子会社が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等（以下「当該定期報告事業者の設置する全ての工場等及び関係関係事業者の設置する全ての工場等」（４６）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の内容等が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、当該事業又は該当する特定連鎖化の場のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（①）について抽出する。

（３）①がそれぞれの事業で別に単位、若しくは共通の形に換算可能であり、事業者全体の原単位（②-１）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくこととする。事業者全体の原単位の算出は、事業者全体のエネルギー消費原単位（③-１）とする。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１）

②当年の燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１'）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

④購入した副生熱の量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

⑤ 個

⑥生産設備又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㎡

⑦事業分類ごとの（Ｑ-１）及び②を事業全体で合計し、それぞれの合計値（Ｑ-１）、（Ｑ-１）を求めることとし、事業者全体のエネルギー消費原単位（②-１）＝（Ｑ-１）／（Ｑ-１）が求められる。

⑧（Ｑ-１）と前年度の原単位（Ｑ-１）の比・・・（Ｑ-１）

（４）②が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（④-１）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくこととする。事業者全体の原単位の算出は、事業者全体の原単位（②-１）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１）

②当年の燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１'）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

④購入した副生熱の量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

⑤（Ｑ-１）－ 個・・・（Ｑ-１）

⑥事業分類ごとの（Ｑ-１）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・（Ｑ-１）

⑦生産設備又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㎡

⑧ 原単位（Ｑ-１）＝（Ｑ-１）／⑦ ㎡・・・（Ｑ-１）

⑨原単位の前年度の原単位（Ｑ-１）の比・・・（Ｑ-１）

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（④-１）を（Ｑ-１）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Ｑ-１）＝（Ｑ-１）＋（Ｑ-１）＋（Ｑ-１）・・・・

19　特定一第３表２－１、２－２とは対象事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に関する認識を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。ただし、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び特定事業者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（Ｑ-１）の構成割合（Ｑ-１）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ｑ-１）について、特定一第３表１によりＱ算定ごとに整理すること。

（１）①がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の形に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ｑ-１）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくこととする。事業者全体の電気需要最適化評価原単位の算出は、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ｑ-１）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１）

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）・・・（Ｑ-１'）

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

④購入した副生熱の量の合計（原油換算ｋｌ）・・・ 個

⑤ （Ｑ-１）－ 個・・・（Ｑ-１）

⑥事業分類ごとの（Ｑ-１）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・（Ｑ-１）

⑦生産設備又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ㎡

⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ｑ-１）㎡＝（Ｑ-１）

⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ｑ-１）

⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（％）・・・（Ｑ-１）

⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ｑ-１）を（Ｑ-１）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ｑ-１）＝（Ｑ-１）＋（Ｑ-１）＋（Ｑ-１）・・・・

20　特定一第４表及び特定一第６表の上段の欄には、当該年度を含む前記５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、及び「連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位」の欄には、原因として当該年度値の算定に使用した計算式によって算定した値を記入すること。ただし、特定一第３表１によって事業者全体の原単位（②-１）を算出した場合は、エネルギー消費原単位、及び「電気需要最適化評価原単位」、及び「連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位」は、「エネルギー消費原単位」の欄に、原因として当該年度値の算定に使用した計算式によって算定した値を記入すること。また、特定一第３表１によって事業者全体の原単位（②-１）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ｑ-１）が算出困難であった場合は、エネルギー消費原単位、及び「電気需要最適化評価原単位」、及び「連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位」は、「原因欄」に「算出困難」と記入すること。

21　特定一第４表及び特定一第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位及び連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位が過去５年度間の年度毎ごとそれぞれ準ごと前の４年間となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連鎖化エネルギー消費を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（（Ｑ-１）×（Ｑ-１）×（Ｑ-１）×（Ｑ-１））$^{\frac{1}{4}}$（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（Ｑ-１）×（Ｑ-１）$^{\frac{1}{4}}$（％）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連鎖化エネルギー消費を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（％）＝（（Ｑ-１）×（Ｑ-１）×（Ｑ-１）×（Ｑ-１））$^{\frac{1}{4}}$（％）又は

５年度間平均原単位変化（％）＝（Ｑ-１）×（Ｑ-１）$^{\frac{1}{4}}$（％）

22　特定一第５表は、例えば「（ｉｉ）の欄に、が「（ｉ）の欄に、と同様にする場合には、「（ｉ）と同じ」と記入してもよい。

23　特定一第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する別表各項に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対

象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

24　特定一第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、事考となる情報を記載すること。

25　特定一第８表は、該当するものに■印をけすこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

26　特定一第９表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び関係子会社が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び関係関係事業者が設置する全ての工場等ごと、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定日や変更が必要な場合は、「指定日の変更手続きが必要」と■印を付けること。

27　特定一第１表は、第一種エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が別表各項に定める基準以上の工場等を全て記入すること。

28　特定一第１２表及び特定一第１８表の記入に当たっては、特定一第１２表及び特定一第１９表に記載された関連欄を参照すること。

29　特定一第２表の「産業形態等」に「産業用以外の蒸気」、「冷水」、「冷凍」の用途欄を熱量換算する際、当該蒸気に相応する熱量換算に代えて、当該熱を発生させるために使用されたボイラ等の燃料の使用量を算定するに当たって適切と認められるものを使用した場合は、当該燃料の種類ごとに算定すること。

30　指定一第２表に記入する値に、数点ずつ入っているものについては、四捨五捨五入の上その効用熱量を指定一第２表欄外に記入すること。

31　指定一第２表に、原因として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の第一エネルギー管理の不預を満足するよう記入すること。

32　指定一第２表は、年ち事務所ごの場ごとに関する建設に関する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は、それぞれの工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は工ごとに、「該当する項■」を付け、必要な箇所について注釈を記入すること。また、「該当しない項目」については、当該項目の欄を斜に斜線を引くこと。

33　指定ごとにおいて連鎖化エネルギー消費を調整する工使用量の報告を行いたい場合は、連鎖化エネルギー消費を調整した使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することで代わりとすること。

34　指定一第２表、第５表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定一第２表、第９表、第１１表、第１２表に準じ適用されたものを参照すること。

様式第２２（第５８条関係）

様式第 22（第 58 条関係）

登録調査機関登録申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
氏名又は名称
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８８条の規定に基づき、次のとおり同法第８８条第１項の登録を受けたいので申請します。

確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かな・漢で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２３（第６４条関係）

様式第 23（第 64 条関係）

事業所変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８３条の規定に基づき、次のとおり事業所を変更したので届け出ます。

変更事項		変更の内容	
		変更前	変更後
確認調査の業務を行う事業所	名称		
	所在地		
変更年月日			
変更の理由			

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かな・漢で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２４（第６５条関係）

様式第 24（第 65 条関係）

調査業務規程届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９４条第１項の規定に基づき、別紙のとおり調査業務規程を設定したので届け出ます。

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かな・漢で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２５（第６６条関係）

様式第 25（第 66 条関係）

調査業務規程変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
登録調査機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９４条第１項の規定に基づき、次のとおり調査業務規程の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更年月年月日	
変更の理由	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、かな・漢で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２６（第６８条関係）

様式第 26（第 68 条関係）

調査業務休止・廃止届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所
名称及び機関
法人にあっては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第９５条の規定に基づき、次のとおり調査業務の全部又は一部を休止又は廃止したいので届け出ます。

休止又は廃止しようとする調査業務の範囲	
休止又は廃止しようとする年月日及び期間	
休止又は廃止しようとする理由	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字は、ｋｋ書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

様式第２７（第７５条関係）

様式第 27（第 75 条関係）

受理年月日	
受取年月日	

貨物の輸送量届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１３条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１．事業者に関する事項

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（年度）	トンキロ
備考	

２．作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字はｋｋ書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　３　届出書部分の押印がなされた欄には記入しないこと。
　　４　「主たる事務所の所在地」の欄には、「主たる事業」において行われる事業について日本標準産業分類の項目番号（小分類）に従って記入すること。
　　５　次年度以降において輸送量の変動（１０条第３項に該当しないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

様式第２８（第７７条関係）

様式第 28（第 77 条関係）

受理年月日	
受取許年月日	

特定荷主指定取消申出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１３条第３項の規定に基づき、特定荷主の指定の取消しを申し出ます。

１．特定荷主の概要

特定荷主の概要	特定荷主番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	主たる事業	
	細分類番号	
	貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（年度）	トンキロ
指定の取消しを申し出る理由		

様式第２９（第７８条関係）

備考	

２．作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
ＦＡＸ	
メールアドレス	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　文字はｋｋ書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　３　申出書部分の押印がなされた欄には記入しないこと。
　　４　「主たる事業」の「細分類番号」の欄には、「貨物輸送において行われる事業について日本標準産業分類の項目番号（小分類）に従って記入すること。
　　５　貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の欄については、直近の１年間における当該輸送量を記入すること。
　　６　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が百万トンキロ未満となる見込みとなる見込みがなくなったときはその旨及び年度及び年度の貨物輸送量の見込み量又はこれらの見込みの理由を記入すること。

様式第２９（第７８条関係）

様式第29（第78条関係）

受理年月日	
受理番号月日	

中長期計画書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便ﾊﾞｰｺｰﾄﾞ
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１４条又は第１１８条の規定に基づき，次のとおり提出します。

１．特定自主又は認定管理統括者の名称等

特定自主番号又は認定管理統括番号						
事業者の名称						
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）					
主たる事業						
細分類番号						
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス					
中長期計画書の提出先国の希望	中長期計画書の提出期限の幅縮の条件に該当しており，当該条件を満たす限り，特別電話による「記の計画期間での中長期計画書の提出先国を □　希望する					
本計画期（自）の始期開間	（　　）年度　～（　　）年度					
本計画期（至）の終期開間	（　　）年度　～（　　）年度　　□計画内容に変更なし					

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．計画内容

対策	計画内容	実施時期	エネルギー使用合理化推移効果（原油換算ｋｌ/年）

２．その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

３．前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

Ⅲ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

１．非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

１－１　非化石エネルギー設備等の使用割合（年間総発電量８ｋＷ以下の設備を除く）

区分		非化石エネルギー設備等の使用割合		
		計画実施以前の実績値	目標	
			年度	年度
電気自動車	①			%
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②			%
プラグインハイブリッド自動車	③			%
専ら（ハイ）燃料・合成燃料を使用する自動車	④			%
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④			%
自家用及び商業用機械に使用する原動機の合計	⑥			%
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦			%
電動車両計 （参考）	⑧[=①+②+③+⑦]／⑥			%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%		%

１－２　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考値

燃料の種類 （ハイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

１－３　その他非化石エネルギー自動車（年間総重量８ｔ以下）への転換に関する参考及び参考理論

１－４　充電設備の設置数（年間総重量８ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車，プラグインハイブリッド自動車の台数（①+②）
	年度	
台		台

１－５　非化石エネルギー設備等の使用割合（年間総重量８ｔ超の貨物自動車）

区分		非常電及び商業用機械に使用する原動機の	
		目標	
		年度	
電気自動車	①		台
水素自動車 （燃料電池自動車を含む）	②		台
プラグインハイブリッド自動車	③		台
専ら（ハイ）燃料・合成燃料を使用する自動車	④		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		台
自家用及び商業用機械に使用する原動機の合計	⑥		台
ハイブリッド自動車 （参考）	⑦		台
電動車両計 （参考）	⑧[=①+②+③+⑦]／⑥		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥		%

１－６　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考理論

燃料の種類 （ハイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

１－７　その他非化石エネルギー自動車（年間総重量８ｔ超）への転換に関する事項及び参考理論

１－８　その他定量的な目標

計画内容	年度	目標

様式第３０（第７９条関係）

２．非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

２－１　計画内容

対策	計画内容	実施時期

２－２　その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

２－３　前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字は、ポイント数で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
３　計画書管理の都合上やむを得ない場合は記入しないこと。
４　１の「主たる事業」及び「副業種番号」の欄には、当該貨主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
５　作成担当者連絡先の欄には、本計画書の作成を担当した者の職名、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。
６　表の１及び表の２－１の「計画内容」の欄については、対策の内容別に適用対象範囲を明記すること。
７　表の１の「ニ　エネルギー使用合理化推進体制」の欄には、組織可能な場合年度とし、計画期間中年度における「年間のエネルギー消費量の削減効果」を記入すること。
８　表の２及び様式の２－２には、表の１及び表の２－１の欄に記入した計画に関連する１以上の計画（グループ企業会社に関連するプロジェクト、合理計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画に対する当該事業者の役割付等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、別添資料を添付すること。
９　表の１－１及び１－４の「目安用」の欄は、目安は貨物自動車による貨物の輸送、「荷主等属同輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
１０　「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び電気ハイブリッド燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ欄を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
１１　前の１－４には、１－１の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の目標（単位：台）を参考に、充電設備の設置数（単位：口）について目標を記入すること。
１２　表の２及び様式の２－２には、年の１及び前の２－１について調整可能と出来て記入すること。なお、調整する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

様式第３０（第７９条関係）

定　期　報　告　書

受理年月日	
修処理年月日	

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１５条第１項又は第１１９条第１項の規定に基づき，次のとおり報告します。

様式第３０（第７９条関係）

特定荷主番号及び認定管理統括者番号	
特定荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）
主たる事業	
細分類番号	
主たる事業を所管する大臣	
作成担当者連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　） メールアドレス
副業種に応じた副業種ごとの貨物自動車輸送についての定期の報告の場合	有・無
副業種の事業者の名称　：	
副業種の事業者の所在地　：〒	

第1表　エネルギー使用量等

1－1　エネルギーの使用量及び原油換算エネルギー換算を経ることとエネルギーの使用量等

区分			算定方法		エネルギー使用量	原油換算エネルギー換算を経ることとエネルギー使用量	
				前年度からの変更	熱量(J)	連携分を除いたエネルギー使用量(J)	連携分のエネルギー使用量(J)
自動車分	貨物自動車（　　）			有／無			
	その他（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
非自動車分	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	船舶（　　）			有／無			
	船舶（　　）			有／無			
	鉄道（　　）			有／無			
	航空機（　　）			有／無			
合計（E）（L）							
うち非電気（L）							
原油換算（L）					第1－1	第1－2	
うち非電気分（L）							
前年度原油換算（L）							
対前年度増減（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

区分			エネルギー使用量		自己連携型エネルギー原単位を経ることとエネルギー使用量		連携分を除いたエネルギー使用量(L)		連携分のエネルギー使用量(L)	
			数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)
自動車分	貨物自動車（　　）	揮発油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		軽油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		（　　）								
		（　　）								
	その他（　　）	（　　）								
		（　　）								
非自動車分	貨物自動車（　　）	揮発油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		軽油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		（　　）								
		（　　）								
	船舶（　　）	A重油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		B・C重油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		（　　）								
	鉄道（　　）	軽油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		電気	(千kWh)		(千kWh)		(千kWh)		(千kWh)	
		（　　）								
	航空機（　　）	ジェット燃料油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		揮発油	(L)		(L)		(L)		(L)	
		（　　）								
合計										

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

区分			輸送距離(km)	エネルギー使用量		自己連携型エネルギー原単位を経ることとエネルギー使用量		連携分を除いたエネルギー使用量(L)		連携分のエネルギー使用量(L)		(排出)CO2排出量
				数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	
自動車分	貨物自動車（　）	揮発油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		（　）										
		（　）										
	その他（　）	（　）										
		（　）										
非自動車分	貨物自動車（　）	揮発油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		軽油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		（　）										
		（　）										
	船舶（　）	A重油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		B・C重油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		（　）										
	鉄道（　）	軽油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		電気		(千kWh)		(千kWh)		(千kWh)		(千kWh)		(kg/千kWh)
		（　）										
	航空機（　）	ジェット燃料油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		揮発油		(L)		(L)		(L)		(L)		(kg/L)
		（　）										
合計												

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

区分				輸送量(トンキロ)	エネルギー使用量		自己連携型エネルギー原単位を経ることとエネルギー使用量		連携分を除いたエネルギー使用量(J)		連携分のエネルギー使用量(J)		(排出)平均燃費率	(排出)エネルギー原単位(J/トンキロ)
		燃料	積入積載量(kg)		数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)	数値	熱量(J)		
自動車分	貨物自動車（　）	軽油	～499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			500～1,499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			1,500～		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
		揮発油	～499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			1,500～1,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			2,000～3,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			4,000～5,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			6,000～7,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			8,000～9,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			10,000～11,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			12,000～15,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			17,000～		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
		その他（　）	（　）		(L)		(L)		(L)		(L)			
	その他（　）	（　）												
非自動車分	貨物自動車（　）	揮発油	～499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			500～1,499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			1,500～		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
		軽油	～499		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			1,500～1,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			2,000～3,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	
			4,000～5,999		(L)		(L)		(L)		(L)		(%)	

		6,000～7,999	kl	kl	kl	%
		8,000～9,999	kl	kl	kl	%
		10,000～11,999	kl	kl	kl	%
		12,000～14,999	kl	kl	kl	%
		15,000～	kl	kl	kl	%
	その他（	）	kl	kl	kl		
	船舶	（	）						
		（	）						
	鉄道	（	）						
	軌道	（	）						
	合計								

備考　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1－2　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

グリーン熱証書番号等	無効化及び取消日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

備考　1　本表に、証書等の種別ごとに記載すること。
2　書面に用いた証書等の欄が足りない場合には、枠の追加を行うこと。
3　証書等は、無効化及び取消日又は移転日の古い順に記載すること。
4　グリーン熱証書番号等欄には、グリーン熱証書の発行時に付与された番号を特定する番号を、クレジットアカウントカルウト無限電子ニャット上で表示を「ー」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
5　無効化及び取消日又は移転日の欄には、無効化及び取消をおこなった日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
6　非化石エネルギー量は石の値、熱転換は各の値で記載すること。
7　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び取消又は移転を行ったことを確認できる資料を保存すること。

1－3　電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	電　力　量		事業者ホームページにおける非化石割合及び非化石証書使用状況
1.	kWh	kl	%
2.	kWh	kl	%
3.	kWh	kl	%

2　荷主連携省エネルギー計画の実績
2－1　荷主連携省エネルギー研究に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2－2　荷主連携省エネルギー研究に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2－3　荷主連携省エネルギー研究に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	燃料原価		荷主連携省エネルギー研究に係る貨物のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー研究に係る燃料原価		荷主連携省エネルギー研究に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数量	単位	数量	熱量(J)	数量	単位	数量	熱量(J)

第2表　エネルギー使用量と要綱の関係を持つ値

	年度	対前年度比（%）
エネルギー使用量と要綱の関係を持つ値 （名称：　　）（単位：　）	年	

第3表　エネルギー消費原単位

		年度	対前年度比（%）
原単位1	エネルギーの使用量（原油換算kl）（第－1） エネルギーの使用量と要綱の関係をもつ値（kl）		
原単位2	エネルギーの使用量（原油換算kl）（第－2） エネルギーの使用量と要綱の関係をもつ値（kl）		

第4表　機器の種類の異なり使いてエネルギーの使用量と要綱の関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第5表　過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況
1－エネルギー消費原単位

		年度	年度	年度	年度	年度	5年連続平均対前年度変化率（%）
エネルギー消費原単位							
前年度比（%）			第－1	第－1	第－1	第－1	
荷主連携省エネルギー研究と関すエネルギー消費原単位							
前年度比（%）			第－2	第－2	第－2	第－2	

2　非化石エネルギーの使用状況

2－1　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

区分		自家用及び第三者運送等輸送に使用する貨物自動車							
		実績						目標値を用いるため実績値の記載は不要	目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度		年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台		台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台		台
軽油バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自動車の合計	①～③＋④	台	台	台	台	台	台		台
自家用及び第三者運送等輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦	台	台	台	台	台	台		台
燃費車割合（参考）	（②＋③＋⑦）／⑥	%	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%	%	%

2－2　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量		分類
	%		kl	①
	%		kl	②

2－3　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ以下）への転換に関する事項及び参考情報

2－4　充電設備の設置数（車両総重量８ｔ以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	実績		電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の台数（①＋②）
		年度	
㎡			㎡

2－5　その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

2－6　非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８ｔ超の貨物自動車）

区分		自家用及び第三者運送等輸送に使用する貨物自動車						
		実績						目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台	台
水素自動車（燃料電池自動車を含む）	②	台	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台	台
軽油バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	①～③＋④	台	台	台	台	台	台	台
自家用及び第三者運送等輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車（参考）	⑦	台	台	台	台	台	台	台
燃費車割合（参考）	（②＋③＋⑦）／⑥	%	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%	%	%

2－7　バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料）	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量		分類
	%		kl	①
	%		kl	②

2－8　その他非化石エネルギー自動車（車両総重量８ｔ超）への転換に関する事項及び参考情報

第６表　エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位の前年度比に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

２　非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1　共通的な取組

実施年月				
設備方針の作成とその実施体制の整備	組織方針の策定 ☐ 策定している ☐ 策定していない	責任者の配置状況等の ☐ 全てが専門的技術を有している ☐ 大半が専門的技術を有している ☐ 一部だけ専属としている ☐ 実施していない	計画の策定 ☐ 全てを実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	報告と指示 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	内外研修体制の整備 ☐ 整備済み ☐ 整備中 ☐ 未整備	エネルギー管理支援等の活用状況の整備 ☐ 実施している ☐ 実施していない	エネルギー管理統括者の専門知識の向上 ☐ 実施している ☐ 実施していない	燃料種類毎の情報提供及び収集 ☐ 情報提供なし ☐ 情報提供あり－燃料名: ☐ 情報提供あり－燃料名: ☐ 情報提供あり－ソース: ☐ 提出の為いちから提供
輸送効率向上のための調査	商品や容器の標準化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	輸送ルートの工夫 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	荷重当たりのための貨物の輸送の工夫し ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
	共同配送等の輸送 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
物流上の業務	荷物の輸送量等の管理し ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない			

2　主に冷凍向けの大口貨物の配送　　有・無

実施年月				
大口貨物の配送効率向上	積み合せ可能品の利用 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	最大車種の選択 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	時間的調子の調因 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	ユニクライアの推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	出荷転換の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	鉄道および海運の活用の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	来訪等の大型化 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	

3　主に消費者向けの小口貨物の配送　　有・無

実施年月			
小口貨物の配送効率向上	対時や受取場所の指定 ☐ 輸送事業者が対応の可 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	対時や受取場所の多知・変更への対応 ☐ 輸送事業者が対応可 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	対時や又は再びの使用 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	再配達防止のための取組		
	消費者への啓発の取組		

第8表　その他実施した措置

1　エネルギーの使用の合理化に関する事項

概　要　の　概　要

2　非化石エネルギーへの転換に関する事項

概　要　の　概　要

3　電気の需要の最適化に関する事項

概　要　の　概　要

第9表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

暦年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t－CO2

2　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は排熱と異なる算定方法又は排熱の内容

3　電気供給の保護に係る法令及び除外の有無

法第1又は2の場合で地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に準ずるもの有無 （該当するものにC印をすること）	1．有 2．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に準ずるもの有無 （該当するものにC印をすること）	1．有 2．無

荷主認定一覧表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第１２条第２項に定める数値以上の荷主の一覧

１．認定管理統括荷主

認定管理統括荷主番号	認定管理統括荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

２．管理関係荷主

管理関係荷主番号	管理関係荷主の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	郵便コード

荷主認定一覧１表　認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
特定荷主標番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
連絡先番号	
主たる事業を所管する大臣	

荷主認定一覧２表　エネルギー使用量等

１．エネルギーの使用量及び非化石連携者エネルギー原選ち除きたたエネルギーの使用量等

機関	区分		算定方法		エネルギー使用量（原油換算kL）	非化石連携者エネルギー（電気を除きたエネルギー使用量	
				燃料使用からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量kL	連携分のエネルギー使用量kL
自動車分	貨物自動車（　　）	その他（　　）		有／無			
		貨物自動車（　　）		有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
自動車以外	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	貨物自動車（　　）			有／無			
	船舶（　　）			有／無			
	船舶（　　）			有／無			
	鉄道（　　）			有／無			
	航空機（　　）			有／無			
合計（a）							
うち非化石（a1）							
総排出量（b）					⑤－１	⑤－２	
うち非化石（b1）							
総年度平均販売（d）							
対前年度比（%）							

補足　エネルギー使用量の算定方法に関して

付表１　燃料法によるエネルギー使用量等の算定

機関	区分			エネルギー使用量		非化石連携者エネルギー原選ち除きたたエネルギー使用量			
						連携分を除いたエネルギー使用量kL		連携分のエネルギー使用量kL	
				数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ
自動車分	貨物自動車（　　）	軽油		kl		kl		kl	
		軽油（　　）		kl		kl		kl	
		（　　）							
	その他（　　）	（　　）							
		（　　）							
自動車以外	貨物自動車（　　）	軽油		kl		kl		kl	
		軽油（　　）		kl		kl		kl	
		（　　）							
	船舶（　　）	A重油		kl		kl		kl	
		合成ガス燃料（　　）		kl		kl		kl	
		（　　）							
	鉄道（　　）	軽油		kl		kl		kl	
		電気		千kWh		千kWh		千kWh	
		（　　）							
	航空機（　　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl	
		灯油（　　）		kl		kl		kl	
		（　　）							
合計									

補足　燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表２　燃費法によるエネルギー使用量等の算定

区分			輸送距離（km）	エネルギー実算量		前方連携エネルギー削減を踏まえたエネルギー使用量				（参考）その他数値
						連携なし（エネルギー使用量ｌ）		連携ありエネルギー使用量ｌ）		
				数値	熱量ＭＪ	数値	熱量ＭＪ	数値	熱量ＭＪ	
自動車	貨物自動車（　）	揮発油	輕油	ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）								
		（　）								
	その他（　）	（　）								
		（　）								
鉄道	貨物自動車（　）	揮発油	輕油	ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）								
	船舶（　）	A 重油		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		B・C 重油		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）								
	鉄道（　）	軽油		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）	電気	ｙｙｋｗｈ		ｙｙｋｗｈ		ｙｙｋｗｈ		ｘｘ．ｙｙｋｗｈ
	航空機（　）	ジェット燃	灯油	ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		揮発油		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ㎥
		（　）								
合計										

補足　燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表３　トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

区分				輸送量（ｔｋｍ）	エネルギー実算量		前方連携エネルギー削減を踏まえたエネルギー使用量				（参考）エネルギー消費原単位（ＭＪ／トンキロ）
		燃料	最大積載量（ｔｏｎ）				連携なし（エネルギー使用量ｌ）		連携ありエネルギー使用量ｌ）		
					数値	熱量ＭＪ	数値	熱量ＭＪ	数値	熱量ＭＪ	
自動車	貨物自動車（　）	揮発油	～200		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			500～1,000		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			1,500～		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
		軽油	～500		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			1,000～1,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			2,000～3,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			4,000～5,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			6,000～7,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			8,000～9,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			10,000～11,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			12,000～19,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			17,000～		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
		その他（　）	（　）		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		
	その他（　）	（　）									
		（　）									
鉄道	貨物自動車（　）	揮発油	～400		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			500～1,000		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			1,500～		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
		軽油	～300		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			1,000～1,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			2,000～3,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			4,000～5,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			6,000～7,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			8,000～9,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			10,000～11,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			11,000～19,999		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
			17,000～		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		％
		その他（　）	（　）		ｘｘ		ｘｘ		ｘｘ		
	船舶	（　）									
		（　）									
	鉄道	（　）									
	航空機	（　）									
合計											

補足　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

１－２　設備等による排出エネルギーの使用量の報告に係る設備

クレジット特定番号等	無効化及び廃棄日又は移転日	排出されたエネルギー量
		ｘｘＭＷｈ
		ｘｘＭＷｈ
		ｘｘＭＷｈ

備考　１　本表は、設備等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた設備等の種別が二以上になる場合には、別の表を作ること。
３　設備等は、無効化及び廃棄日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び廃棄日又は移転日と設備等を特定する番号を、クレジットが特定番号等を有しない場合は、「特定番号なし」で、「その他」ごとにまとめて記載し、排出量を記入する際は、「排出量」と記載すること。
５　無効化及び廃棄日又は移転日の欄には、無効化及び廃棄を行った月日又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、移転日は最初に記入した日付を記載すること。
６　排出されたエネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　本表に記載した全てのエネルギー量について、事業者が無効化及び廃棄又は移転を行ったことを確認できる資料を提付すること。

１－３　電気供給事業者から購入した電力の種別及び排出係数の区別

メニュー名	電　用　量		排出係数（メニューにおけるＣＯ２排出係数の区別を明記）
１．	ｘｘＭｗｈ	ｘｘ	ｘ
２．	ｘｘＭｗｈ	ｘｘ	ｘ
３．	ｘｘＭｗｈ	ｘｘ	ｘ

2　荷主連携エネルギー目標の未達

2－1　荷主連携エネルギー原単位に関して貨物輸送事業者にだけおせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の内訳と低エネ改善

2－2　荷主連携エネルギー原単位に関して貨物輸送事業者にだけおせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の異なれ方法

2－3　荷主連携エネルギー原単位に関して貨物輸送事業者にだけおせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	数値状況		荷主連携エネルギー原単位に係る数のエネルギー使用量		荷主連携エネルギー原単位に係る数値報告		荷主連携エネルギー原単位に係る数のエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量(J)	数値	単位	数値	熱量(J)

荷主認定一覧3表　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度：　　年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	(t-CO2)

2　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は従来と異なる算定方法又は従来の内容

3　規利防温の推進に係る該当する用語の有無

1.温室効果ガス排出の特定事業所の指定に関する法律施行令第1条(海外法律に係るものであることの有無(該当するものにつをすること))	1．有 2．無	地球温暖化対策の推進に関する法律第35条第1項の規定による勧告の有無(該当するものにつをすること)	1．有 2．無

附　則

1　この用紙のたまさは、日本産業規格A4とすること。
2　文字は、ふい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
3　報告書提出年月日を付した欄は記入しないこと。
4　報告書提出年月日を記入する欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
5　「ただし事業」及び「経営指標等」の欄には、当該年度において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に沿い、分類の名称及び番号を記入すること。
6　作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
7　第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第1表第1表1、付表2及び付表3の「荷主」とは、荷主連携エネルギー原単位に関して貨物輸送事業者にだけおせた荷主連携エネルギー原単位に係る荷主をいい、荷主連携エネルギー原単位に関して貨物輸送事業者にだけおせた荷主連携エネルギー原単位に係る荷主をいう。
8　第1表の欄四の欄には、付表1、付表2及び付表3の欄四の欄と共通の番号を記入すること。
9　第1表の区分の欄の「1．内」には、有形固定資産の区分を判別付ける名称を記入すること。
10　第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図面等を用いることとし、説明には関係者名を付すこと。
11　第1表種目の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
12　付表1の「燃料油」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者にだけおせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
13　付表1の区分「貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（ ）内には、専用貨物その区分を特筆付ける名称を記入すること。
14　付表1の「燃料油」の欄の下の欄の下の欄には、当該区分に属する燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の欄番号（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の欄番を記入するときは、納元に欄を設けて記入すること。
15　付表1のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに国際単位系の下の欄の下の欄番号に番号を記入すること。
16　付表1の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
17　付表1欄2の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
18　付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
19　付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（ ）内には、専用貨物その区分を特筆付ける名称を記入すること。
20　付表2の区分の貨物自動車及び鉄道等の下の欄には、当該区分に係数値及び燃料を使用した場合にその燃料の欄番号（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の欄番を記入するときは、納元に欄を設けて記入すること。
21　付表2の平均燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離（km）}}{\text{エネルギー使用量（数値）}}$$

22　付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定するとて認められるものを使用した場合は、当該数値の換機となる資料を添付すること。
23　付表2欄の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
24　付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
25　付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
26　付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定するとて認められるものを使用した場合は、当該数値の換機となる資料を添付すること。
27　付表3欄の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
28　第1表の「燃料油換算係数」とは、第1表第1表1の欄の「燃料油」とは、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ燃料油換算係数をいう。「燃料油換算係数」の欄には、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ燃料油換算係数を記入すること。複数の燃料油換算係数を用いる場合は、いずれか一つを選択するのについては、原則として年間を通じて一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその間に遡及したものと同一のものを記載すること。
29　第1表の「原単位」とは、荷主輸送事業者ごとのエネルギー消費量をいう。
30　第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近過去年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「原単位変化」の欄には、原則として当年度第5表で用いた計算式により算定した数を記入すること。
31　第5表の「5年度平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根とする値を記入すること。算出方法は、以下のとおり（荷主連携エネルギー原単位を勘案えた場合、「－1」を「－2」と読み替えるものとする。

$$\text{5年度平均原単位変化}\ (\%) = \left\{(\text{原}-1)\times(\text{原}-1)\times(\text{原}-1)\times(\text{原}-1)\right\}^{\frac{1}{4}}\ (\%)$$

32　第5表の「荷主専属貨物輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
　一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）が行う貨物の輸送
　二　荷主等が自己の指定する荷主貨物自動車運送事業者に対して行う貨物の輸送
33　「排気ガス・エネルギー消費率」とは、鉄道事業、水運自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び電気ハイブリッド自動車・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
34　第6表は、（イ）及び（ハ）共に該当する場合、双方記入すること。ただし、「（ハ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。
35　第7表は、該当する項目について該当するものに■印を付すこと。
36　第8表のトの欄には、当該年度を記入すること。
37　第9表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
38　第9表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は従来と異なる算定方法又は従来の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は従来と異なる算定方法又は従来と同一な場合に、当該算定方法又は従来の内容について記載すること。
39　第9表の「1．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める勧告を本欄に記付すこと。
40　電気需要の届出に関する欄は、参考情報として記入すること。
41　荷主認定一覧2表、荷主認定一付表1、荷主認定一付表2、荷主認定一付表3、荷主認定一覧3表の記入に当たっては、第1表、付表1、付表2、付表3、第9表に係る欄等をそれぞれ参照すること。

様式第３１（第８２条第１項関係）

様式第31（第82条第1項関係）

受受理年月日	
受地理年月日	

認定管理統括荷主に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１７条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1．認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者の概要

（1）認定管理統括荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
郵便番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（2）管理関係荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
郵便番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

2．認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係

3．エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

4．認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者が貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量

（　　年度）　　トンキロ

5．その他

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。
　　2　文字はＩＴＲ文、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。
　　3　申請者欄の捺印を行う際には記入しないこと。
　　4　「主たる事業」及び「郵便番号」の欄には、当該家主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

□認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係を説明する書類　　【別添１】

□エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを説明する書類【別添２】

様式第３２（第８２条第３項関係）

様式第32（第82条第3項関係）

認定管理統括荷主に係る不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３３（第８３条関係）

様式第33（第83条関係）

認定管理統括荷主に係る認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定管理統括荷主については、※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１７条第２項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
　　２　法第１１７条第２項ただし書に規定する取消しの理由となっているものの全項目に記載する。

様式第３４（第８５条関係）

様式第34（第85条関係）

受理年月日	
処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２１条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

１．荷主連携省エネルギー措置を実施する者の概要

（１）代表申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

（２）共同申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

２．荷主連携省エネルギー措置の目標

３．荷主連携省エネルギー措置の内容

（チェック欄）

荷主連携省エネルギー措置の実施にあたり、個人情報に抵触する内容はありません。	

４．荷主連携省エネルギー措置の実施条件及び実施期間

実施条件	
実施期間 ※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	

５．荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

６．荷主連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の調達ぜその調達方法

（１）資金調達計画

年度	実施者	総設備投資	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

（２）支援措置の利用

荷主連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	１．有り（　　） ２．無し

（３）荷主連携省エネルギー勘定の実施により取得等される荷主連携関連高度省エネルギー関連設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格（千円）
備考				

7．その他

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　文字はわかり易く，インキ，タイプによる明瞭性により明確に記入すること。
　　3　所定事項欄の前段を付した欄には記入しないこと。
　　4　「自己と新規」及び「部分間番号」の欄には，日本標準産業分類の細分類に従い，分類の名称及び番号を記入すること。
　　5　複数の荷主連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は，計画ごとに本申請書を作成すること。

○荷主連携省エネルギー設備の概念図　【別紙１】

様式第３５（第８６条第２項関係）

様式第 35（第 86 条第２項関係）

荷主連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については，下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３６（第８７条第１項関係）

様式第 36（第 87 条第１項関係）

受付年月日	
受理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
　住所
　法人名
　法人番号
　代表者の役職名
　代表者の氏名

（共同申請者）
　住所
　法人名
　法人番号
　代表者の役職名
　代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について，エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第３２条第１項の規定に基づき，下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1．変更事項の内容

2．変更時期

3．変更理由

備考　1　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。
　　2　文字はわかり易く，インキ，タイプによる明瞭性により明確に記入すること。
　　3　所定事項欄の前段を付した欄には記入しないこと。
　　4　複数の荷主連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は，計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第３７（第８７条第４項関係）

様式第37（第87条第4項関係）

認定荷主連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　系

年　月　日付けで変更認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第３８（第８８条第２項関係）

様式第38（第88条第2項関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２条第３項の規定に基づき届け出ます。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第３９（第８９条関係）

様式第39（第89条関係）

認定荷主連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年　月　日

経済産業大臣　系

年　月　日付けで認定をした荷主連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２条第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
　　2　認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第４０（第９０条関係）

様式第40（第90条関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
郵便コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１２４条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（　　－　　－　　）
主たる事業	
経営整理	
申請担当者連絡先	職名 氏名 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス
届出番号からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無

その場合
変更前の事業者の名称　：
変更前の事業者の所在地　：

備考　「主たる事業」及び「経営整理」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

表1.表　ﾍﾞネルギー使用量等
1　ﾍﾞネルギーの使用量及び荷主連携省ｴﾈルギー措置を踏まえたﾍﾞネルギー使用量等

識別	区分		算定方法	荷主連携省ｴﾈルギー措置を踏まえたﾍﾞネルギー使用量（熱量GJ）	
			荷役量からの推定	連携日を知りたﾍﾞネルギー使用量GJ	連携分のﾍﾞネルギー使用量GJ
自動車	貨物自動車	（　　）	㎥／㎞		
		その他（　　）	㎥／㎞		
鉄道動力	貨物自動車	（　　）	㎥／㎞		
		貨物自動車（　　）	㎥／㎞		
		貨物自動車（　　）	㎥／㎞		
		貨物自動車（　　）	㎥／㎞		
		貨物自動車（　　）	㎥／㎞		
	船舶（　　）		㎥／㎞		
	鉄道（　　）		㎥／㎞		
	航空機（　　）		㎥／㎞		
合計GJ					
うち再ｴﾈGJ					
燃料熱量GJ				※	
うち再ｴﾈGJ					
総年電力消費量GJ					
対総年電力（%）					

補足　ﾍﾞネルギー使用量の算定方法に関して

付表1　燃料法によるﾍﾞネルギー使用量等の算定

識別	区分			ﾍﾞネルギー使用量		荷主連携省ｴﾈルギー措置を踏まえたﾍﾞネルギー使用量			
						連携日を知りたﾍﾞネルギー使用量GJ		連携分のﾍﾞネルギー使用量GJ	
				数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ
自動車	貨物自動車（　）	軽油	軽油	kl		kl		kl	
			（　）						
			（　）						
	その他（　）	（　）							
鉄道動力	貨物自動車（　）	軽油	軽油	kl		kl		kl	
			軽油	kl		kl		kl	
			（　）						
			（　）						
	船舶（　）	A重油		kl		kl		kl	
		B・C重油		kl		kl		kl	
			（　）						
	鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl	
		電気		ｋWh		ｋWh		ｋWh	
		（　）							
	航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl	
		揮発油		kl		kl		kl	
		（　）							
合計									

補足　燃料法によるﾍﾞネルギー使用量の算定に関して

付表2　燃費法によるﾍﾞネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離（km）	ﾍﾞネルギー使用量		荷主連携ｴﾈルギー措置を踏まえたﾍﾞネルギー使用量				（参考）平均燃費
						連携日を知りたﾍﾞネルギー使用量GJ		ﾍﾞネルギー使用量GJ		
				数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	
自動車	貨物自動車（　）	軽油	軽油	kl		kl		kl		km/l
			（　）							
			（　）							
	その他（　）	（　）								
鉄道動力	貨物自動車（　）	軽油	軽油	kl		kl		kl		km/l
			軽油	kl		kl		kl		km/l
			（　）							
			（　）							
	船舶（　）	A重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C重油		kl		kl		kl		km/l
			（　）							
	鉄道（　）	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		ｋWh		ｋWh		ｋWh		km/ｋWh
		（　）								
	航空機（　）	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl
		（　）								
合計										

補足　燃費法によるﾍﾞネルギー使用量の算定に関して

付表3　トンキロ法によるﾍﾞネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量（ｔ．ｋｍ）	ﾍﾞネルギー使用量		荷主連携ｴﾈルギー措置を踏まえたﾍﾞネルギー使用量		連携日を知りたﾍﾞネルギー使用量GJ		荷役率	（参考）ﾍﾞネルギー原単位（GJ/トンキロ）
		燃料	積載量（kg）		数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	%	
自動車	貨物自動車（　）	軽油	軽油	～299	kl		kl		kl		%	
				300～1,499	kl		kl		kl		%	
				1,500～	kl		kl		kl		%	
			軽油	～299	kl		kl		kl		%	
				1,500～1,999	kl		kl		kl		%	
				2,000～2,999	kl		kl		kl		%	
				3,000～4,999	kl		kl		kl		%	
				5,000～6,999	kl		kl		kl		%	
				7,000～8,999	kl		kl		kl		%	
				9,000～10,999	kl		kl		kl		%	
				11,000～12,999	kl		kl		kl		%	
				13,000～14,999	kl		kl		kl		%	
				15,000～17,000～	kl		kl		kl		%	
			その他（　）	（　）	kl		kl		kl			
	その他（　）	（　）										
		（　）										
鉄道動力	貨物自動車（　）	揮発油	揮発油	～299	kl		kl		kl		%	
				300～1,499	kl		kl		kl		%	
				1,500～	kl		kl		kl		%	
			軽油	～299	kl		kl		kl		%	
				1,500～1,999	kl		kl		kl		%	
				2,000～2,999	kl		kl		kl		%	

			6,000～5,999		x1		x1		x1		%
			6,000～7,999		x1		x1		x1		%
			8,000～9,999		x1		x1		x1		%
			10,000～11,999		x1		x1		x1		%
			12,000～16,999		x1		x1		x1		%
			17,000～		x1		x1		x1		%
		その他（　）	（　　）		x1		x1		x1		
	船舶	（　　）									
		（　　）									
	鉄道	（　　）									
	航空機	（　　）									
		計									

備考　トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

2　荷主連携省エネルギー措置の実績

2－1　荷主連携省エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の内訳と変化要因

2－2　荷主連携省エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2－3　荷主連携省エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	燃料原油		荷主連携省エネルギー投資に係る燃料エネルギー消費量		荷主連携省エネルギー投資に係る動力原単位		荷主連携省エネルギー投資に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされたエネルギー使用量	
	数量	単位	数量	熱量(J)	数量	単位	数量	熱量(J)

第3表　荷主連携省エネルギー投資を踏まえたエネルギー使用量と連携の開始を待つ値

荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と連携の開始を待つ値	年度	対前年増減（%）
（名称　　）（SCO2：　）	分	

第3表　エネルギー消費原単位

		年度	対前年増減（%）
原単位=	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（燃料原単位（原）） 荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（動力原単位（動））（kl）		

第4表　過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位							
対年増減（%）		年	年	年	年		

備　考

1　この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　文字は、ふい書で、インキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

3　保存期間の満了日が1年に満たないこと。

4　「主たる事業」及び「特定輸送」の欄には、当該貨主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に沿い、分類の名称及び番号を記入すること。

5　作成年月者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。

6　第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは荷主特別会計による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。

7　第1表の備考の欄には、付表1、付表2及び付表3の備考の番号を記入すること。

8　第1表のSCOの欄の（　）内には、専用貨物その区分を数字付ける名称を記入すること。

9　第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明に工夫等を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。

10　第1表備考の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を説明理由から変更した場合に、その理由等を記入すること。

11　付表1の「燃料転」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

12　付表1の区分で貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用貨物その区分を特定する名称を記入すること。

13　付表1の区分で貨物自動車の下の欄には、当該区分に属する燃料法内の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。電力の種別を記入するときは、別ごに欄を設けて記入すること。

14　付表1の第1連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量の欄には、エネルギー種別ごとに固有単位で小数1位桁数第1に丸めを記入すること。

15　付表1の第1連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、鉄道産業人材が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

16　付表1備考の欄には、燃料変から算定方法の変更事項等を記入すること。

17　付表2の「貨物転」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で割った値を合算し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。

18　付表2の区分で貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下の欄の（　）内には、専用貨物その区分を特定する名称を記入すること。

19　付表2の区分の燃料法及び電法等の下の欄には、当該区分に属する燃料法内の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。電力の種別を記入するときは、別ごに欄を設けて記入すること。

20　付表2の平均燃費の欄には、輸送距離（km）と荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量（動力）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

輸送距離（km）

平均燃費＝　　エネルギー使用量（動力）

21　付表2の第1連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、鉄道産業人材が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

22　付表2備考の欄には、燃料変から算定方法の変更事項等を記入すること。

23　付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送した距離を乗じた値を合算し、当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で割った値を合算する方法をいう。

24　付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（トンキロ）と荷主連携省エネルギー措置を踏

様式第４１（第１００条関係）

様式第41（第100条関係）

表

第　　号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１１項の規定による

立入検査証

写真　押印スタンプ

職名及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　印

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律抄

第100条　経済産業大臣は、第７条第１項及び第３項、第10条第１項及び第３項、第15条第１項及び第３項、第18条第１項及び第３項、第20条第１項及び第４項、第22条第１項及び第３項、第25条第１項及び第３項、第28条第１項及び第３項、第31条第１項及び第３項、第34条第１項及び第３項、第37条第１項及び第３項、第40条第１項及び第３項、第43条第１項及び第３項、第46条第１項及び第３項、第49条第１項及び第３項、第52条第１項及び第３項、第55条第１項及び第３項、第58条第１項及び第３項、第61条第１項及び第３項、第64条第１項及び第３項、第67条第１項及び第３項、第70条第１項及び第３項、第73条第１項及び第３項、第76条第１項及び第３項、第79条第１項及び第３項、第82条第１項及び第３項、第85条第１項及び第３項、第88条第１項及び第３項、第91条第１項及び第３項、第94条第１項及び第３項、第97条第１項及び第３項、第100条第１項及び第３項、第103条第１項及び第３項、第106条第１項及び第３項、第109条第１項及び第３項、第112条第１項及び第３項、第115条第１項及び第３項、第118条第１項及び第３項、第121条第１項及び第３項、第124条第１項及び第３項、第127条第１項及び第３項、第130条第１項及び第３項、第133条第１項及び第３項、第136条第１項及び第３項、第139条第１項及び第３項、第142条第１項及び第３項、第145条第１項及び第３項、第148条第１項及び第３項、第151条第１項及び第３項、第154条第１項及び第３項、第157条第１項及び第３項、第160条第１項及び第３項、第163条第１項及び第３項、第166条第１項及び第３項、第169条第１項及び第３項、第172条第１項及び第３項、第175条第１項及び第３項、第178条第１項及び第３項、第181条第１項及び第３項、第184条第１項及び第３項、第187条第１項及び第３項、第190条第１項及び第３項、第193条第１項及び第３項、第196条第１項及び第３項、第199条第１項及び第３項、第202条第１項及び第３項、第205条第１項及び第３項、第208条第１項及び第３項、第211条第１項及び第３項、第214条第１項及び第３項、第217条第１項及び第３項、第220条第１項及び第３項、第223条第１項及び第３項、第226条第１項及び第３項、第229条第１項及び第３項、第232条第１項及び第３項、第235条第１項及び第３項、第238条第１項及び第３項、第241条第１項及び第３項、第244条第１項及び第３項、第247条第１項及び第３項、第250条第１項及び第３項、第253条第１項及び第３項、第256条第１項及び第３項、第259条第１項及び第３項、第262条第１項及び第３項、第265条第１項及び第３項、第268条第１項及び第３項、第271条第１項及び第３項、第274条第１項及び第３項、第277条第１項及び第３項、第280条第１項及び第３項、第283条第１項及び第３項、第286条第１項及び第３項、第289条第１項及び第３項、第292条第１項及び第３項、第295条第１項及び第３項、第298条第１項及び第３項、第301条第１項及び第３項、第304条第１項及び第３項、第307条第１項及び第３項、第310条第１項及び第３項、第313条第１項及び第３項、第316条第１項及び第３項、第319条第１項及び第３項、第322条第１項及び第３項、第325条第１項及び第３項、第328条第１項及び第３項、第331条第１項及び第３項、第334条第１項及び第３項、第337条第１項及び第３項、第340条第１項及び第３項、第343条第１項及び第３項、第346条第１項及び第３項、第349条第１項及び第３項、第352条第１項及び第３項、第355条第１項及び第３項、第358条第１項及び第３項、第361条第１項及び第３項、第364条第１項及び第３項、第367条第１項及び第３項、第370条第１項及び第３項、第373条第１項及び第３項、第376条第１項及び第３項、第379条第１項及び第３項、第382条第１項及び第３項、第385条第１項及び第３項、第388条第１項及び第３項、第391条第１項及び第３項、第394条第１項及び第３項、第397条第１項及び第３項、第400条第１項及び第３項、第403条第１項及び第３項、第406条第１項及び第３項、第409条第１項及び第３項、第412条第１項及び第３項、第415条第１項及び第３項、第418条第１項及び第３項、第421条第１項及び第３項、第424条第１項及び第３項、第427条第１項及び第３項、第430条第１項及び第３項、第433条第１項及び第３項、第436条第１項及び第３項、第439条第１項及び第３項、第442条第１項及び第３項、第445条第１項及び第３項、第448条第１項及び第３項、第451条第１項及び第３項、第454条第１項及び第３項、第457条第１項及び第３項、第460条第１項及び第３項、第463条第１項及び第３項、第466条第１項及び第３項、第469条第１項及び第３項、第472条第１項及び第３項、第475条第１項及び第３項、第478条第１項及び第３項、第481条第１項及び第３項、第484条第１項及び第３項、第487条第１項及び第３項、第490条第１項及び第３項、第493条第１項及び第３項、第496条第１項及び第３項、第499条第１項及び第３項、第502条第１項及び第３項、第505条第１項及び第３項、第508条第１項及び第３項、第511条第１項及び第３項、第514条第１項及び第３項、第517条第１項及び第３項、第520条第１項及び第３項、第523条第１項及び第３項、第526条第１項及び第３項、第529条第１項及び第３項、第532条第１項及び第３項、第535条第１項及び第３項、第538条第１項及び第３項、第541条第１項及び第３項、第544条第１項及び第３項、第547条第１項及び第３項、第550条第１項及び第３項、第553条第１項及び第３項、第556条第１項及び第３項、第559条第１項及び第３項、第562条第１項及び第３項、第565条第１項及び第３項、第568条第１項及び第３項、第571条第１項及び第３項、第574条第１項及び第３項、第577条第１項及び第３項、第580条第１項及び第３項、第583条第１項及び第３項、第586条第１項及び第３項、第589条第１項及び第３項、第592条第１項及び第３項、第595条第１項及び第３項、第598条第１項及び第３項、第601条第１項及び第３項、第604条第１項及び第３項、第607条第１項及び第３項、第610条第１項及び第３項、第613条第１項及び第３項、第616条第１項及び第３項、第619条第１項及び第３項、第622条第１項及び第３項、第625条第１項及び第３項、第628条第１項及び第３項、第631条第１項及び第３項、第634条第１項及び第３項、第637条第１項及び第３項、第640条第１項及び第３項、第643条第１項及び第３項、第646条第１項及び第３項、第649条第１項及び第３項、第652条第１項及び第３項、第655条第１項及び第３項、第658条第１項及び第３項、第661条第１項及び第３項、第664条第１項及び第３項、第667条第１項及び第３項、第670条第１項及び第３項、第673条第１項及び第３項、第676条第１項及び第３項、第679条第１項及び第３項、第682条第１項及び第３項、第685条第１項及び第３項、第688条第１項及び第３項、第691条第１項及び第３項、第694条第１項及び第３項、第697条第１項及び第３項、第700条第１項及び第３項、第703条第１項及び第３項、第706条第１項及び第３項、第709条第１項及び第３項、第712条第１項及び第３項、第715条第１項及び第３項、第718条第１項及び第３項、第721条第１項及び第３項、第724条第１項及び第３項、第727条第１項及び第３項、第730条第１項及び第３項、第733条第１項及び第３項、第736条第１項及び第３項、第739条第１項及び第３項、第742条第１項及び第３項、第745条第１項及び第３項、第748条第１項及び第３項、第751条第１項及び第３項、第754条第１項及び第３項、第757条第１項及び第３項、第760条第１項及び第３項、第763条第１項及び第３項、第766条第１項及び第３項、第769条第１項及び第３項、第772条第１項及び第３項、第775条第１項及び第３項、第778条第１項及び第３項、第781条第１項及び第３項、第784条第１項及び第３項、第787条第１項及び第３項、第790条第１項及び第３項、第793条第１項及び第３項、第796条第１項及び第３項、第799条第１項及び第３項、第802条第１項及び第３項、第805条第１項及び第３項、第808条第１項及び第３項、第811条第１項及び第３項、第814条第１項及び第３項、第817条第１項及び第３項、第820条第１項及び第３項、第823条第１項及び第３項、第826条第１項及び第３項、第829条第１項及び第３項、第832条第１項及び第３項、第835条第１項及び第３項、第838条第１項及び第３項、第841条第１項及び第３項、第844条第１項及び第３項、第847条第１項及び第３項、第850条第１項及び第３項、第853条第１項及び第３項、第856条第１項及び第３項、第859条第１項及び第３項、第862条第１項及び第３項、第865条第１項及び第３項、第868条第１項及び第３項、第871条第１項及び第３項、第874条第１項及び第３項、第877条第１項及び第３項、第880条第１項及び第３項、第883条第１項及び第３項、第886条第１項及び第３項、第889条第１項及び第３項、第892条第１項及び第３項、第895条第１項及び第３項、第898条第１項及び第３項、第901条第１項及び第３項、第904条第１項及び第３項、第907条第１項及び第３項、第910条第１項及び第３項、第913条第１項及び第３項、第916条第１項及び第３項、第919条第１項及び第３項、第922条第１項及び第３項、第925条第１項及び第３項、第928条第１項及び第３項、第931条第１項及び第３項、第934条第１項及び第３項、第937条第１項及び第３項、第940条第１項及び第３項、第943条第１項及び第３項、第946条第１項及び第３項、第949条第１項及び第３項、第952条第１項及び第３項、第955条第１項及び第３項、第958条第１項及び第３項、第961条第１項及び第３項、第964条第１項及び第３項、第967条第１項及び第３項、第970条第１項及び第３項、第973条第１項及び第３項、第976条第１項及び第３項、第979条第１項及び第３項、第982条第１項及び第３項、第985条第１項及び第３項、第988条第１項及び第３項、第991条第１項及び第３項、第994条第１項及び第３項、第997条第１項及び第３項、第1000条第１項及び第３項、第1003条第１項及び第３項、第1006条第１項及び第３項、第1009条第１項及び第３項、第1012条第１項及び第３項、第1015条第１項及び第３項、第1018条第１項及び第３項、第1021条第１項及び第３項、第1024条第１項及び第３項、第1027条第１項及び第３項、第1030条第１項及び第３項の規定による立入検査、質問若しくは提出を求められたものに対し、正当な理由がないのに拒んだ、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第４２（第１０１条関係）

様式第42（第101条関係）

受理年月日	
受付年月日	

光ディスク提出票

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者のなまえ

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第　条第　項の規定による報告に記載すべきことを含んでいる事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1．光ディスクに記録された事項

2．光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所　在　地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏　　名	
電　　話	
F　A　X	
メールアドレス	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。
2　法令の条項については、当該報告（以下「報告」）の適用条文を全て記載すること。
3　「光ディスクに記録された事項」は、光ディスクに記録されている事項を記載すること。光ディスクに記録されている事項を記録すること。
4　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、法律施行（以下「施行」）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合において、その書類を記載すること。
5　該当事項がない欄は、空白とすること。

様式第43（第104条関係）

様式第43（第104条関係）

申受理年月日	
申処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年　月　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第１０４条第１項の規定に基づき、同規則第５条の届出、第７条の申出、第８条第５項の申請、第１２条の届出、第１３条第３項の申請、第１５条の届出、第１６条の申出、第１７条第６項の申請、第２５条の届出、第２６条第１０項の申請、第３３条の届出、第３４条の申出、第３５条第１項又は第２項の届出、第３６条の報告、第４０条第２項の届出、第４１条の報告、第４２条の報告、第４３条の報告、第４４条の報告、第４５条の報告、第４６条の報告、第４７条の届出、第４８条の申出、第５１条第１項又は第２項の届出、第５２条の報告、第５５条の報告、第５６条の報告、第５７条の報告、第５８条の報告、第５９条の報告、第６０条の報告、第６１条の報告、第６２条の報告、第６３条の申出、第６４条第１項の申請、第６５条の申出、第６７条第１項の申請、第６８条第１項の申出、第７０条の報告、第７１条の報告、第７２条の報告、第７３条の申出、第７４条第１項の申請、第７６条第１項の申出、第７７条の報告、第７８条の報告、第７９条の報告、第８０条の報告、第８１条の報告、第８２条の報告、第８３条の申出、第８４条第１項の申請、第８５条の申出、第８７条第１項の申請、第８８条第１項の申出、第９０条の報告、第９１条の報告、第９２条の報告、第９３条の申出、第９４条第１項の申請、第９６条第１項の申出、第９７条の報告、第９８条の報告、第９９条の報告、第１００条の報告、第１０１条の報告、第１０２条の報告、第１０３条の申出、第１０４条第１項の申請、第１０６条第１項の申出、第１０７条の報告、第１０８条の報告、第１０９条の報告、第１１０条の報告、第１１１条の報告、第１１２条の報告、第１１３条の申出、第１１４条第１項の申請、第１１６条第１項の申出、第１１７条の報告、第１１８条の報告、第１１９条の報告、第１２０条の報告、第１２１条の報告、第１２２条の報告、第１２３条の申出、第１２４条第１項の申請、第１２６条第１項の申出、第１２７条の報告、第１２８条の報告、第１２９条の報告、第１３０条の報告、第１３１条の報告、第１３２条の報告、第１３３条の申出、第１３４条第１項の申請、第１３６条第１項の申出、第１３７条の報告、第１３８条の報告、第１３９条の報告、第１４０条の報告、第１４１条の報告、第１４２条の報告、第１４３条の申出、第１４４条第１項の申請、第１４６条第１項の申出、第１４７条の報告、第１４８条の報告、第１４９条の報告、第１５０条の報告、第１５１条の報告、第１５２条の報告、第１５３条の申出、第１５４条第１項の申請、第１５６条第１項の申出、第１５７条の報告、第１５８条の報告、第１５９条の報告、第１６０条の報告、第１６１条の報告、第１６２条の報告、第１６３条の申出、第１６４条第１項の申請、第１６６条第１項の申出、第１６７条の報告、第１６８条の報告、第１６９条の報告、第１７０条の報告、第１７１条の報告、第１７２条の報告、第１７３条の申出、第１７４条第１項の申請、第１７６条第１項の申出、第１７７条の報告、第１７８条の報告、第１７９条の報告、第１８０条の報告、第１８１条の報告、第１８２条の報告、第１８３条の申出、第１８４条第１項の申請、第１８６条第１項の申出、第１８７条の報告、第１８８条の報告、第１８９条の報告、第１９０条の報告、第１９１条の報告、第１９２条の報告、第１９３条の申出、第１９４条第１項の申請、第１９６条第１項の申出、第１９７条の報告、第１９８条の報告、第１９９条の報告、第２００条の報告、第２０１条の報告、第２０２条の報告、第２０３条の申出、第２０４条第１項の申請、第２０６条第１項の申出、第２０７条の報告、第２０８条の報告、第２０９条の報告、第２１０条の報告、第２１１条の報告、第２１２条の報告、第２１３条の申出、第２１４条第１項の申請、第２１６条第１項の申出、第２１７条の報告、第２１８条の報告、第２１９条の報告、第２２０条の報告、第２２１条の報告、第２２２条の報告、第２２３条の申出、第２２４条第１項の申請、第２２６条第１項の申出、第２２７条の報告、第２２８条の報告、第２２９条の報告、第２３０条の報告、第２３１条の報告、第２３２条の報告、第２３３条の申出、第２３４条第１項の申請、第２３６条第１項の申出、第２３７条の報告、第２３８条の報告、第２３９条の報告、第２４０条の報告、第２４１条の報告、第２４２条の報告、第２４３条の申出、第２４４条第１項の申請、第２４６条第１項の申出、第２４７条の報告、第２４８条の報告、第２４９条の報告、第２５０条の報告、第２５１条の報告、第２５２条の報告、第２５３条の申出、第２５４条第１項の申請、第２５６条第１項の申出、第２５７条の報告、第２５８条の報告、第２５９条の報告、第２６０条の報告、第２６１条の報告、第２６２条の報告、第２６３条の申出、第２６４条第１項の申請、第２６６条第１項の申出、第２６７条の報告、第２６８条の報告、第２６９条の報告、第２７０条の報告、第２７１条の報告、第２７２条の報告、第２７３条の申出、第２７４条第１項の申請、第２７６条第１項の申出、第２７７条の報告、第２７８条の報告、第２７９条の報告、第２８０条の報告、第２８１条の報告、第２８２条の報告、第２８３条の申出、第２８４条第１項の申請、第２８６条第１項の申出、第２８７条の報告、第２８８条の報告、第２８９条の報告、第２９０条の報告、第２９１条の報告、第２９２条の報告、第２９３条の申出、第２９４条第１項の申請、第２９６条第１項の申出、第２９７条の報告、第２９８条の報告、第２９９条の報告、第３００条の報告、第３０１条の報告、第３０２条の報告、第３０３条の申出、第３０４条第１項の申請、第３０６条第１項の申出、第３０７条の報告、第３０８条の報告、第３０９条の報告、第３１０条の報告、第３１１条の報告、第３１２条の報告、第３１３条の申出、第３１４条第１項の申請、第３１６条第１項の申出、第３１７条の報告、第３１８条の報告、第３１９条の報告、第３２０条の報告、第３２１条の報告、第３２２条の報告、第３２３条の申出、第３２４条第１項の申請、第３２６条第１項の申出、第３２７条の報告、第３２８条の報告、第３２９条の報告、第３３０条の報告、第３３１条の報告、第３３２条の報告、第３３３条の申出、第３３４条第１項の申請、第３３６条第１項の申出、第３３７条の報告、第３３８条の報告、第３３９条の報告、第３４０条の報告、第３４１条の報告、第３４２条の報告、第３４３条の申出、第３４４条第１項の申請、第３４６条第１項の申出、第３４７条の報告、第３４８条の報告、第３４９条の報告、第３５０条の報告、第３５１条の報告、第３５２条の報告、第３５３条の申出、第３５４条第１項の申請、第３５６条第１項の申出、第３５７条の報告、第３５８条の報告、第３５９条の報告、第３６０条の報告、第３６１条の報告、第３６２条の報告、第３６３条の申出、第３６４条第１項の申請、第３６６条第１項の申出、第３６７条の報告、第３６８条の報告、第３６９条の報告、第３７０条の報告、第３７１条の報告、第３７２条の報告、第３７３条の申出、第３７４条第１項の申請、第３７６条第１項の申出、第３７７条の報告、第３７８条の報告、第３７９条の報告、第３８０条の報告、第３８１条の報告、第３８２条の報告、第３８３条の申出、第３８４条第１項の申請、第３８６条第１項の申出、第３８７条の報告、第３８８条の報告、第３８９条の報告、第３９０条の報告、第３９１条の報告、第３９２条の報告、第３９３条の申出、第３９４条第１項の申請、第３９６条第１項の申出、第３９７条の報告、第３９８条の報告、第３９９条の報告、第４００条の報告、第４０１条の報告、第４０２条の報告、第４０３条の申出、第４０４条第１項の申請、第４０６条第１項の申出、第４０７条の報告、第４０８条の報告、第４０９条の報告、第４１０条の報告、第４１１条の報告、第４１２条の報告、第４１３条の申出、第４１４条第１項の申請、第４１６条第１項の申出、第４１７条の報告、第４１８条の報告、第４１９条の報告、第４２０条の報告、第４２１条の報告、第４２２条の報告、第４２３条の申出、第４２４条第１項の申請、第４２６条第１項の申出、第４２７条の報告、第４２８条の報告、第４２９条の報告、第４３０条の報告、第４３１条の報告、第４３２条の報告、第４３３条の申出、第４３４条第１項の申請、第４３６条第１項の申出、第４３７条の報告、第４３８条の報告、第４３９条の報告、第４４０条の報告、第４４１条の報告、第４４２条の報告、第４４３条の申出、第４４４条第１項の申請、第４４６条第１項の申出、第４４７条の報告、第４４８条の報告、第４４９条の報告、第４５０条の報告、第４５１条の報告、第４５２条の報告、第４５３条の申出、第４５４条第１項の申請、第４５６条第１項の申出、第４５７条の報告、第４５８条の報告、第４５９条の報告、第４６０条の報告、第４６１条の報告、第４６２条の報告、第４６３条の申出、第４６４条第１項の申請、第４６６条第１項の申出、第４６７条の報告、第４６８条の報告、第４６９条の報告、第４７０条の報告、第４７１条の報告、第４７２条の報告、第４７３条の申出、第４７４条第１項の申請、第４７６条第１項の申出、第４７７条の報告、第４７８条の報告、第４７９条の報告、第４８０条の報告、第４８１条の報告、第４８２条の報告、第４８３条の申出、第４８４条第１項の申請、第４８６条第１項の申出、第４８７条の報告、第４８８条の報告、第４８９条の報告、第４９０条の報告、第４９１条の報告、第４９２条の報告、第４９３条の申出、第４９４条第１項の申請、第４９６条第１項の申出、第４９７条の報告、第４９８条の報告、第４９９条の報告、第５００条の報告、第５０１条の報告、第５０２条の報告、第５０３条の申出、第５０４条第１項の申請、第５０６条第１項の申出、第５０７条の報告、第５０８条の報告、第５０９条の報告、第５１０条の報告、第５１１条の報告、第５１２条の報告、第５１３条の申出、第５１４条第１項の申請、第５１６条第１項の申出、第５１７条の報告、第５１８条の報告、第５１９条の報告、第５２０条の報告、第５２１条の報告、第５２２条の報告、第５２３条の申出、第５２４条第１項の申請、第５２６条第１項の申出、第５２７条の報告、第５２８条の報告、第５２９条の報告、第５３０条の報告、第５３１条の報告、第５３２条の報告、第５３３条の申出、第５３４条第１項の申請、第５３６条第１項の申出、第５３７条の報告、第５３８条の報告、第５３９条の報告、第５４０条の報告、第５４１条の報告、第５４２条の報告、第５４３条の申出、第５４４条第１項の申請、第５４６条第１項の申出、第５４７条の報告、第５４８条の報告、第５４９条の報告、第５５０条の報告、第５５１条の報告、第５５２条の報告、第５５３条の申出、第５５４条第１項の申請、第５５６条第１項の申出、第５５７条の報告、第５５８条の報告、第５５９条の報告、第５６０条の報告、第５６１条の報告、第５６２条の報告、第５６３条の申出、第５６４条第１項の申請、第５６６条第１項の申出、第５６７条の報告、第５６８条の報告、第５６９条の報告、第５７０条の報告、第５７１条の報告、第５７２条の報告、第５７３条の申出、第５７４条第１項の申請、第５７６条第１項の申出、第５７７条の報告、第５７８条の報告、第５７９条の報告、第５８０条の報告、第５８１条の報告、第５８２条の報告、第５８３条の申出、第５８４条第１項の申請、第５８６条第１項の申出、第５８７条の報告、第５８８条の報告、第５８９条の報告、第５９０条の報告、第５９１条の報告、第５９２条の報告、第５９３条の申出、第５９４条第１項の申請、第５９６条第１項の申出、第５９７条の報告、第５９８条の報告、第５９９条の報告、第６００条の報告、第６０１条の報告、第６０２条の報告、第６０３条の申出、第６０４条第１項の申請、第６０６条第１項の申出、第６０７条の報告、第６０８条の報告、第６０９条の報告、第６１０条の報告、第６１１条の報告、第６１２条の報告、第６１３条の申出、第６１４条第１項の申請、第６１６条第１項の申出、第６１７条の報告、第６１８条の報告、第６１９条の報告、第６２０条の報告、第６２１条の報告、第６２２条の報告、第６２３条の申出、第６２４条第１項の申請、第６２６条第１項の申出、第６２７条の報告、第６２８条の報告、第６２９条の報告、第６３０条の報告、第６３１条の報告、第６３２条の報告、第６３３条の申出、第６３４条第１項の申請、第６３６条第１項の申出、第６３７条の報告、第６３８条の報告、第６３９条の報告、第６４０条の報告、第６４１条の報告、第６４２条の報告、第６４３条の申出、第６４４条第１項の申請、第６４６条第１項の申出、第６４７条の報告、第６４８条の報告、第６４９条の報告、第６５０条の報告、第６５１条の報告、第６５２条の報告、第６５３条の申出、第６５４条第１項の申請、第６５６条第１項の申出、第６５７条の報告、第６５８条の報告、第６５９条の報告、第６６０条の報告、第６６１条の報告、第６６２条の報告、第６６３条の申出、第６６４条第１項の申請、第６６６条第１項の申出、第６６７条の報告、第６６８条の報告、第６６９条の報告、第６７０条の報告、第６７１条の報告、第６７２条の報告、第６７３条の申出、第６７４条第１項の申請、第６７６条第１項の申出、第６７７条の報告、第６７８条の報告、第６７９条の報告、第６８０条の報告、第６８１条の報告、第６８２条の報告、第６８３条の申出、第６８４条第１項の申請、第６８６条第１項の申出、第６８７条の報告、第６８８条の報告、第６８９条の報告、第６９０条の報告、第６９１条の報告、第６９２条の報告、第６９３条の申出、第６９４条第１項の申請、第６９６条第１項の申出、第６９７条の報告、第６９８条の報告、第６９９条の報告、第７００条の報告、第７０１条の報告、第７０２条の報告、第７０３条の申出、第７０４条第１項の申請、第７０６条第１項の申出、第７０７条の報告、第７０８条の報告、第７０９条の報告、第７１０条の報告、第７１１条の報告、第７１２条の報告、第７１３条の申出、第７１４条第１項の申請、第７１６条第１項の申出、第７１７条の報告、第７１８条の報告、第７１９条の報告、第７２０条の報告、第７２１条の報告、第７２２条の報告、第７２３条の申出、第７２４条第１項の申請、第７２６条第１項の申出、第７２７条の報告、第７２８条の報告、第７２９条の報告、第７３０条の報告、第７３１条の報告、第７３２条の報告、第７３３条の申出、第７３４条第１項の申請、第７３６条第１項の申出、第７３７条の報告、第７３８条の報告、第７３９条の報告、第７４０条の報告、第７４１条の報告、第７４２条の報告、第７４３条の申出、第７４４条第１項の申請、第７４６条第１項の申出、第７４７条の報告、第７４８条の報告、第７４９条の報告、第７５０条の報告、第７５１条の報告、第７５２条の報告、第７５３条の申出、第７５４条第１項の申請、第７５６条第１項の申出、第７５７条の報告、第７５８条の報告、第７５９条の報告、第７６０条の報告、第７６１条の報告、第７６２条の報告、第７６３条の申出、第７６４条第１項の申請、第７６６条第１項の申出、第７６７条の報告、第７６８条の報告、第７６９条の報告、第７７０条の報告、第７７１条の報告、第７７２条の報告、第７７３条の申出、第７７４条第１項の申請、第７７６条第１項の申出、第７７７条の報告、第７７８条の報告、第７７９条の報告、第７８０条の報告、第７８１条の報告、第７８２条の報告、第７８３条の申出、第７８４条第１項の申請、第７８６条第１項の申出、第７８７条の報告、第７８８条の報告、第７８９条の報告、第７９０条の報告、第７９１条の報告、第７９２条の報告、第７９３条の申出、第７９４条第１項の申請、第７９６条第１項の申出、第７９７条の報告、第７９８条の報告、第７９９条の報告、第８００条の報告、第８０１条の報告、第８０２条の報告、第８０３条の申出、第８０４条第１項の申請、第８０６条第１項の申出、第８０７条の報告、第８０８条の報告、第８０９条の報告、第８１０条の報告、第８１１条の報告、第８１２条の報告、第８１３条の申出、第８１４条第１項の申請、第８１６条第１項の申出、第８１７条の報告、第８１８条の報告、第８１９条の報告、第８２０条の報告、第８２１条の報告、第８２２条の報告、第８２３条の申出、第８２４条第１項の申請、第８２６条第１項の申出、第８２７条の報告、第８２８条の報告、第８２９条の報告、第８３０条の報告、第８３１条の報告、第８３２条の報告、第８３３条の申出、第８３４条第１項の申請、第８３６条第１項の申出、第８３７条の報告、第８３８条の報告、第８３９条の報告、第８４０条の報告、第８４１条の報告、第８４２条の報告、第８４３条の申出、第８４４条第１項の申請、第８４６条第１項の申出、第８４７条の報告、第８４８条の報告、第８４９条の報告、第８５０条の報告、第８５１条の報告、第８５２条の報告、第８５３条の申出、第８５４条第１項の申請、第８５６条第１項の申出、第８５７条の報告、第８５８条の報告、第８５９条の報告、第８６０条の報告、第８６１条の報告、第８６２条の報告、第８６３条の申出、第８６４条第１項の申請、第８６６条第１項の申出、第８６７条の報告、第８６８条の報告、第８６９条の報告、第８７０条の報告、第８７１条の報告、第８７２条の報告、第８７３条の申出、第８７４条第１項の申請、第８７６条第１項の申出、第８７７条の報告、第８７８条の報告、第８７９条の報告、第８８０条の報告、第８８１条の報告、第８８２条の報告、第８８３条の申出、第８８４条第１項の申請、第８８６条第１項の申出、第８８７条の報告、第８８８条の報告、第８８９条の報告、第８９０条の報告、第８９１条の報告、第８９２条の報告、第８９３条の申出、第８９４条第１項の申請、第８９６条第１項の申出、第８９７条の報告、第８９８条の報告、第８９９条の報告、第９００条の報告、第９０１条の報告、第９０２条の報告、第９０３条の申出、第９０４条第１項の申請、第９０６条第１項の申出、第９０７条の報告、第９０８条の報告、第９０９条の報告、第９１０条の報告、第９１１条の報告、第９１２条の報告、第９１３条の申出、第９１４条第１項の申請、第９１６条第１項の申出、第９１７条の報告、第９１８条の報告、第９１９条の報告、第９２０条の報告、第９２１条の報告、第９２２条の報告、第９２３条の申出、第９２４条第１項の申請、第９２６条第１項の申出、第９２７条の報告、第９２８条の報告、第９２９条の報告、第９３０条の報告、第９３１条の報告、第９３２条の報告、第９３３条の申出、第９３４条第１項の申請、第９３６条第１項の申出、第９３７条の報告、第９３８条の報告、第９３９条の報告、第９４０条の報告、第９４１条の報告、第９４２条の報告、第９４３条の申出、第９４４条第１項の申請、第９４６条第１項の申出、第９４７条の報告、第９４８条の報告、第９４９条の報告、第９５０条の報告、第９５１条の報告、第９５２条の報告、第９５３条の申出、第９５４条第１項の申請、第９５６条第１項の申出、第９５７条の報告、第９５８条の報告、第９５９条の報告、第９６０条の報告、第９６１条の報告、第９６２条の報告、第９６３条の申出、第９６４条第１項の申請、第９６６条第１項の申出、第９６７条の報告、第９６８条の報告、第９６９条の報告、第９７０条の報告、第９７１条の報告、第９７２条の報告、第９７３条の申出、第９７４条第１項の申請、第９７６条第１項の申出、第９７７条の報告、第９７８条の報告、第９７９条の報告、第９８０条の報告、第９８１条の報告、第９８２条の報告、第９８３条の申出、第９８４条第１項の申請、第９８６条第１項の申出、第９８７条の報告、第９８８条の報告、第９８９条の報告、第９９０条の報告、第９９１条の報告、第９９２条の報告、第９９３条の申出、第９９４条第１項の申請、第９９６条第１項の申出、第９９７条の報告、第９９８条の報告、第９９９条の報告、第１０００条の報告、第１００１条の報告、第１００２条の報告、第１００３条の申出、第１００４条第１項の申請、第１００６条第１項の申出、第１００７条の報告、第１００８条の報告、第１００９条の報告、第１０１０条の報告、第１０１１条の報告、第１０１２条の報告、第１０１３条の申出、第１０１４条第１項の申請、第１０１６条第１項の申出、第１０１７条の報告、第１０１８条の報告、第１０１９条の報告、第１０２０条の報告、第１０２１条の報告、第１０２２条の報告、第１０２３条の申出、第１０２４条第１項の申請、第１０２６条第１項の申出、第１０２７条の報告、第１０２８条の報告、第１０２９条の報告、第１０３０条の報告、第１０３１条の報告、第１０３２条の報告、第１０３３条の申出、第１０３４条第１項の申請、第１０３６条第１項の申出、第１０３７条の報告、第１０３８条の報告、第１０３９条の報告、第１０４０条の報告、第１０４１条の報告、第１０４２条の報告、第１０４３条の申出、第１０４４条第１項の申請、第１０４６条第１項の申出、第１０４７条の報告、第１０４８条の報告、第１０４９条の報告、第１０５０条の報告、第１０５１条の報告、第１０５２条の報告、第１０５３条の申出、第１０５４条第１項の申請、第１０５６条第１項の申出、第１０５７条の報告、第１０５８条の報告、第１０５９条の報告、第１０６０条の報告、第１０６１条の報告、第１０６２条の報告、第１０６３条の申出、第１０６４条第１項の申請、第１０６６条第１項の申出、第１０６７条の報告、第１０６８条の報告、第１０６９条の報告、第１０７０条の報告、第１０７１条の報告、第１０７２条の報告、第１０７３条の申出、第１０７４条第１項の申請、第１０７６条第１項の申出、第１０７７条の報告、第１０７８条の報告、第１０７９条の報告、第１０８０条の報告、第１０８１条の報告、第１０８２条の報告、第１０８３条の申出、第１０８４条第１項の申請、第１０８６条第１項の申出、第１０８７条の報告、第１０８８条の報告、第１０８９条の報告、第１０９０条の報告、第１０９１条の報告、第１０９２条の報告、第１０９３条の申出、第１０９４条第１項の申請、第１０９６条第１項の申出、第１０９７条の報告、第１０９８条の報告、第１０９９条の報告、第１１００条の報告、第１１０１条の報告、第１１０２条の報告、第１１０３条の申出、第１１０４条第１項の申請、第１１０６条第１項の申出、第１１０７条の報告、第１１０８条の報告、第１１０９条の報告、第１１１０条の報告、第１１１１条の報告、第１１１２条の報告、第１１１３条の申出、第１１１４条第１項の申請、第１１１６条第１項の申出、第１１１７条の報告、第１１１８条の報告、第１１１９条の報告、第１１２０条の報告、第１１２１条の報告、第１１２２条の報告、第１１２３条の申出、第１１２４条第１項の申請、第１１２６条第１項の申出、第１１２７条の報告、第１１２８条の報告、第１１２９条の報告、第１１３０条の報告、第１１３１条の報告、第１１３２条の報告、第１１３３条の申出、第１１３４条第１項の申請、第１１３６条第１項の申出、第１１３７条の報告、第１１３８条の報告、第１１３９条の報告、第１１４０条の報告、第１１４１条の報告、第１１４２条の報告、第１１４３条の申出、第１１４４条第１項の申請、第１１４６条第１項の申出、第１１４７条の報告、第１１４８条の報告、第１１４９条の報告、第１１５０条の報告、第１１５１条の報告、第１１５２条の報告、第１１５３条の申出、第１１５４条第１項の申請、第１１５６条第１項の申出、第１１５７条の報告、第１１５８条の報告、第１１５９条の報告、第１１６０条の報告、第１１６１条の報告、第１１６２条の報告、第１１６３条の申出、第１１６４条第１項の申請、第１１６６条第１項の申出、第１１６７条の報告、第１１６８条の報告、第１１６９条の報告、第１１７０条の報告、第１１７１条の報告、第１１７２条の報告、第１１７３条の申出、第１１７４条第１項の申請、第１１７６条第１項の申出、第１１７７条の報告、第１１７８条の報告、第１１７９条の報告、第１１８０条の報告、第１１８１条の報告、第１１８２条の報告、第１１８３条の申出、第１１８４条第１項の申請、第１１８６条第１項の申出、第１１８７条の報告、第１１８８条の報告、第１１８９条の報告、第１１９０条の報告、第１１９１条の報告、第１１９２条の報告、第１１９３条の申出、第１１９４条第１項の申請、第１１９６条第１項の申出、第１１９７条の報告、第１１９８条の報告、第１１９９条の報告、第１２００条の報告、第１２０１条の報告、第１２０２条の報告、第１２０３条の申出、第１２０４条第１項の申請、第１２０６条第１項の申出、第１２０７条の報告、第１２０８条の報告、第１２０９条の報告、第１２１０条の報告、第１２１１条の報告、第１２１２条の報告、第１２１３条の申出、第１２１４条第１項の申請、第１２１６条第１項の申出、第１２１７条の報告、第１２１８条の報告、第１２１９条の報告、第１２２０条の報告、第１２２１条の報告、第１２２２条の報告、第１２２３条の申出、第１２２４条第１項の申請、第１２２６条第１項の申出、第１２２７条の報告、第１２２８条の報告、第１２２９条の報告、第１２３０条の報告、第１２３１条の報告、第１２３２条の報告、第１２３３条の申出、第１２３４条第１項の申請、第１２３６条第１項の申出、第１２３７条の報告、第１２３８条の報告、第１２３９条の報告、第１２４０条の報告、第１２４１条の報告、第１２４２条の報告、第１２４３条の申出、第１２４４条第１項の申請、第１２４６条第１項の申出、第１２４７条の報告、第１２４８条の報告、第１２４９条の報告、第１２５０条の報告、第１２５１条の報告、第１２５２条の報告、第１２５３条の申出、第１２５４条第１項の申請、第１２５６条第１項の申出、第１２５７条の報告、第１２５８条の報告、第１２５９条の報告、第１２６０条の報告、第１２６１条の報告、第１２６２条の報告、第１２６３条の申出、第１２６４条第１項の申請、第１２６６条第１項の申出、第１２６７条の報告、第１２６８条の報告、第１２６９条の報告、第１２７０条の報告、第１２７１条の報告、第１２７２条の報告、第１２７３条の申出、第１２７４条第１項の申請、第１２７６条第１項の申出、第１２７７条の報告、第１２７８条の報告、第１２７９条の報告、第１２８０条の報告、第１２８１条の報告、第１２８２条の報告、第１２８３条の申出、第１２８４条第１項の申請、第１２８６条第１項の申出、第１２８７条の報告、第１２８８条の報告、第１２８９条の報告、第１２９０条の報告、第１２９１条の報告、第１２９２条の報告、第１２９３条の申出、第１２９４条第１項の申請、第１２９６条第１項の申出、第１２９７条の報告、第１２９８条の報告、第１２９９条の報告、第１３００条の報告、第１３０１条の報告、第１３０２条の報告、第１３０３条の申出、第１３０４条第１項の申請、第１３０６条第１項の申出、第１３０７条の報告、第１３０８条の報告、第１３０９条の報告、第１３１０条の報告、第１３１１条の報告、第１３１２条の報告、第１３１３条の申出、第１３１４条第１項の申請、第１３１６条第１項の申出、第１３１７条の報告、第１３１８条の報告、第１３１９条の報告、第１３２０条の報告、第１３２１条の報告、第１３２２条の報告、第１３２３条の申出、第１３２４条第１項の申請、第１３２６条第１項の申出、第１３２７条の報告、第１３２８条の報告、第１３２９条の報告、第１３３０条の報告、第１３３１条の報告、第１３３２条の報告、第１３３３条の申出、第１３３４条第１項の申請、第１３３６条第１項の申出、第１３３７条の報告、第１３３８条の報告、第１３３９条の報告、第１３４０条の報告、第１３４１条の報告、第１３４２条の報告、第１３４３条の申出、第１３４４条第１項の申請、第１３４６条第１項の申出、第１３４７条の報告、第１３４８条の報告、第１３４９条の報告、第１３５０条の報告、第１３５１条の報告、第１３５２条の報告、第１３５３条の申出、第１３５４条第１項の申請、第１３５６条第１項の申出、第１３５７条の報告、第１３５８条の報告、第１３５９条の報告、第１３６０条の報告、第１３６１条の報告、第１３６２条の報告、第１３６３条の申出、第１３６４条第１項の申請、第１３６６条第１項の申出、第１３６７条の報告、第１３６８条の報告、第１３６９条の報告、第１３７０条の報告、第１３７１条の報告、第１３７２条の報告、第１３７３条の申出、第１３７４条第１項の申請、第１３７６条第１項の申出、第１３７７条の報告、第１３７８条の報告、第１３７９条の報告、第１３８０条の報告、第１３８１条の報告、第１３８２条の報告、第１３８３条の申出、第１３８４条第１項の申請、第１３８６条第１項の申出、第１３８７条の報告、第１３８８条の報告、第１３８９条の報告、第１３９０条の報告、第１３９１条の報告、第１３９２条の報告、第１３９３条の申出、第１３９４条第１項の申請、第１３９６条第１項の申出、第１３９７条の報告、第１３９８条の報告、第１３９９条の報告、第１４００条の報告、第１４０１条の報告、第１４０２条の報告、第１４０３条の申出、第１４０４条第１項の申請、第１４０６条第１項の申出、第１４０７条の報告、第１４０８条の報告、第１４０９条の報告、第１４１０条の報告、第１４１１条の報告、第１４１２条の報告、第１４１３条の申出、第１４１４条第１項の申請、第１４１６条第１項の申出、第１４１７条の報告、第１４１８条の報告、第１４１９条の報告、第１４２０条の報告、第１４２１条の報告、第１４２２条の報告、第１４２３条の申出、第１４２４条第１項の申請、第１４２６条第１項の申出、第１４２７条の報告、第１４２８条の報告、第１４２９条の報告、第１４３０条の報告、第１４３１条の報告、第１４３２条の報告、第１４３３条の申出、第１４３４条第１項の申請、第１４３６条第１項の申出、第１４３７条の報告、第１４３８条の報告、第１４３９条の報告、第１４４０条の報告、第１４４１条の報告、第１４４２条の報告、第１４４３条の申出、第１４４４条第１項の申請、第１４４６条第１項の申出、第１４４７条の報告、第１４４８条の報告、第１４４９条の報告、第１４５０条の報告、第１４５１条の報告、第１４５２条の報告、第１４５３条の申出、第１４５４条第１項の申請、第１４５６条第１項の申出、第１４５７条の報告、第１４５８条の報告、第１４５９条の報告、第１４６０条の報告、第１４６１条の報告、第１４６２条の報告、第１４６３条の申出、第１４６４条第１項の申請、第１４６６条第１項の申出、第１４６７条の報告、第１４６８条の報告、第１４６９条の報告、第１４７０条の報告、第１４７１条の報告、第１４７２条の報告、第１４７３条の申出、第１４７４条第１項の申請、第１４７６条第１項の申出、第１４７７条の報告、第１４７８条の報告、第１４７９条の報告、第１４８０条の報告、第１４８１条の報告、第１４８２条の報告、第１４８３条の申出、第１４８４条第１項の申請、第１４８６条第１項の申出、第１４８７条の報告、第１４８８条の報告、第１４８９条の報告、第１４９０条の報告、第１４９１条の報告、第１４９２条の報告、第１４９３条の申出、第１４９４条第１項の申請、第１４９６条第１項の申出、第１４９７条の報告、第１４９８条の報告、第１４９９条の報告、第１５００条の報告、第１５０１条の報告、第１５０２条の報告、第１５０３条の申出、第１５０４条第１項の申請、第１５０６条第１項の申出、第１５０７条の報告、第１５０８条の報告、第１５０９条の報告、第１５１０条の報告、第１５１１条の報告、第１５１２条の報告、第１５１３条の申出、第１５１４条第１項の申請、第１５１６条第１項の申出、第１５１７条の報告、第１５１８条の報告、第１５１９条の報告、第１５２０条の報告、第１５２１条の報告、第１５２２条の報告、第１５２３条の申出、第１５２４条第１項の申請、第１５２６条第１項の申出、第１５２７条の報告、第１５２８条の報告、第１５２９条の報告、第１５３０条の報告、第１５３１条の報告、第１５３２条の報告、第１５３３条の申出、第１５３４条第１項の申請、第１５３６条第１項の申出、第１５３７条の報告、第１５３８条の報告、第１５３９条の報告、第１５４０条の報告、第１５４１条の報告、第１５４２条の報告、第１５４３条の申出、第１５４４条第１項の申請、第１５４６条第１項の申出、第１５４７条の報告、第１５４８条の報告、第１５４９条の報告、第１５５０条の報告、第１５５１条の報告、第１５５２条の報告、第１５５３条の申出、第１５５４条第１項の申請、第１５５６条第１項の申出、第１５５７条の報告、第１５５８条の報告、第１５５９条の報告、第１５６０条の報告、第１５６１条の報告、第１５６２条の報告、第１５６３条の申出、第１５６４条第１項の申請、第１５６６条第１項の申出、第１５６７条の報告、第１５６８条の報告、第１５６９条の報告、第１５７０条の報告、第１５７１条の報告、第１５７２条の報告、第１５７３条の申出、第１５７４条第１項の申請、第１５７６条第１項の申出、第１５７７条の報告、第１５７８条の報告、第１５７９条の報告、第１５８０条の報告、第１５８１条の報告、第１５８２条の報告、第１５８３条の申出、第１５８４条第１項の申請、第１５８６条第１項の申出、第１５８７条の報告、第１５８８条の報告、第１５８９条の報告、第１５９０条の報告、第１５９１条の報告、第１５９２条の報告、第１５９３条の申出、第１５９４条第１項の申請、第１５９６条第１項の申出、第１５９７条の報告、第１５９８条の報告、第１５９９条の報告、第１６００条の報告、第１６０１条の報告、第１６０２条の報告、第１６０３条の申出、第１６０４条第１項の申請、第１６０６条第１項の申出、第１６０７条の報告、第１６０８条の報告、第１６０９条の報告、第１６１０条の報告、第１６１１条の報告、第１６１２条の報告、第１６１３条の申出、第１６１４条第１項の申請、第１６１６条第１項の申出、第１６１７条の報告、第１６１８条の報告、第１６１９条の報告、第１６２０条の報告、第１６２１条の報告、第１６２２条の報告、第１６２３条の申出、第１６２４条第１項の申請、第１６２６条第１項の申出、第１６２７条の報告、第１６２８条の報告、第１６２９条の報告、第１６３０条の報告、第１６３１条の報告、第１６３２条の報告、第１６３３条の申出、第１６３４条第１項の申請、第１６３６条第１項の申出、第１６３７条の報告、第１６３８条の報告、第１６３９条の報告、第１６４０条の報告、第１６４１条の報告、第１６４２条の報告、第１６４３条の申出、第１６４４条第１項の申請、第１６４６条第１項の申出、第１６４７条の報告、第１６４８条の報告、第１６４９条の報告、第１６５０条の報告、第１６５１条の報告、第１６５２条の報告、第１６５３条の申出、第１６５４条第１項の申請、第１６５６条第１項の申出、第１６５７条の報告、第１６５８条の報告、第１６５９条の報告、第１６６０条の報告、第１６６１条の報告、第１６６２条の報告、第１６６３条の申出、第１６６４条第１項の申請、第１６６６条第１項の申出、第１６６７条の報告、第１６６８条の報告、第１６６９条の報告、第１６７０条の報告、第１６７１条の報告、第１６７２条の報告、第１６７３条の申出、第１６７４条第１項の申請、第１６７６条第１項の申出、第１６７７条の報告、第１６７８条の報告、第１６７９条の報告、第１６８０条の報告、第１６８１条の報告、第１６８２条の報告、第１６８３条の申出、第１６８４条第１項の申請、第１６８６条第１項の申出、第１６８７条の報告、第１６８８条の報告、第１６８９条の報告、第１６９０条の報告、第１６９１条の報告、第１６９２条の報告、第１６９３条の申出、第１６９４条第１項の申請、第１６９６条第１項の申出、第１６９７条の報告、第１６９８条の報告、第１６９９条の報告、第１７００条の報告、第１７０１条の報告、第１７０２条の報告、第１７０３条の申出、第１７０４条第１項の申請、第１７０６条第１項の申出、第１７０７条の報告、第１７０８条の報告、第１７０９条の報告、第１７１０条の報告、第１７１１条の報告、第１７１２条の報告、第１７１３条の申出、第１７１４条第１項の申請、第１７１６条第１項の申出、第１７１７条の報告、第１７１８条の報告、第１７１９条の報告、第１７２０条の報告、第１７２１条の報告、第１７２２条の報告、第１７２３条の申出、第１７２４条第１項の申請、第１７２６条第１項の申出、第１７２７条の報告、第１７２８条の報告、第１７２９条の報告、第１７３０条の報告、第１７３１条の報告、第１７３２条の報告、第１７３３条の申出、第１７３４条第１項の申請、第１７３６条第１項の申出、第１７３７条の報告、第１７３８条の報告、第１７３９条の報告、第１７４０条の報告、第１７４１条の報告、第１７４２条の報告、第１７４３条の申出、第１７４４条第１項の申請、第１７４６条第１項の申出、第１７４７条の報告、第１７４８条の報告、第１７４９条の報告、第１７５０条の報告、第１７５１条の報告、第１７５２条の報告、第１７５３条の申出、第１７５４条第１項の申請、第１７５６条第１項の申出、第１７５７条の報告、第１７５８条の報告、第１７５９条の報告、第１７６０条の報告、第１７６１条の報告、第１７６２条の報告、第１７６３条の申出、第１７６４条第１項の申請、第１７６６条第１項の申出、第１７６７条の報告、第１７６８条の報告、第１７６９条の報告、第１７７０条の報告、第１７７１条の報告、第１７７２条の報告、第１７７